修養費	八・三五	一一・二二	一三三	
交際費	五九・七一	八七・七六	一四七	
嗜好費	三〇・七七	四五・二七	一四七	
娯樂費	五・〇〇	七四〇	一四八	
衞生費	三四・五二	五三・五六	一五五	
冠婚葬祭費	五〇・二六	六六・五六	一三二	
諸負担	一・九八	一・三二	九四	
負債利子	九・三六	五・五〇	五九	
其他	二六・五六	四三・五八	一六四	

（備考）農林省調

是に由つて之を觀るも近年に於けるインフレーション滲透の影響を受けて農家經濟が著しく改善せられたことを知ると共に、他面事變下に於ける農家の生活狀態が相當に膨脹且つ華美に流れるに至つたことを窺ひ得るのである。此のことは總所得より家計費を控除した農家經濟の餘剩に徵するも、左表の如き狀況を示して居る。卽ち事變以來餘剩額は著增の一途を辿り、昭和十四年に於ける總農家平均餘剩額は一箇年六百二十八圓を示すに至つたのである。而も斯くの如き餘剩額增大の原因が總經費の增加よりも農家總收入の增加が遙かに顯著なりしに因るものなることは旣述の如くであつて、農村に於ける斯かる情勢こそは近年頓に農村購買力の吸收が重視せられるに至つた所以に外ならぬのである。

農家收支過不足狀況（單位圓）

年別	總農家	自作農	自小作農	小作農
昭和十一年	一五二	一九三	一六〇	一〇三
昭和十二年	二五三	三一七	二六五	一七六
昭和十三年	二六八	三二八	二八七	一八七
昭和十四年	六二八	六八九	六四七	五四八

（備考）農林省調

因に餘剩農家と不足農家とに分ちて其の戶數を觀るならば、餘剩農家が斷然壓倒的地位を占めて居る。卽ち次表の如くである。

餘剰農家及不足農家戸數狀況

自小作農家別		昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年	
		實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
		戸		戸		戸		戸	
自作	餘剰農家	七一	八五	七三	八七	六七	八六	八三	九四
	不足農家	一三	一五	一一	一三	一一	一四	四	六
	總數	八四	一〇〇	八四	一〇〇	七八	一〇〇	八七	一〇〇
自小作	餘剰農家	八一	七九	九四	八〇	八六	八七	一〇六	九四
	不足農家	二一	二一	一〇	二〇	一三	一三	七	六
	總數	一〇三	一〇〇	一〇四	一〇〇	九九	一〇〇	一一三	一〇〇
小作	餘剰農家	六五	七六	七六	八八	七二	八八	七六	九四
	不足農家	二	二四	一五	一六	一〇	一二	五	六
	總數	八六	一〇〇	九一	一〇〇	八二	一〇〇	八一	一〇〇
總數	餘剰農家	二一七	七九	二四三	八七	二三五	八七	二六五	九四
	不足農家	五六	二	三六	一三	三四	一三	一六	六
	總數	二七三	一〇〇	二七九	一〇〇	二五九	一〇〇	二八一	一〇〇

（備考）一、本表には北海道及沖繩縣の農家を含まず
二、農林省調

以上は大體事變後に於ける農家の收支狀態よりインフレーション滲透の狀態を觀て來たのであるが、終りに農村インフレの一指標として屢々取上げられる農地價格の昂騰に付參考迄に其の事變以來の推移を掲ぐれば次の如くである。卽ち農村に流入する通貨の增加が農地價格の騰貴を促がすことは、他に有利な投資對象の稀な我國農村に於ては特に顯著であつて、十五年度に於ける普通田の反當賣買價格は六百八十七圓、普通畑は四百二十二圓と事變發生の十二年度に比し田は四割六分、畑は五割二分の著騰となつて居る。

田畑賣買價格（日本勸業銀行調）

年別	普通田（反當）		普通畑（反當）	
	賣買價格 圓	同上指數	賣買價格 圓	同上指數
昭和十二年	四七〇	一〇〇	二七八	一〇〇
昭和十三年	五一九	一一〇	三〇四	一〇九
昭和十四年	五七六	一二三	三四三	一二三
昭和十五年	六八七	一四六	四二三	一五二

（備考）本表の指數は昭和十二年の價格を一〇〇とす

(2) 都市に於けるインフレーションの滲透狀態

農家經濟に對するインフレーションの滲透狀態は前項に記述せる如くであるが、次に都市に於ける俸給生活者及勞働者の生計に及ぼしたる影響如何といふに、之を先づ內閣統計局調に依り工場、鑛山交通の各勞働者の人員竝に賃銀及此の兩者を乘じたる總收入とに付て觀るに、次の如き狀態を示して居る。卽ち次表に依り事變發生當初の昭和十二年七月と十五年十二月とを比較するに、人員に於て交通勞働者の一割三分を最低として、鑛山勞働者の二割九分、工場勞働者の三割一分と孰れも著增を示して居るのであるが、更に之を實收賃銀に付て觀るも、交通勞働者に於て一割八分、工場勞働者に於て四割九分の上昇を示し、鑛山勞働者に至つては實に六割の昂騰を示して居る。而して斯くの如く人員、賃銀共に上昇の傾向に在る爲め、勞働者の總收入は交通勞働者を除き、工場、鑛山兩勞働者共に倍增を示し、如何に事變前と事變後とでは其の間此等庶民階級の購買力が增大して居るかを想察することが出來る。

勞働者人員、賃銀及總收入指數

年月別	工場勞働者 人員	工場勞働者 實收賃銀	工場勞働者 總收入	鑛山勞働者 人員	鑛山勞働者 實收賃銀	鑛山勞働者 總收入	交通勞働者 人員	交通勞働者 實收賃銀	交通勞働者 總收入
昭和十二年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十四年六月	一二九	一二四	一三四	一二九	一四五	一〇三	一〇八	一〇二	一〇五
同　十二月	一三〇	一三一	一七二	一二四	一七五	一〇五	一一二	一一七	
昭和十五年六月	一三三	一三七	一八一	一二九	一五一	一八〇	一一二	一一〇	一三三
同　十二月	一三一	一四九	一九五	一二九	一六〇	二〇六	一一三	一一八	一三三

（備　考）內閣統計局調に據る

たゞ玆に注意しなければならぬことは假令如何に勞働者の收入が增加しても、物價が騰貴し、生計費が嵩んで居たのでは其の生活に及ぼす影響も異つて來るのであつて、

工場勞働者實收賃銀及生計費指數比較

年月別	實收賃銀指數	生計費指數 總平均	飮食料費	住居費	光熱費	被服費	其の他
昭和十二年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十四年六月	一二三	一二九	一二九	一〇七	一三一	一五〇	一〇七
同　十二月	一三一	一三一	一三八	一一〇	一三九	一六三	一〇八
昭和十五年六月	一三七	一四六	一五五	一一六	一四一	一九一	一一八
同　十二月	一四九	一四四	一五〇	一一八	一四三	一九四	一二〇

（備　考）內閣統計局調に據る

右表の如く賃銀收入の顯著なる增勢に對し生計費も亦事變以來一般物價、特に生活資料價格の昂騰を映じ、上昇の著しきものあるを認め得るのであるが、概括的に都市勤勞者の經濟狀態を窺ふときは、給料生活者及勞働者共に近年著しく過剩蓄積の累增して居ることを看取し得るのであつて、此の傾向は特に勞働者に於てより顯著に現はれて居るものと言ふことが出來るのである。最近の調査が無いので少し古いが、內閣統計局發表の昭和十四年八月の家計調査報告に依れば、左の如く收入に於て昭和十三年——十四年に於ける給料生活者の一ヶ月平均の收入額は百十一圓四錢と十一年——十二年の百圓二十六錢に對し九圓七十八錢の增加なるに對し、勞働者は十一圓四十七錢の增加となつて居る。

給料生活者及勞働者家計狀況

年度別	給料生活者			勞働者		
	實收入	支出	差引過剩	實收入	支出	差引過剩
	圓	圓	圓	圓	圓	圓
昭和十一年—十二年	一〇〇·二六	八八·三七	一一·八九	七九·一七	七八·〇二	一·一五
昭和十二年—十三年	一〇二·九二	八九·一七	一三·七五	九五·四八	八一·〇九	一四·三九
昭和十三年—十四年	一一〇·〇四	九二·六七	一七·三七	一〇二·七九	八四·〇五	一七·七四

（備考）內閣統計局調に據る

之に對し支出は收入の增加に比し比較的輕微に止まり、給料生活者に於て四圓三十錢、勞働者に於て四圓八十八錢の微增となつて居るに過ぎないのである。因に昭和十四年三月に於ける全國產業團體聯合會の調査に係る中堅の工場勞働者の實收入調査を引用すれば、都賑產業勞働者に於ては事變發生の昭和十二年七月に於ける實收月額は九十九圓六十四錢であつたものが、十四年の三月には其の約三割を增加して百二十八圓六錢となり、之に伴ひ貯蓄金、健康保險料、退職積立金等各種の控除月額も四圓四十一錢より一躍九圓四十九錢に著增し、斯くて控除額差引手取額は事變前に比し二割五分の增加といふことになつて居る。尙此のことは鑛業勞働者の場合にも同樣であつて、實收月額は十二年七月の六十五圓四十八錢より十四年三月には九十一圓九十七錢と四割方の增加となり、控除額差引手取額も略同程度の上昇を示し、此等中堅工の生活水準が事變後相當引上げられて居ることを物語つて居る。

中堅工場勞働者實收入調

年月別	稼働日數	延稼働時間數	實收月額	一時間當實收額	控除月額	控除額差引手取額
	日	時間	圓	錢	圓	圓
殷賑產業 昭和十二年七月	二七·六	三七·二	九九·六四	三一·四	四·四一	九五·二三
指數	（一日平均 一〇·五）		一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇

昭和十三年七月	實數	二七・五	三二二・六（一日平均一一・七）	一一四・三九	三五・五	六・九〇	一〇七・四九
	指數	九九・六	一〇一・七	一一四・八	一〇三・一	一五六・四	一一二・九
昭和十四年三月	實數	二七・六	三三四・〇（一日平均一二・一）	一二八・〇六	三八・三	九・四九	一一八・五七
	指數	一〇〇・〇	一〇五・三	一二八・五	一二二・〇	二一五・二	一二四・六
鑛業							
昭和十二年七月	實數	二六・六	二四九・八（一日平均九・四）	六五・四八	二六・二	五・〇八	六〇・四〇
	指數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和十三年七月	實數	二五・九	二五三・三（一日平均九・八）	七七・一九	三〇・五	七・一四	七〇・〇五
	指數	九七・五	一〇一・四	一一七・九	一一六・四	一四〇・七	一一六・〇
昭和十四年三月	實數	二六・八	二六二・〇（一日平均九・八）	九一・九七	三五・一	七・八〇	八四・一七
	指數	一〇〇・六	一〇四・九	一四〇・五	一三四・〇	一五三・六	一三九・四
平和產業							
昭和十二年七月	實數	二七・五	三〇一・五（一日平均一〇・九）	七七・八八	二五・八	四・〇七	七三・八二
	指數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
昭和十三年七月	實數	二七・六	三〇四・二（一日平均一一・〇）	八〇・八七	二六・六	五・三一	七五・五六
	指數	一〇〇・三	一〇〇・九	一〇三・八	一三〇・一	一三〇・五	一〇二・四
昭和十四年三月	實數	二五・六	二九八・五（一日平均一一・六）	八三・三六	二七・九	五・七〇	七七・六七
	指數	九三・四	九九・〇	一〇七・〇	一〇八・一	一四〇・〇	一〇五・二

（備考）全國產業團體聯合會調

尤も以上述べた所は調査對象となつた都市勞働者の狀態であつて、之を以て直ちに我國の勤勞階級の賃銀收入が著增したと極論することは出來ぬが、何れにしても近年勤勞階級、殊に勞働者階級の收入の著しく增加したことは爭はれない事實で、今や同方面に對するインフレ防止の問題は議論の問題より實際の問題に移行しつゝあることを示唆するものと言ふことが出來る。今參考近に都市インフレ滲透の指標として大衆の消費に關係深き百貨店の賣上及煙草の賣上狀況に付最近の趨向を窺ふに、左揭の如く昭和十五年に於ける兩者の賣上高は前年に比し各月共孰れも相當の增加を示して居る。

昭和十五年に於ける百貨店賣上高及煙草賣上高狀況

月別	東京市內六大デパート賣上高				煙草賣上代金			
	昭和十四年（千圓）	昭和十五年（千圓）	增減（△）（千圓）	同上割合 %	昭和十四年（千圓）	昭和十五年（千圓）	增減（△）（千圓）	同上割合 %
一月	一二、六七三	二一、四〇九	八、七三六	六九	二九、二八六	三八、六一八	九、三三二	三二
二月	一二、三六四	二〇、三二六	七、九六二	六四	二九、〇三八	三四、四八一	五、四四三	一九

三月	一六、八七一	二六、八六〇	八、九八九	五九	三〇、〇九三	四二、五九〇	一二、四九七	四一
四月	一六、五四九	二六、二三六	九、六八七	五八	三二、六九七	四一、七四〇	九、〇四三	二八
五月	一五、三六〇	二四、九三六	九、五七六	六二	三三、一八一	四三、〇六〇	九、八七九	三〇
六月	一五、三〇一	二五、八七三	一〇、五七二	六九	三一、八七〇	四二、一〇八	一〇、二三八	三二
七月	一九、五一三	二三、七六四	四、二五二	二三	三二、一一三	四二、八五三	一〇、七四一	三三
八月	八、九六五	一一、五六四	二、五九九	二九	三三、三七八	四四、三〇一	一〇、九二三	三三
九月	一〇、七三	一三、八六五	三、〇九二	二九	三二、五七〇	四一、一七一	八、六〇一	二六
十月	一六、四六〇	一六、八九二	四三	三	三四、五〇七	四一、五一七	七、〇一〇	二〇
十一月	二〇、七九一	—	—	—	三六、八〇八	四一、三〇五	四、四九七	一二
十二月	三五、四三四	—	—	—	四四、四一五	四七、二五〇	二、八三五	六
計	一四四、八二九（十月迄）	二一、七二五（十月迄）	六六、八九六（十月迄）	四六（十月迄）	三九九、九五五	五五〇、九九四	一〇一、〇三九	二五

（備考）大蔵省調

(二) 購買力吸收の必要性

以上の實證より察知し得られる如く、インフレの滲透は都鄙共に相當顯著なる様相を示現するに至つたのであるが、然らば之が抑制策として如何なる手段を講ずべきか。此の問題に付ては物資側と通貨側の兩側面より之が抑止對策を進め得るの可能なることはインフレーションの性格が通貨と物資との不均衡より出現するものなる點より想察し極めて明かなる所である。而して物資側の對策として考へられることは物資の供給增加を企圖する對策と其の需要抑制を主眼とする對策の二途であるが、前者の物資の供給增加を企圖する對策は今日の情勢に於ては極めて至難のことに屬し、殊に消費財の增産に至つてはより困難であつて、假令或程度の供給增加が出來たとしても、其の需要はより急速なる速度を以て增大する有樣であるから、出來得る範圍に於て斯かる積極的對策を進める一方、之と同時に需要を抑制する方策を絕對に必要とするのである。

然らば物資需要の抑制策には如何なる手段があるかといふに、本源的には戰時財政の緊縮がある。現下我國のインフレーションが政府の購買力增大を基點として誘致せられた所謂財政インフレーションと稱せられる範疇に屬するものなる以上、先づ國家財政の膨脹抑止が最も根本的な問題として採り上げらるべきは自明の理と言はなければならぬのであるが、我國の現狀に於て財政の緊縮は二つの點より制約されて居る。卽ち國防力强化の必然性と財政緊縮より招來され得る時局產業恐慌の懸念とが是れであるが、兎に角、此等の理由に依つて假令出來るとしても財政の顯著なる縮少の不可能なるこ

とは何人も首肯し得る所であると思ふのである。從つて他の手段に依り膨脹財政より起因する物資需要の增加を抑制しなければならぬのであるが、それには凡そ二つの方途があると思ふのである。其の一つは個別的且つ直接的なる消費の規正であり、他の一つは一般的且つ間接的なる消費の規正である。換言すれば前者は個々の物品に付切符其の他の方法に依つて直接割當配給を行ふものであり、後者は個々の物資に付ては之を問題とせず、一般物資に對する國民購買力を吸收して以て消費の節約を行ふ場合である。此等の方策はインフレーションの現段階に於ては當然併用されなければならぬのであるが、併し前者の消費規正に於ては假令直接配給制が採用されるとしても、それが殆んど凡ゆる品目に亘つて適用されることは實際上不可能と言はねばならぬので、玆に直接配給制が部分的に行はれると否とに拘らず國民購買力の吸收が絶對的に必要となつて來るのである。而してインフレ抑制策として購買力吸收の必要なることはインフレーションが貨幣に關する現象の一形態であつて、貨幣を離れて存立し得ないといふ點から觀るも、當然のことゝ言はねばならぬのである。

斯くして購買力の吸收は時局の進展に伴ひ極めて重大なる意義を有するに至つたのであるが、其處で問題は如何にして購買力の吸收が行はれて來たか。今其の主なるものを擧ぐれば增稅又は官業の增收等所謂課稅的形式に依る强制的吸收と事變以來國民の擧國的協力の下に逐行し來れる國債及事變債

券の消化竝に國民貯蓄の奬勵に依る任意的吸收の二方途であつて、其の實績は以下述ぶるが如き狀態である。

第二章　購買力吸收に對する實施對策と其の實績

第一節　課稅的形式に依る吸收

(一)　稅制改革の經過と其の內容

周知の如く事變勃發前後を通じ、所謂非常時財政より準戰時財政を經て現在の事變財政に至る間、財政上の要求と巨額なる國家購買力の撒布を極力吸收する目的の下に、數回に亘り增稅を伴ふ稅法改正が行はれたことは周知の所であるが、今之が概要を年別に記述すれば次の如くである。

(1)　昭和十年度

臨時利得稅の創設

本稅は時局の好影響を受け活況を呈しつゝある產業に對し、其の增大せる所得の一部を納付せしめ、以て國庫收入の增加に資せんが爲めに創設せられたものである。

(2) 昭和十二年度

本年度の増税案に付ては前年の二・二六事件を契機として更迭された廣田内閣に於て馬場藏相の手に依り低金利政策の強化、公債漸減方針の撤廢、並に國民經濟に甚しき打撃を與へざる限度に於ける増税の實行及都市と農村、並に動産と不動産の間に於ける負擔の不均衡を是正するを目的とする廣汎なる税制改革案が立案されて居たのであるが、同内閣が十二年の一月總辭職を決行し、其の後を承けて成立した、林内閣は丁度議會開會中であつた爲め同案を檢討する遑なく、玆に馬場藏相の後に代つた結城藏相は馬場案と實質的には大差なき暫定的な増税案を議會に提出し、其の協賛を得たのである。而して本増税案は臨時租税増徴法案、法人資本税法案、外貨債特別税法案、揮發油税法案及有價證券移轉税法案の五法案より成り、臨時租税増徴法案を除く四法案は何れも馬場前藏相の立案に係る新税案を基礎とせるものであつて、其の概要は左の如くである。

(イ) 租税の臨時増徴

本増税は臨時租税増徴法の制定に基くもので、當分の内所得税、法人營業收益税、資本利子税、相續税、鑛産税、酒税、砂糖消費税、取引所税及臨時利得税を増徴し、國債の利子に所得税を課し、金鑛及銀鑛に特別鑛産税を課することゝしたものである。

(ロ) 新税の創設

右の外法人資本税、外貨債持別税、揮發油税及有價證券移轉税の四税を各個別法に依り創設することゝした。

(ハ) 關税改正等

本件は關税定率法の改正(鑛油の税率引上等)、鐵の輸入税免除、輸出統制税の創設等に基くもので、衆議院に於て審議未了となつたが、輸出統制税の外は其の年に大體實施を見たのである。

(3) 昭和十二年八月

北支事件特別税の創設

本税は昭和十二年の七月二十三日より八月七日に亘り招集せられた支那事變に對する第七十一特別議會に於て近衛第一次内閣に依り議會に提出せられ、其の協賛を經たもので北支事件財源の一部に充てる爲め實施せられたものである。此の第七十一議會に於ては一般會計追加豫算二千六十八萬圓及北支事件費として五億一千七百四十萬圓の支出が可決されたのであるが、北支事件費の財源は四億一千百三十八萬圓を公債發行に依ることゝし、他は北支事件特別税、借入金及他會計よりの繰入金を以て充當せられることゝなつた。卽ち北支事件特別税は所得税、臨時利得税、利益配當税、公社債利子税等

に賦課された特別稅竝に物品特別稅等より成り、其の課稅期間は一箇年と定められた。併し本稅は十三年度以降支那事變特別稅法に依り增稅が行はれるに至つた爲め、十三年三月三十一日限り廢止せられることゝなつた。

(4) 昭和十三年度

(イ) 臨時的增稅と稅法の部分的改正

其の後事變は益々擴大すると共に長期的樣相を呈するに至つた爲め、國費の膨脹愈々甚しく、此の尨大なる歲出の一部を增稅に依り補塡することはインフレーション抑止の上よりも緊切の措置として本年度に於ては支那事變特別稅法を制定すると共に、臨時利得稅法を改正し、事變の影響等に因る增加利益に對し利得稅を增徵することゝした。卽ち支那事變特別稅法に依り增稅されたものは所得稅、法人資本稅、砂糖消費稅及取引所稅で、第三種所得稅は從來の免稅點千二百圓以上が千圓以上に引下げられ、千二百圓乃至千圓の所得にも課稅せられることゝなつた外、從來北支事件特別稅として賦課せられて居た利益配當稅、公債及社債利子稅を其の儘支那事變特別稅に變更すると共に、支那事變特別稅法に依り通行稅、入場稅、特別入場稅を新設し、更に北支事件特別稅として創設せられた物品稅法の賦課範圍を著しく擴張することゝなつたのである。又臨時利得稅法の改正に依る增稅は從來の法人及個人に對するものを甲種として其の稅率を据置き、別に乙種臨時利得稅を創設して一定の超過利得に對し二割乃至三割の比較的高率なる賦課率を規定することゝした。

(ロ) 負擔輕減等に關する臨時的措置

右の改正に加へ、本年度に於ては臨時租稅措置法を制定し、支那事變の影響等に依り收益の減少した者の負擔輕減等を圖ることゝした。

(5) 昭和十四年度

(イ) 臨時的增稅

本年度の增稅は主として殷賑產業の負擔を增加せしむると共に消費の抑制に資せんとする趣旨に重點を置き、支那事變特別稅法中改正を行ひ、淸涼飮料稅、砂糖消費稅、利益配當稅、公債及社債利子稅及物品切手に對する印紙稅の增徵竝に物品稅の課稅範圍の擴張及增徵を爲し、建築稅及遊興飮食稅を創設すると共に、臨時利得稅法中改正を行ひ、同稅の增徵を爲す外、法人の平均利益計算方法を改め、又船舶、鑛業權等の讓渡に因る個人の利益に對し新に課稅することゝしたのである。

(ロ) 生產力擴充等に關する臨時的措置

右の外本年度に於ても時局に鑑み生產力擴充、產業振興等に資する爲め、臨時租稅措置法及支那事

變特別稅法の改正を行ひ、法人の留保利得に對する所得稅の輕減、重要物產製造業に對する所得稅及營業收益稅の免稅範圍の擴張其の他租稅の轉減措置を講ずることゝしたのである。

(6) 昭和十五年度

稅制改革

支那事變勃發以降に於ける租稅收入の增加を目的とする增稅計畫は以上の如き過程を經て漸次進められて來たのであるが、其の內容は既述の如く北支事件特別稅、支那事變特別稅の新設等部分的且つ臨時的措置としての稅制改正の域を脫せざるものであつた。仍つて之が根本的稅制改革の要望は時局の推移と共に益々昂揚せられるに至り、斯くて平沼內閣當時石渡藏相竝に木戶內相の手に依つて之に着手せられることゝなつたのであるが、爾來阿部內閣を經て米內內閣に至り愈々之が具體案が第七十五議會に提出せられ玆に其の成立を見るに至つたのである。卽ち其の目標は中央及地方を通じて稅制の簡易化を圖り、併せて稅收入の增加と其の强力性を累加せしむると共に、負擔の均衡と經濟政策との調和を圖らんとするに在つた。從つて此の改正稅法は其の具體的方策として、(イ)所得稅を國稅の基礎として新に分類所得稅制度を採用し、增收と之が强力性を附與し、(ロ)法人に對しては第一種所得稅を廢して新に法人稅を創設すると共に、從來免稅團體たりし產業組合等に對しても特別法人稅を賦課することゝし、(ハ)第一種所得稅の超過所得稅と法人臨時利得稅とを統合して體系の合理化を圖り、(ニ)間接稅の一般的增徵を行ふと共に、(ホ)地方稅に於ては地租、營業收益稅を國家が徵收して之を地方團體に分與することゝし、之と家屋稅を以て地方團體に於ける稅收入の根幹たらしめ、斯くて此の分與稅制度の創設に依りて地方財政交付金制度を廢止したのであるが、更に(ヘ)從來其の不合理性を指摘されて居た市町村戶數割を廢して市町村民稅を新設する等中央地方を通ずる稅制の簡易化を徹底せしむると共に稅收の增加と其の彈力性を考慮し、斯くて租稅負擔の均衡を圖つたのである。併し乍ら之と共に臨時租稅措置法を改正して減免稅の合理化を行ひ、經濟政策との調和をも圖ることゝしたのである。

以上は最近に於ける稅法改正の概要を述べたのであるが、此の外に政府は民間購買力吸收の强制手段として煙草の値上を昭和十一年の十一月十一日（增收平年度一千百萬圓）の二回に亘つて斷行して居ることを忘れてはならぬのである。

(二) 增稅及官業增收の實績と購買力吸收上の役割

(一) 增稅及官業增收の實績

然らば次に以上の增稅に依り幾何の增收が見込まれたか。今之を昭和十年の臨時利得稅創設以來の

増税額に付て觀るに、十六億八千三百餘萬圓、支那事變後に於て十二億四千九百餘萬圓の巨額に達するのであつて、此の増税の重點が主として時局の好影響を受けて増加した所得と奢侈的消費方面とに向けられて來たことは次の税目別増收額表に依るも明かな所である。

昭和十年度以降増税額（平年度）一覽表（單位千圓）

科目	昭和十年度	昭和十二年度 臨時増徴等 北支事件特別税	昭和十二年度 部分的改正	昭和十三年度 臨時的措置	昭和十四年度 臨時的増税	昭和十四年度 臨時的措置	昭和十五年度税制改正
（一般會計）							
所得税	一八四、二三一	二三、四五七	三、一六六	一二五、二八八	△九〇四二	三七、六六四	
分類所得税						五二八、九四一	
綜合所得税						四六七、三七一	
第一種所得税	八三、三二六				△九〇三三	△四〇七、五七七	
第二種所得税	一七、二七四					△七四、七〇六	
第三種所得税	八三、六三一				九	△四七六、三六四	
法人税						五〇四、九一九	
特別法人税						九七五	
地租						△四九四七九	
田租						△一五、五五三	
畑租						△三四五八	
宅地租						△二八、八七五	
雜地租						△一、五九二	
營業收益税	三、四六四				△六九三	△一三五、九九四	
法人營業收益税	三、四六四				△六九〇	△九〇、九六八	
個人營業收益税					△二	△四五、〇二六	
資本利子税	一四、九〇九				△四八、三三六		
甲種資本利子税	一三、九三八				△四六、一九九		
乙種資本利子税	九七一				△二、一三六		
法人資本税	二〇、二〇四				△三〇、八一五		
配當利子特別税					三三、二六四		

利益配當稅	—	一五、四二六、四	—	三九、九六七	—
公債及社債利子稅	—	九〇七	—	二、二六八	—
外貨債特別稅	—	—	—	—	—
相續稅	—	二九、七〇三	—	八〇五	—
建築稅	—	—	—	—	—
鑛業稅	—	一、〇七五	—	—	—
採掘鑛區稅	—	—	—	—	—
試掘鑛區稅	—	—	—	—	—
砂鑛區稅	—	—	—	—	—
鑛產稅	—	四二	—	△ 一四七	—
特別鑛產稅	—	六五四	—	△ 四一七	—
特別砂鑛區稅	—	—	—	—	—
酒稅	—	三六、八八四	—	五二	—
酒類造石稅	—	—	—	—	—

利益配當稅	—	—	—	八、五五七	—
公債及社債利子稅	—	—	—	七二	—
外貨債特別稅	—	—	—	—	—
相續稅	—	—	—	—	—
建築稅	—	—	—	二、〇一八	—
鑛業稅	—	—	—	—	—
採掘鑛區稅	—	—	—	△ 五一二	—
試掘鑛區稅	—	—	—	—	—
砂鑛區稅	—	—	—	—	—
鑛產稅	—	—	—	五三	—
特別鑛產稅	—	—	—	△ 四五一	—
特別砂鑛區稅	—	—	—	△ 一〇一六	—
酒稅	—	—	—	△ 五三	—
酒類造石稅	—	—	—	九二、四四四	—
	—	—	—	一三八、一三	—

酒類庫出稅	—	—	—	一三三、七七九	—
酒造稅	—	二三、四一三	—	△ 一二八、七九三	—
麥酒稅	—	一三、四六〇	—	△ 四〇、五九一	—
酒精及含有飲料酒類稅	—	九八七	—	△ 一〇、〇八八	—
沖繩縣酒類出港稅	—	三	—	一四	—
清涼飲料稅	—	—	—	二、三二八	—
砂糖消費稅	—	一五、三二六	—	二五、三五一	—
纖物消費稅	—	—	—	二一、九八九	—
揮發油稅	—	一八、〇七	—	一二、三〇〇	—
物品稅	—	一、二三〇	—	△ 三三、五〇六	—
遊興飲食稅	—	—	—	六〇、九六七	—
取引所稅	—	六、六一四	—	四、三〇二	—
取引所特別稅	—	—	—	一、五〇五	—
取引稅	—	六、三九五	—	四、八六六	—

取引所營業稅										二九
有價證券移轉稅									四、八二	△二、〇六九
通行稅										
入場稅									八、六二四	七、八九一
入場稅									一〇、六三〇	六、五五三
特別入場稅									一〇、五一〇	六、五四四
臨時利得稅	四一、〇九九	一九、八五五	四、九四九						一二〇	八
法人臨時利得稅	三五、六八〇	一八、一七九							三九、八五一	八〇、八〇四 △四、四四八 一七六、五九四
個人臨時利得稅	五、四一九	一、六七六							三三、八八八	七二、三三二 △四、四四八 一八三、一九四
印紙收入		一、四五五							五、九六三	八、五七二 △六、六〇〇
一般會計總計	四一、〇九九	三五、四〇一	三四、九九九						△三、一八〇	二三〇 一、〇一〇 △四五一 五八一
（地方分與稅分與金特別會計）									一二〇	八二一 三〇三、九二一 △四、〇四二 一九五、八三〇 △一四、九八四 六五一 七六六
租稅										九七、〇二九
地租										二四、九〇六

營業稅										
法人營業稅										
個人營業稅										
總計	四一、〇九九	三五、四〇一	三四、九九九						七二、一三一	
（備考）大藏省調										
尙昭和十年度以降の前記增稅額を初年度と平年度に分け、前項に述べた稅制改革の順に從ひ其の經過を揭示すれば次の如くである。									四一、六二三	
(1) 昭和十年度									三〇、四九九	
臨時利得稅の創設										
增收 初年度	三〇、三九五 千圓								七四八、七九五	
平年度	四一、〇九九 千圓									
增收 初年度	二三〇、三四〇									
平年度	三一二、〇五七									
增收 初年度	三九、二四二									
平年度	四七、三四三									
(2) 昭和十二年度										
(イ) 租稅の臨時增徵										
(ロ) 新稅の創設										

(八) 關稅改正等

右初年度の増稅總額は二億九千二百十二萬四千圓で、昭和十二年度一般會計歲出總豫算額二十八億七千二百萬圓に對し約一割強に當る。

(3) 昭和十二年八月

北支事件特別稅の創設

因に此の北支事件特別稅に依る增收を加算した昭和十二年度の增稅總額を揭ぐれば、前記二億九千二百十二萬四千圓の增收と合し三億五千八百六十七萬二千圓の多額に達する。尙參考迄に右北支事件特別稅の內譯を示せば左表の如くである。

北支事件特別稅收入豫定額（昭和十二年八月一日實施）（單位千圓）

區別	昭和十二年度	昭和十三年度	合計
所得特別稅	二七、五八〇	一三、四五七	四〇、〇三七
第一種	九、五六四	二、六九〇	三二、二五五
第二種	一、〇七三	七六六	一、八三九
第三種	一六、九四一	四、九四九	二一、八九〇
臨時所得特別稅	五、六三二	一、五八三	七、二一五
法人	四、〇四九	〇	四、〇四九
個人	一、五八三	一、五八三	三、一六六
利益配當特別稅	二三、一九六	一五、四六四	三八、六六〇
公社債利子特別稅	一、三六一	九〇七	二、二六八
物品特別稅	八、七七七	一、一三〇	九、九九九
計	六六、五四八	三四、九九九	一〇一、五四七

（備考）大藏省調

(4) 昭和十三年度

(イ) 臨時的增稅

右の內譯を示せば左の如く所得稅、臨時利得稅、物品稅等に於ける增徵特に著しく、民間購買力吸收に主力を傾倒されて居ることを示唆して居る。

增收	千圓
初年度	二九四、二四八
平年度	三〇三、九二一

支那事變特別稅及臨時利得稅改正增收額內譯（單位千圓）

區別	昭和十三年度	平年度
所得稅	一〇二、〇二一	一二五、二八八
法人資本稅	二、九四五	三、九二七
臨時利得稅	三八、二五三	三九、八五一
砂糖消費稅	三二、二四五	八、八三四
取引所稅	八、九七八	九、七九四
計	一八四、四四二	一七七、六九四
利益配當稅	三六、六三七	三九、九六七
公債及社債利子稅	二、〇七九	二、二六八
物品稅	五三、四三六	六四、七三五
通行稅	七、九〇六	八、六二四
入場稅	九、六三四	一〇、五一〇
特別入場稅	一一〇	一二〇
合計	二九四、二四八	三〇三、九二三

（備考）大藏省調

（ロ）稅法の部分的改正

增減（△）收		千圓
初年度	△ 九六	
平年度	八二一	

尙本年度に於ては右の外、臨時租稅措置法に依る負擔輕減があることは前述した所であるが、其の減收額は左の如く昭和十三年度に於て三百七十一萬餘圓、又平年度に於て四百四萬餘圓が見込まれたのである。

（ハ）負擔輕減等に關する臨時的措置

		千圓
減收		
初年度	三、七一四	
平年度	四、〇四二	

(5) 昭和十四年度

（イ）臨時的增稅

		千圓
增收		
初年度	一八五、五二七	
平年度	一九五、八二〇	
減收		
初年度	七、五九四	
平年度	一四、九八四	

（ロ）生產力擴充に關する臨時的措置

因に右(イ)、(ロ)の兩者を合した昭和十四年初年度の増税收入額を税目別に示せば左の如く、本年度の増税目標が前述の如く殷賑産業の負擔を増加せしむると共に、消費の抑制に資せしめんとするに存することよりして、特に臨時利得税及物品税に重點の注がれて居ることを察知し得るのであつて、増税に依る初年度の收入見込額一億七千七百萬圓(イ)の初年度の増收額より(ロ)の初年度減收額を差引きたるもの)中、臨時利得税及物品税の増徴額は一億二千八百餘萬圓に達し、其の増税總額に對する割合は七割强に及ぶ高率を示し、之に次ぐものは遊興飲食税の三千二百九十餘萬圓である。尙臨時的措置に依り減收となるものゝ主なるは所得税の六百七十八萬四千圓にして、之に次いで營業收益税の五十二萬圓、織物消費税の二十九萬圓である。

昭和十四年度増税收入額(單位千圓)

區別	金額
所得税	減 六、七八四
清涼飲料税	二、〇三三
砂糖消費税	九、六六九
印紙税	一、〇〇〇
臨時利得税	七七、四六七
利益配當税	八、〇〇〇
公社債利子税	一、五六三
物品税	五一、二一五
建築税	一、六一四
遊興飲食税	三二、九六六
營業收益税	減 五二〇
織物消費税	減 二九〇
計	一八五、五二七
減税額	七、五九四
差引	一七七、九三三

(備考)大藏省調

(6) 昭和十五年度

税制改革		千圓
増收	初年度	六〇四、六六五
	平年度	七四八、七九五

右は稅制改革に依る租稅收入の增加であるが、此の外に增稅性質を持つ專賣益金の增加を加へれば增稅に依る十五年度の增收は六億六千九百萬圓、平年度七億六千五百萬圓の巨額に達したのである。

以上昭和十年度以降同十五年度に至る六回の增稅を要約すれば、昭和十年度に於ては初年度三千三十九萬五千圓、平年度四千百九萬九千圓、昭和十二年度に於ては初年度二億九千二百萬圓、平年度三億五千九百萬圓、同年八月の北支事件特別稅に於ては初年度六千五十四萬八千圓、平年度三千四百九十九萬九千圓、昭和十三年度に於ては初年度二億九千四百萬圓、平年度三億三百萬圓、昭和十四年度に於ては初年度一億八千五百萬圓、平年度一億九千五百萬圓、昭和十五年度に於ては初年度六億四百萬圓、平年度七億四千八百萬圓となる。

右は事變發生前後に於ける增稅收入の狀態であるが、斯かる數次に亘る增稅を中心として事變以來我國全體の租稅收入は如何なる變遷を辿つたか。以下少しく其の內容を立入つて檢討して見やう。

事變以來我國の租稅收入は數次に亘る增稅に加へ、經濟界の活況、生產竝に取引の增加、國民所得の增大等に伴ふ自然增收を經緯として飛躍的增加を示し、左表の如く昭和十六年度の租稅歲入は四十二億八千六百萬圓と事變前の昭和十一年度に比し實に三億餘の激增となつて居るのである。

昭和十一年度以降租稅歲入直接稅、間接稅等收入額

年度別	直接稅		間接稅		その他		合計	
	金額 千圓	百分比 %	金額 千圓	百分比 %	金額 千圓	百分比 %	金額 千圓	百分比 %
昭和十一年度	五〇七、七五〇	三七・三	七四二、九五四	五四・六	一一〇、〇四五	八・一	一、三六〇、七五一	一〇〇・〇
昭和十二年度	八一六、七八二	四五・八	九七二、六三〇	五四・六	一三六、〇二〇	七・一	一、七八二、七六三	一〇〇・〇
昭和十三年度	一、二三八、一五七	五二・六	一、一三〇、七四四	四一・六	一三六、〇二〇	五・八	二、三三六、八〇八	一〇〇・〇
昭和十四年度	一、六六六、六四二	五五・六	一、二〇七、三九二	三八・六	一七〇、五八八	五・八	二、九二七、九七五	一〇〇・〇
昭和十五年度	二、二八七、三二五	六二・三	一、二〇七、三九二	三二・九	一七七、四九四	四・八	三、六七二、二一三	一〇〇・〇
昭和十六年度	二、八六六、四七九	六六・八	一、一八一、六七五	二七・六	二三八、三五三	五・六	四、二八六、五〇七	一〇〇・〇

（備考）㈠ 昭和十四年度迄は決算、爾後は豫算に據る
㈡ 大藏省調

而して斯くの如き增加が如何なる稅目に依つて齎らされたかを、直接稅、間接稅及其の他に分ちて觀るに、前表の昭和十一年度を一〇〇とする昭和十六年度の指數は左の如く他の二稅に比し直接稅の增加が特に顯著である。從來我國の租稅制度は間接稅中心であつたが、事變を契機として其の重點は直接稅に移行し、昭和十三年度決算に於て初めて間接稅を上廻り、十六年度に於ては前表の如く六割

六分八厘の高率を示すに至つたのである。

昭和十六年度の租税收入指數

種別	昭和十一年度を一〇〇とする指數
直接税	五六四
間接税	一五九
其の他	二一六
計	三一五

而して租税收入の直接税中心への移行は事變以來に於ける增税の重點が直接税に向けられたると時局の好影響を受け所得の增加したること等に基因するものであつて、此の傾向は次表の法人諸税及個人所得税の推移の中に端的に表現されて居る。

昭和十一年度以降法人諸税及個人所得税收入額

年度別	法人諸税 第一種所得税 千圓	法人諸税 法人資本税 千圓	法人諸税 法人營業收益税 千圓	法人諸税 臨時利得税 千圓	法人諸税 合計 千圓	同上指數	個人所得税（第三種所得税） 千圓	同上指數
昭和十一年度	一三五、七九四	—	四八、六四三	三八、一九八	二二三、六三五	一〇〇	一二五、三三六	一〇〇
昭和十二年度	二〇九、二〇八	九、三五五	六四、一七三	九一、九八六	三七四、七三	一七八	二三九、三六一	一八三
昭和十三年度	三二四、三二五	二一、九四二	七二、七〇四	一五五、一〇三	五六四、〇六四	二六五	三六三、四七二	二九〇
昭和十四年度	三七六、三九〇	三七、七五三	八三、六七八	二九一、五六一	七七九、三八二	三六六	四四三、五七七	三五四
昭和十五年度 舊	二三四、一六七	一六、九四八	五〇、〇三二	—	一、〇四七、七六七	四九二	—	—
昭和十五年度 新	二六四、八七一		二〇〇、〇七八	四七二、六七二				
昭和十六年度	六六〇、四六三		五七、二二三	六四八、九一三	一、三六六、五八九	六四二	—	—

（備考）㈠ 昭和十四年度迄は決算、爾後は豫算に據る
㈡ 昭和十五年度（新）及十六年度の第一種所得税欄は法人税、法人營業收益税欄は法人營業税とす
㈢ 大藏省調

卽ち法人諸税は十一年度の二億一千二百萬圓より十六年度には十三億六千六百萬圓と約六倍半の膨脹を示し、租税收入に占める割合も十一年度の一割五分より十六年度には三割二分に上昇し、此の中でも法人臨時利得税は十一年度の三千八百萬圓より十六年度には六億四千八百萬圓に急增し、增勢特に顯著である。次に個人所得税も亦十四年度に至る迄法人諸税合計額の增勢と殆んど同樣の上昇傾向を描き、事變勃發以來の增税が主として時局の好影響を受け急增せる所得の吸收、税負擔の均衡、普遍化に其の重點を置いた性格を反映して居る。

終りに事變發生以後に於ける官業及官有財産收入竝に印紙收入の狀況を擧ぐれば孰れも增加を示し、殊に官業及官有財産收入は煙草の値上げに因る專賣益金の增收に因り特に顯著なるものがある。卽ち左表の如くである。

一般會計歲入中に於ける官業及官有財産收入竝印紙收入額

年度別	歲入總額 百萬圓	官業及官有財産收入 百萬圓	印紙收入 百萬圓	計 百萬圓	同上の歲入總額に對する割合 %
昭和十一年度	二、三七二	三〇七	九三	四〇〇	一六・九
昭和十二年度	二、九二四	三六七	九三	四六〇	一五・八
昭和十三年度	三、五九四	三八七	九一	四七八	一三・二
昭和十四年度	四、八〇四	三七一	九〇	四六一	九・六
昭和十五年度	五、八三三	四五三	一〇七	五六〇	九・六
昭和十六年度	七、九九五	五一五	一四二	六五七	八・二

（備考）㈠ 昭和十三年度は決算、爾後は豫算に據る
㈡ 大藏省調

㈡ 購買力吸收上に於ける增稅及官業增收の役割

戰時財政の運營に於て增稅が如何に重要な意義を持つものであるかは贅言を要せざる所であるが、又購買力吸收上に於ても增稅は最も原始的且つ徹底的な購買力收奪であり、他の方法たる貯蓄が强制的乃至は封鎖を隨伴しない限り、單に購買力の一時的休眠に止まり、預金者の主觀的意思に依り直ちに之を現實化せしむる虞れあるのに比すれば數等も優れて居るのである。卽ち戰時財政に於ける租稅の役割は單に增稅收入に依つて公債發行の必要額を減少せしめて通貨造出の原因を抑止する消極的作用に止まらず、增稅に依つて國民購買力の一部を購買力となる源泉に於て强制的に補促し、以て直接の消費規正と相俟つて其の租稅を負擔する社會部面に消費節約を要請すると共に、物價騰貴の通貨側に於ける原因を抑制して經濟的安定を保持せしむる積極的作用を有して居るのであつて、事變發生以來購買力の吸收と消費の抑制を目標として屢々增稅竝に專賣益金の增收を目的とする煙草の値上等が行はれたことは旣述せる所である。

併し乍ら從來行はれて來た我國の增稅は數次且つ多額に上つたとは言へ、其の經濟界竝に各個人の經濟活動力に及ぼす影響を顧慮し、大體政治的に觀て現下の財界に於ては此の程度の增稅が適當であるとの目安から行はれたものである爲め、比較的輕微であつて、旣述の如く我國全體の租稅收入の歲入總額に對する割合は各年度共僅かに二割前後に過ぎず、之を英國の四割、獨逸の五割に比すれば餘

りにも少ないのである。從つて今日迄六回の多きに亘り而も殆んど毎年增稅が行はれて來たにも拘らず、インフレは依然として進行して居るのであつて、此のことは一方に於て從來の如き增稅ではインフレ抑制策としての效果を餘り擧げて居ないことを物語つて居ると共に、他方に於て今後思ひ切つた增稅を斷行し得る餘地あることを示唆して居るのではなからうか。

第二節　國債の消化に依る吸收

(一)　國債消化に依る通貨回收の意味と消化對策

今日我戰時下に於て國家が日銀引受に依る國債を發行せしめて追加購買力を取得し、之に依つて資金撒布を行ひ、其の結果通貨を膨脹せしめ、然る後日銀よりの國債を一般に賣却するといふ戰費調達の方法を採るに於ては、國債の消化に依つて通貨の回收を圖ることは日銀引受發行を中心とする現在の國債政策の運用に於て見れば國債發行に因る通貨造出の結果を抑へる最も適切なる方策と言はねばならぬのであつて、今日資金統制の目的も一に國債を財源として國內市場に支出せられた此の戰爭資金を公債投資へ還流せしむることに懸つて居るのである。併し乍ら既述の如く國家が支拂資金として民間に放出する追加購買力は直ちに其の儘國債消化となるものではなく、其の過程に於て原料、資材、

勞銀、地代等若干の段階を循環し、之が國債投資へ還流せられる迄には相當の日時を要するのである。而も此の循環は時を經るに從ひ益々擴大せられる可能性があるので、國債の消化策に於て餘程の愼重を期するに非ざればインフレの昂進は避け得られざる所である。事變以來、國債の消化が朝野の重大問題となり、各種の對策に腐心して來た所以も玆に在るのであつて、我戰時經濟運營の核心を爲すものと言ふも過言ではないと思ふのである。

然らば事變後如何なる國債消化對策が講ぜられて來たか。今其の主なるものを擧ぐれば、銀行其の他金融機關をして增加資金の一定割合を國債消化に充てしむる責任を與へる外、銀行其の他金融機關の預金增加竝に從來の國債保有狀態等の實績を斟酌し、懇談的に其の保有割合を增加せしむる等の自治的消化策を初め、一般公衆の貯蓄に便ならしむる爲め、昭和十二年十一月郵便局賣出を認むる外、日本銀行よりの直接個人への賣却に付ても當初に於ては主として個人よりの大口買入申込のみに應じて居たのを十三年六月より小口(郵便局賣出と競合を避ける爲め、百圓以上に限定)の買入申込に應ずると共に、同年十二月證券業者をして其の全國的販賣網を利用せしめ、一口一千圓以上の國債の代理販賣(百圓に付八錢の手數料)を行はしむることゝしたのである。尙此の外小額國債の賣却に付ては特に次掲「事變債券の發行に依る吸收」の項に於て述ぶるが如き凡ゆる機會を捉へて之が購入を慫慂する

こと、したのであるが、此等積極的消化策に對し昭和十二年七月には國債の日銀割引歩合の引下（一錢以上より九厘以上へ）を斷行すると共に、國債擔保の日銀貸出に付最低割引率九厘の適用、取引先以外の借入申込受理等特に優遇の途を講じ、又國債の買入に依り手詰りたる向に對しては日銀に於て之が國債の買戻しに、又郵便局賣出分に付ては郵便局に於て其の買上に應ずる外、國民貯蓄組合法實施後に於ては貯蓄組合を通じて國債を購入し、郵便局又は日本銀行へ二年以上保管を委託する場合は三千圓迄其の利子に對し分類所得稅を免除する等各種の側面工作を實施したのである。

更に國債の消化に付ては預金部資金其の他官廳資金の動員を擴大し（昭和十六年三月の十五年度最終の預金部資金運用委員會に於て十五年度の國債引受額を年初の計畫額たる十八億圓を十九億圓に一億圓增額する外、十六年度分も一億圓增額し、二十億圓と決定せられた）、又日本勸業銀行をして次項に述べるが如く事變債券を發行せしめ、之が資金を預金部を通じて國債消化に充てしむる外、官公吏、會社員、從業員等の賞與の一部を國債を以て支給し、又は國債の購入に向けしむる等の各般の對策を併せ實行したのである。之に對し民間に於ても政府の方針に順應し、各種の消化協力策が行はれたのであるが、國債の大口投資機關たる地方銀行及貯蓄銀行に於ては自發的に增加預金の一定限度、例へば地方銀行協會に於ては昭和十五年の預金增加額二十億圓に對し其の三割（六億圓）、十六年度の預金增加額二十二億圓に對し其の五割五分（十一億圓）、貯蓄銀行協會に於ては昭和十五年度の預金增加額十二億圓に對し其の五割五分（六億六千萬圓）、十六年度の預金增加額十四億圓に對し其の七割（九億八千萬圓）を國債に振り向けるの申合せを行ひ、殊に地方銀行協會に於ては預金現在高を基準に加盟銀行二百八十四行を、(イ)一億圓以上、(ロ)五千萬圓以上一億圓迄、(ハ)一千萬圓以上五千萬圓迄、(ニ)五百萬圓以上一千萬圓迄、(ホ)五百萬圓以下の五段階に分ち、各級所屬各行別の預金に對する國債保有率を集計平均して各段階の平均保有比率を求め、各級所屬銀行中此の平均率以下の銀行は其の平均率迄國債の買入を勸奬する段階式國債消化法を採用し、目標額達成に努めたのである。

(二) 國債消化の趨勢と其の實績

次に然らば叙上の如き國債消化に對する朝野の協力に對し事變後に於ける國債消化の實績は如何なる經過を辿りたるかを檢討するに、支那事變發生以來事變費其の他の財源調達の爲め、國債の新規發行額は左表の如く逐年增加の一途を辿り、昭和十六年九月末迄に二百三十二億六千百萬圓（內支那事變國債百七十五億四百萬圓）の巨額に達したのであるが、之に對する消化額は同期中二百十三億五百萬圓に上り、其の消化率は九割一分と比較的順調なる成績を示して居るのである。而して其の內譯は預金部引受に依るもの五十二億七千萬圓、國債シンヂケート團引受に依るもの一億圓、日本銀行の賣却に

依るもの百四十五億三百萬圓（內郵便局賣出二十億三百萬圓）となつて居るのである。

國債消化狀況及日銀手持公債額（單位百萬圓）

年別	國債發行額	國債消化額 金額	國債消化額 消化率	國債消化額內譯 預金部引受	國債消化額內譯 國債引受團引受	國債消化額內譯 日本銀行賣却額	國債消化額內譯 日銀賣却の內郵便局賣出額	日銀手持公債增加額	日銀券發行額（期末又は月末）
昭和十二年（七月七日—十二日）	一、三〇〇	七二一	五五・五%	二〇〇	一〇〇	四二一	六八	五〇七	二、〇八〇
昭和十三年	四、三三〇	三、七八九	八七・五	六五〇	—	三、一三九	四五七	四六四	二、四七四
昭和十四年	五、二八一	四、七〇九	八九・二	一、三八〇	—	三、三二九	四七二	五七六	三、三九四
昭和十五年	六、六六七	五、二四〇	七八・六	一、八五〇	—	三、三九〇	五七〇	一、五三一	四、四五二
昭和十六年（一月—三月）	一、五八二	一、五八二	一〇〇・〇	四四〇	—	一、〇二三	一一九	△ 五九	三、九四三
同（四月—六月）	二、〇〇〇	一、九〇一	九五・〇	三五〇	—	一、四四五	一〇六	△ 三二	四、一九七
同（七月—九月）	二、一〇〇	一、九三一	九一・九	四〇〇	—	一、三二四	二〇七	二八六	四、五七一
計	二三、二六〇	二一、三〇五	九一・六	五、二七〇	一〇〇	一四、五〇三	二、〇〇三	三、二五四	—

（備考）㈠ 日銀券發行額には鮮銀、臺銀の準備充當額を含まず
㈡ 日銀調

併し乍ら之を仔細に檢討するときは、寔に樂觀を許さゞるものが存するのである。先づ各年別の消化狀況より觀るに、前表の如く昭和十二年は事變勃發に因り事業資金の需要が增大したにも拘らず、急激に巨額の國債が發行せられた爲め、其の消化率は五割五分の低率を示したのである。卽ち十二年八月インフレ抑止の爲め國債シンヂケート團に一億圓の國債引受を爲さしめたのであるが、之が爲め金融市場は極度に梗塞し、日銀は巨額の國債を手持し、金融市場の緩和を圖らねばならない狀態になり、其の結果日銀は五億七百萬圓の國債を背負込み、年末日銀券の發行高は二十億八千萬圓に上り、十二年上期末に比し四億五千萬圓を膨脹するに至つたのである。然るに其の後金融緩和策の續行と金融機關に對する國債の賣却等の事情より十三年、十四年と辛うじて約九割の消化を見たのであるが、十五年には貿易の停頓、產業界の一部不況等より生じた金融硬化、三國同盟締結後に於ける國際情勢の不冴其の他の事情を反映し再び惡化に轉じ、七割八分と十二年に次ぐ低率を示すに至つたので、日銀背負込み國債の如きは十四年末に比し十五年末には實に十五億三千百萬圓の多額を算し、日銀券は年末四十四億五千二百萬圓の巨額に達したのである。其の後十六年に入り年初金融緩和策の採擇と新舊兩年度の交錯期に於ける異例的な政府支拂の影響を受け、一時國債の消化も恢復し、第一四半期の如きは百パーセントの成績を示せるも、爾後預金增勢の純化其の他の事情より第二四半期に於ては九割五分、第三四半期には更に九割一分と低減の一途を辿り、九月末の日銀手持公債額の如きは年初に比し

二億八千九百萬圓の增加となるに至つたのである。要するに事變以來の國債消化狀態は總括的に觀れば大體順調なる經過を辿れるものと言ふことが出來るのであるが、尙相當の不消化分を殘して居るのであつて、之が完全消化を見る迄には猶多大の日時を要するのみならず、今後一段の努力に俟たねばならぬと思ふのである。

次に國債の消化狀況は日銀引受國債の賣却狀況の如何より其の實狀を知ることが出來るので、今之を前表に付て觀るに、日銀の賣却額は年々增加して居るのであるが、引受額に對する賣却率は昭和十六年分を除きては十三年以降停滯乃至低下して居ると言はれて居る。尙此の消化の內容を聞くに、銀行、信託、保險等主要金融機關に對する賣却の比較的不振なると、公衆の貯蓄を目標とする郵便局賣出分が十五年を除き餘り芳しからざるとのことであるが、之は寔に注目を要することであつて、今昭和十二年末以降に於ける公衆其の他の國債所有額の割合を擧ぐれば、國債總額の增加に比較して相對的に增加して居ないことが窺はれるのである。卽ち左表の如くである。

國債所有者別所有額

年末別	金融機關		政府筋		公衆其の他		計	
	金額（百萬圓）	割合（%）	金額（百萬圓）	割合（%）	金額（百萬圓）	割合（%）	金額（百萬圓）	割合（%）
昭和十二年	六、一三五	五二	三、三六九	二八	二、三八八	二〇	一二、八九二	一〇〇
昭和十三年	八、七〇一	五四	四、四九四	二七	三、〇二六	一九	一六、三二一	一〇〇
昭和十四年	一二、七九〇	五五	六、二四六	二九	三、四八三	一六	二二、五二〇	一〇〇
昭和十五年	一五、九五九	五七	八、二五一	二九	四、〇四三	一四	二八、二五三	一〇〇

（備考）大藏省調

因に事變國債郵便局賣出の成績を年度別、回數別及府縣別に示せば次揭の如くであるが、たゞ玆に注目を要することは府縣別賣却狀況に於て後述する事變債券の府縣別郵便局賣却狀況と全く反對の結果を示して居ることである。卽ち後述するが如く事變債券に於ては農村を多く包含する地方よりも大都市を包含する地方の消化狀況が比較的良好であるに對し、事變國債に於ては農村を多く包含する地方に於て增勢の特に顯著なるを認め得るのである。今之を昭和十三年基準の十四及十五年の增加率に付て觀るに、東京、大阪、神奈川、廣島、愛知、岡山等の大都市を包含する地方に於ては寧ろ減少をさへ示せるに反し、顯著なる增加を示せるは埼玉、群馬、高知、秋田、沖繩、北海道等大體僻遠の地である。

自第一回至第二十三回　支那事變國債郵便局賣出成績

發行年度	賣出回數	賣出期間 昭和年月日	名稱	賣却額
昭和十二年度	第一回	自一二、一一、一六 至一三、一一、三〇	三分半利國庫債券	六八、〇〇〇、〇〇〇圓
	第二回	自一三、一一、一五 至一三、二、二八	同	五〇、七五〇、〇〇〇
			計	一一八、七五〇、〇〇〇
昭和十三年度	第三回	自一三、四、一五 至一三、四、三〇	三分半利國庫債券	五一、一三六、〇〇〇
	第四回	自一三、六、一五 至一三、六、三〇	同	七二、〇二四、七七五
	第五回	自一三、八、三 至一三、九、二	支那事變國庫債券	八七、〇九六、二三〇
	第六回	自一三、一〇、二五 至一三、一一、五	支那事變特別國庫債券	九三、〇六三、二四五
	第七回	自一三、一二、一三 至一四、二、二四	同	一〇五、三六九、〇二五
	第八回	自一四、二、二二 至一四、三、四	同	六六、三一八、四六五
			計	四七五、〇九七、七三〇

昭和十四年度	第九回	自一四、四、一五 至一四、四、九、一	支那事變國庫債券	五九、三七五、〇六〇
	第十回	自一四、五、六 至一四、六、三〇	支那事變特別國庫債券	八七、〇三七、三四〇
	第十一回	自一四、八、二 至一四、九、一	支那事變國庫債券割引國庫債券	七〇、三四五、一八五
	第十二回	自一四、一〇、三 至一四、一一、二	同	八〇、三二〇、一七五
	第十三回	自一四、一二、二 至一四、一二、二三	同	一二四、六三五、三〇〇
	第十四回	自一五、一、一九 至一五、二、一九	同	八五、〇八五、九〇五
			計	四九六、六九八、九六五
昭和十五年度	第十五回	自一五、四、三 至一五、五、三	支那事變國庫債券	七七、〇一三、〇七五
	第十六回	自一五、六、一七 至一五、六、二八	支那事變割引國庫債券	一〇六、八七九、九七五
	第十七回	自一五、八、三 至一五、九、二	同	八五、九二九、〇六〇
	第十八回	自一五、一〇、二 至一五、一一、一	同	九三、〇一〇、八五五
	第十九回	自一五、一一、一三 至一五、一二、二四	同	一三八、七九二、三七五
	第二十回	自一六、二、二二 至一六、三、四	同	九九、五六七、二一五
			計	六〇一、一九二、五五五

昭和十六年度	第二十一回	自一六、四、二一 至一六、五、二	支那事變國庫債券 八一、二七一、一〇五
	第二十二回	自一六、六、二〇 至一六、七、一	支那事變割引國庫債券 一二六、三一四、一一〇
	第二十三回	自一六、八、二三 至一六、九、二	同 一〇四、三〇八、〇三〇
			計 三一一、八九三、二四五
			二、〇〇三、六三二、四九五

合計

（備考）大藏省調

支那事變國債郵便局賣却額府縣別（單位千圓）（△印は減）

府縣別	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	合計	人口 一人當	十三年度基準增加率 十四年度	十五年度
							圓	%	%
東京都市遞信局管內	二二、七三五	一四〇、六九九	一一三、四四四	一二一、一九四	六一、六八四	四五九、七五八	八三・一七	△一九	△一四
東京	一九、四二二	一二七、五一八	一〇一、一四〇	一〇七、二六七	五三、一〇二	四〇八、四五〇	五七・五八	△二一	△一六
神奈川	三、三一二	一三、一八一	一二、三〇三	一三、九二六	八、五八二	五一、三〇七	二五・五九	△七	六
東京地方遞信局管內	一一、四五八	四二、六一七	五七、二六五	七九、九八〇	四四、一六四	二三五、四八五	一五二・八六	三四	八八
埼玉	一、六一八	四、六五四	八、四四〇	一三、三七七	八、〇七七	三六、一六八	二二・八八	八一	一八七
群馬	一、一八七	三、八九九	五、一八三	六、五四二	三、九七三	二〇、七八六	一六・一九	三三	六八
千葉	一、六二二	五、四二三	六、五二一	八、六四六	四、五一八	二六、七三二	一六・六八	二〇	六〇
茨城	一、一〇七	四、四二一	五、〇七〇	八、八九五	四、四四二	二三、九三七	一五・〇一	一五	一〇一
栃木	一、〇〇六	三、〇一一	三、五八八	六、六五〇	四、〇六二	一八、三一九	一四・八五	一九	一二一
靜岡	二、四二四	一〇、六二八	一二、二九三	一八、九一八	九、九三三	五四、一九八	二六・四九	一六	七八
山梨	六四〇	二、九四二	三、〇五五	三、四〇二	三、二二〇	一三、二六一	二〇・一五	四	二六
新潟	一、八五一	七、六三六	一三、一一〇	一三、五四七	五、九三四	四二、〇七九	二〇・六一	七二	七七
名古屋遞信局管內	二一、五〇〇	五四、九九二	五八、〇五三	六一、一〇七	三四、三四九	二三〇、〇〇三	一五九・八五	六	一〇
愛知	八、一八〇	二七、五〇九	二五、五八八	二四、三二七	一四、八五六	一〇〇、四六一	三三・五五	△七	△一二
三重	二、七九九	五、七一〇	六、五八六	七、四一五	三、七九三	二六、三〇六	二二・一六	一五	三〇
岐阜	二、七一〇	五、〇七四	六、三〇九	七、四六九	四、〇八八	二五、六五三	二〇・三四	二四	四七
長野	二、九九九	五、一一五	六、七三〇	七、七二七	四、二五八	二六、八三一	一五・七〇	三〇	五一
福井	一、七九九	三、七九三	四、三九一	四、八三六	二、五一四	一七、三三五	二五・九九	一六	二七
富山	一、三七三	三、八五三	四、一一七	四、五一九	二、三二七	一六、一九一	一九・九二	七	一七

石川	一、六三六	三、九三五	四、三三九	四、八一二	二、五一〇	一七、二三三	二三・一九	一〇	三
大阪遞信局管内	二八、五〇〇	一一五、九六四	一三〇、七四五	一二八、九九八	六二、五八二	四五六、七九一	二一・三〇	四	一一
大阪	一三、三二一	六二、〇一九	六〇、七八八	五七、一七五	二五、三五六	二一八、五六〇	四四・九一	△二	△八
京都	三、八九九	一三、八四六	一三、七一四	一六、九九六	九、〇〇四	五七、四六二	三一・六八	△一	二三
兵庫	六、六五七	二六、三四二	二七、五九一	三〇、二二六	一三、九九一	一〇四、八〇八	三三・四八	五	一五
奈良	一、〇二九	二、四一〇	二、八〇二	三、九二九	二、四六七	一二、六三九	一九・八一	一六	六三
滋賀	一、一六六	三、三七二	三、七六六	五、三九五	三、〇三〇	一六、七三一	二三・〇五	一三	六〇
和歌山	一、二二三	四、一三一	五、四七六	七、八七〇	四、六六一	二三、三五三	二六・三〇	三三	九一
徳島	七七一	二、四二一	三、一八七	三、六八六	二、〇二三	一三、〇九〇	一六・四〇	三一	五三
高知	五三〇	一、四三〇	三、四一七	三、七一八	二、〇四八	一一、一四四	一五・六七	一三九	一六〇
廣島遞信局管内	一三、七一五	四一、六一八	三七、九〇二	五五、三一二	二八、四九〇	一七六、〇三九	一六〇・二〇	△九	三三
廣島	三、三二一	一一、一三三	九、二〇一	一三、八〇〇	六、五九七	四三、一五三	二三・八四	△一八	一四
島根	一、三一五	三、一〇五	三、一四三	四、二一五	二、三三七	一四、一一六	一八・七七	一	三六
鳥取	六七一	一、九九三	二、五八九	三、〇四二	一、六二五	九、九九二	二〇・二五	三〇	五三
岡山	一、八七〇	六、五四〇	四、九三二	一一、〇一四	五、〇七四	二九、四三二	二一・五〇	△二五	六八
山口	二、六四八	七、九二三	七、六〇四	一〇、一〇五	五、六六三	三三、九〇五	二七・五四	△四	二六
香川	一、三一七	五、八九三	五、〇二九	七、〇五三	三、七一三	二三、〇〇七	三〇・二七	△一五	二〇
愛媛	一、五六九	四、九二八	五、四〇一	七、〇八一	三、五二〇	二二、五〇一	一九・〇三	△一〇	四四
熊本遞信局管内	一四、一六二	四五、〇四五	四九、〇九六	六一、四四一	三五、二三三	二〇四、九七七	一六六・〇九	九	三七
熊本	二、二七九	五、四三一	六、三七四	六、九四三	三、七五三	二四、七八一	一七・五六	一七	二八
長崎	一、九〇六	六、一〇八	六、五四三	一〇、六一四	五、〇九四	三〇、二六七	二二・五四	七	七四
福岡	五、〇四八	一八、五二六	一八、四四六	二三、六三二	一三、三四五	七七、九九八	二六・六四	〇	三
大分	一、六三七	五、七一〇	五、五二三	六、五四五	三、四五四	二三、八七〇	三三・一六	△三	一五
佐賀	一、〇二〇	三、四九三	三、一〇九	三、八三七	二、六七五	一四、一三五	二〇・八六	△三	一〇
宮崎	八五〇	二、三一六	三、四九〇	四、三一三	二、四一四	一三、三八五	一五・三七	五〇	八六
鹿兒島	一、三〇四	三、二八九	五、一五八	六、〇九七	三、九九三	一九、八四四	一三・二七	五六	八五
沖縄	一一五	一七〇	四五〇	四五七	四九九	一、六九四	二八・〇九	一六五	一六九
仙臺遞信局管内	四、〇〇〇	一〇、六一二	一八、五五六	三二、九六二	一四、八〇六	八〇、九三六	六六・四四	七五	二一

宮城	七六	一、七七八	三、〇一〇	七、九三一	三、二六五	二六、七六二	一二、八五	六四	三四六										
福島	一、〇一〇	二、七九五	四、〇七七	六、八五四	三、〇四九	一七、七八七	一〇、八七	四六	一四五										
岩手	五四三	一、三二六	二、三四七	三、六七三	二、〇三〇	九、九一一	九、〇三	七九	一七八										
青森	五二八	一、六七二	二、九九八	四、一〇八	二、一一七	一二、四二五	一二、〇七	七九	一四六										
山形	六三三	一、五八〇	二、七七〇	五、二八一	二、一八六	一二、四五三	一〇、八九	七五	二三四										
秋田	五〇八	一、四六八	三、三五〇	五、一一二	二、一五七	一三、五九七	一二、七三	一二八	二四八										
札幌逓信局管内	一二六、八二	四五九、九九七	四七二、三六四	五六三、一四八	二八九、四一三	一、九〇一、七四四	一七七一	三	三二										
北海道	一、七五〇	八、四四六	一七、三〇一	二三、一五〇	八、一〇二	五七、七五一	一七七一	一〇五	一六二										
外地	一、九二八	一一、九七六	二〇、〇一七	二四、〇六〇	一三、〇〇三	七〇、九八六	三一、五四	六七	一〇一										
朝鮮	八五〇	五、八六八	九、四五九	一一、八八七	六、五〇四	三四、五六八	一、五三	六一	一〇三										
臺灣	七五〇	三、六九四	七、二七八	八、二五四	四、四〇〇	二四、三七六	四、二四	一〇〇	一三三										
關東州	三六	二、〇二一	二、〇三七	二、三七九	一、〇六一	七七三〇	六、三二	一	一八										
樺太	一〇〇	三九二	八〇三	九九五	七四〇	三、〇三〇	八、九六	一〇	一五四										
南洋	—	—	四四〇	五四三	二九六	一、二八〇	一〇、四九	—	—										

昭和十五年度全國地

等級別	預金	A 昭和十五年三月末現在額	A′ 昭和十六年三月末現在額	級別總額による對預金國債保有率	各行別增加預金額に對する國債投資率
		千圓	千圓		
(イ) 預金一億圓以上	七行	二、七〇〇、三七八	三、三七三、三		
(ロ) 預金五千萬圓以上	二三	一、五六七、九五六	二、〇三七、六		
(ハ) 預金一千萬圓以上	六六	一、七〇八、八九〇（合同消滅四行分八五、五六千圓を除く）	二、二〇四、〇		
(ニ) 預金五百萬圓以上	三〇	一八八、八五三（合同消滅六行分四三、三五千圓を除く）	二三七、八		
(ホ) 預金五百萬圓未滿	一〇八	二五一、〇四四（合同消滅二十一行分五三、一九三千圓を除く）	三〇三、八四		
合計	二四	六、四一七、一二一（合同消滅三十二行分一八〇、九八千圓を除く）	八、一三六、七八		

昭和十五年三月末に於て	增加預金額に對する國債投資率 (B″÷A″)	B÷A	B′÷A′	十五年十六年十五年度末に於て消化目標を完遂せる場合
(イ) 預金一億圓以上	三八・六%	二七・六%	二九・八%	三〇・一%
(ロ) 預金五千萬圓以上	四三・一	二五・九	二九・八	四五・三
(ハ) 預金一千萬圓以上	五〇・一	二五・二	三一・六	四六・〇
(ニ) 預金五百萬圓以上	四五・九	一七・一	二一・八	四六・七
(ホ) 預金五百萬圓未滿	四一・三	一五・〇	一九・六	三九・八
合計	四三・三	二五・六	二九・七	四三・一

（註）㈠ 合同により引繼げる預金に對して國債の自然並に努力消化を必要とする自然消化額、努力消化額は各行別に算出したるものの合計額を揭ぐ。自然消化額は平均率R以上、以下並に上昇、下降の銀行數調査に於ては昭和十六年三月末國債中には米穀證券其の他の短期證券を含む

㈡ 各行別對預金國債保有率の平均率（R）算出に際しては、特殊事情にある銀行

㈢ 本調査には昭和十五年度中に加入九行の計數を含まず

（備考）

度全國地方銀行國債消化狀況

（全國地方銀行協會調）

金　國　債

A 昭和十六年三月末現在額	A″ 同上一ヶ年間増加額（註一）	B 昭和十五年三月末現在額	B′ 昭和十六年三月末現在額	B″ 同上一ヶ年間増加額（註一）	同上増加額内譯（註二） 自然消化額	同上増加額内譯（註二） 努力消化額
千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
行	行	行	行	行		
一七	六七二、九五〇	一七	一七	二五九、四五五	一六三、八三二	九五、六二三
三、三七三、三六八	（内合同三行分増 二三、三〇八千圓）	七四四、九三五	一、〇〇四、三九〇	（内合同三行分増 二、四七五千圓）		
二三	四五九、六八三	四〇六、六三九	六〇四、五四八	一九七、九〇九	一〇三、四七四	九五、四三五
二、〇二七、六三九	（内合同十四行分増 六〇、六四四千圓）	二三	六九六、〇一七	（内合同十四行分増 八、六二三千圓）	二四八、三〇三	一四三、〇一四
六六	四九五、二〇六	六六	四九、七四九	（内合同十四行分増 一二、九〇四千圓）	一〇五、二八九	一二四七三
二、一〇四、〇九六	（内合同十四行分増 六八、七〇一千圓）	四七、一四五、二〇六	五九、四七四	二、七九二	五、九三五	一五、八五七
三〇	三九、〇三三	三〇	八、一三六、七八一	（内合同三十一行分増 一五二、六五三千圓）	七四五、三五七	三八二、九五五
二七、八七五		三、八二、四〇二	二四一四、一七八			
一〇八	五二、七九九	一〇八	二四	一、七一九、六六〇	三六二、四〇二	
三〇三、八四三		二四				

各行別對預金國債保有率の平均

十五年度末に於ける國債投資を完遂せる場合	加預金額に對する國債投資を完遂せる場合	十五年度末に於ける消化目標を完遂せる場合	十五年度末に於ける消化目標を完遂せる場合
三月末（R）	三月末（R）	十五年	十六年
三〇・二%	四〇・七%	二七・〇%	二九・五%
二八・九	四五・三	二五・六	三〇・〇
二八・二	四六・〇	二一・一	二七・七
二〇・四	四六・七	一七・一	二一・六
一八・八	三九・八	一四・一	一八・五
二八・四	四三・一	一八・〇	二三・二

各行別對預金國債保有率の平均

十五年度末に於ける消化目標を完遂せる場合	平均率R（昭和十五年三月末各行別對預金國債保有率の平均）に對し（註三）
十六年	
二九・四%	
三〇・〇	
二九・五	
二八・八	
二四・九	
二〇・四	
一八・五	
二三・二	

以上の銀行數

十五年	十六年
行	行
八	一〇
九	一七
三七	五六
四一	六七
六七	六七
四一	五
六	九

以下の銀行數

十五年	十六年
行	行
九	七
一七	一四
五六	三九
三七	一〇
一七	二五
六七	四一
一三	六九

昭和十六年三月末保有率が十五年三月末に比し（註三）

上昇したるもの

平均率R以下のものにして	平均率R以上のものにして	平均率R以下のものにして	平均率R以上のものにして
平均率R以上に止まりたるもの	平均率R以下に止まりたるもの	平均率R以上に止まりたるもの	平均率R以下に止まりたるもの
行	行	行	行
三	五	四	一
六	四	一	〇
八	五	〇	〇
六	〇	〇	〇
四	四	一	〇
三	二	一	一
三	三	二	一

下降したるもの

平均率R以上のものにして	平均率R以下のものにして	平均率R以上のものにして	平均率R以下のものにして
平均率R以下に止まりたるもの	平均率R以上に止まりたるもの	平均率R以下に止まりたるもの	平均率R以上に止まりたるもの
行	行	行	行
一	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	一	〇
一	〇	一	〇
二	一	一	一
三	三	二	一

現狀維持のもの

平均率	平均率
R以下のものにして	R以上のものにして
行	行
〇	〇
〇	〇
一	〇
一	〇
一	一
二	一
二	一

四五、三五七	三八二、九五五	三六二、四〇二
（内合同三十一行分増 二四、〇、二千圓）		

（註一）A″欄は昭和十五年三月末現在額と昭和十六年三月末現在額との差額を示す

（註二）同上増加額内譯は自然消化額と努力消化額とに區分す

自然消化額は昭和十五年三月末現在額に對し昭和十六年三月末迄に於て當然消化せらるべき國債投資額を示す

努力消化額は自然消化額を超過して消化せられたる國債投資額を示す

（註三）平均率Rは昭和十五年三月末各行別對預金國債保有率の平均を示す

昭和十六年三月末保有率が十五年三月末に比し上昇したるもの又は下降したるものの合計額を掲ぐ。自然消化額とは年度初保有率を維持するに要する國債消化目標額以内の消化額にして、努力消化額とは右自然消化目標額を越へたる超過消化額である

金に於ては昭和十六年三月末迄に於て合同により消滅せるものを含まず

に努力消化を必要とするとの見地より預金並に國債増加額には、銀を異にする銀行間の合同による増加額を含ましめたものである

除しては、特殊事情により特に比率高きものは之を除外した

含まず

昭和十六年（自四月至七月）

等級別	預 A 昭和十六年三月末現在	預 A 昭和十六年三月末現在額	預 A′ 昭和十六年七月現在	預 A′ 昭和十六年七月現在額
	行	千圓	行	千
昭和十六年三月末に於て				
(イ) 預金一億圓以上	二三	四、〇四三、一六五	二三	四、四三九、三
(ロ) 預金五千萬圓以上	二八	一、九七五、七九六	二八	二、二三六、七
(ハ) 預金一千萬圓以上	五四	一、四六五、九三八	五四	一、六三九、三
(ニ) 預金五百萬圓以上	四五	三二〇、五八八	四五	三六三、八
(ホ) 預金五百萬圓未滿	八五	二一一、三二六	八五	二二五、三
合計	二三五	八、〇一六、八一三	二三五	八、九〇四、六

等級別	增加預金額に對する國債投資率 (B″÷A″)	級別總額による對預金國債保有率 十六年三月末 (B÷A)	十六年七月末 (B′÷A′)	十六年度末に於て消化目標を完遂せる場合 (R)
昭和十六年三月末に於て				
(イ) 預金一億圓以上	四八・二%	二九・九%	三一・五%	三一・六%	二九・七%
(ロ) 預金五千萬圓以上	四六・九	二八・二	三一・二	三〇・五	二八・四
(ハ) 預金一千萬圓以上	三九・一	二六・九	三〇・三	二八・六	二六・二
(ニ) 預金五百萬圓以上	三一・七	二一・四	二二・六	二四・〇	二一・一
(ホ) 預金五百萬圓未滿	四九・八	一七・三	二〇・七	二〇・〇	一六・七
合計	四五・三	二八・二	三〇・六	三〇・二	二二・一

（註）(一) 合同により引繼げる預金に付ても國債の「自然消化」並に「努力消化
(二) 「自然消化額」とは年度初保有率を維持する爲めの消化額、「努力消化
(三) 各行別國債保有率の平均算出に際しては特に比率高きものは之を除外

（備考）(一) 本調査に於て等級別は十六年三月末を基準とせるもの、行數並に金額
(二) 「國債」中には米穀證券其の他の短期國債並に借入國債を含まず、貸

自四月至七月） 全國地方銀行國債消化狀況

（全國地方銀行協會調）

金			國債						
A′ 昭和十六年七月末現在額		A″ 同上四ヶ月間增加額（註一）	B 昭和十六年三月末現在額		B′ 昭和十六年七月末現在額		B″ 同上四ヶ月間增加額（註一）	同上增加額內譯（註二） 自然消化額	努力消化額
行	千圓	千圓	行	千圓	行	千圓	千圓	千圓	千圓
二三	四、四三九、三四一	三九六、一七六	二三	一、二〇八、三六九	二三	一、二九九、三九二	九一、〇二三	一〇九、二六〇	八一、七六三
二八	二、二三六、七一三	二六〇、九一七（內合同五行による增 三八、八七九千圓）	二八	五七六、二一四	二八	六九八、四八三	一二二、二六九（內合同五行による增 一一、一一九千圓）	七三、一五九	四九、一一〇
五四	一、六三九、三八四	一七三、四四六（內合同七行による增 一三、八三七千圓）	五四	四二九、三四二	五四	四九七、一五七	六七、八一五（內合同七行による增 三、〇二二千圓）	三八、一六五	二九、六五〇
四五	三六三、八四一	四三、二三三（內合同五行による增 一二、二七一千圓）	四五	六八、四六五	四五	八二、一九一	一三、七二六（內合同五行による增 二、三六八千圓）	六、五九六	七、一三〇
八五	二二五、三八四	一四、〇五八	八五	三九、五五八	八五	四六、五六一	七、〇〇三	二、〇三二	四、九七一
二三五	八、九〇四、六六三	八六七、八五〇（內合同十七行による增 六四、九八七千圓）	二三五	二、三二一、九四八	二三五	二、七二三、七八四	四〇一、八三六（內合同七行による增 一六、五〇九千圓）	二二九、二一二	一七二、六二四

…による保有率 十六年度末に於て消化目標を完遂せる場合	各行別對預金國債保有率の平均（註三） 十六年三月末（R）	十六年七月末	十六年度末に於て消化目標を完遂せる場合	平均率R（昭和十六年三月末各行別對預金國債保有率の平均）に對し 以上の銀行數 十六年三月末	十六年七月末	以下の銀行數 十六年三月末	十六年七月末	昭和十六年七月末保有率が十六年三月末に比し 上昇したるもの 平均率R以上のものにして	平均率R以下のものにして 平均率R以上のものになりたるもの	平均率R以下に止まりたるもの	下降したるもの 平均率R以上のものにして 平均率R以上に止まりたるもの	平均率R以下のものになりたるもの	平均率R以下のものにして	現狀維持のもの 平均率R以上のものにして	平均率R以下のものにして
三一・六%	二九・七%	三一・四%	三一・五%	一一行	一五行	一二行	八行	七行	五行	三行	三行	一行	四行	〇行	〇行
三〇・五	二八・四	三〇・五	三〇・六	一七	一九	一一	九	八	三	七	七	一	一	一	〇
二八・六	二六・二	二七・七	二八・七	二八	三三	二六	二一	一八	七	一三	八	二	五	〇	一
二四・〇	二一・一	二三・三	二三・九	二一	二五	二四	二〇	一〇	六	一一	九	二	七	〇	〇
二〇・〇	一六・七	一八・四	二〇・四	三九	四五	四六	四〇	二五	六	二六	一四	〇	一四	〇	〇
三〇・二	二二・一	二四・〇	二五・〇	一一六	一三七	一一九	九八	六八	二七	六〇	四一	六	三一	一	一

消化」並に「努力消化」を必要とするとの見地より預金並に國債增加額には合同による增加額を含めしたものである

めの消化額、「努力消化額」とは自然消化額を越ゆる消化額である

率高きものは之を除外した

るもの、行數並に金額は共に十六年七月末を基準として調整せり。卽ち三月末以降合同により消滅せる銀行を含まず

借入國債を含まず、貸付國債並に信託國債を含む

滿洲國	三、二四	四、三二七	一三、九八三	九、四七六	三〇、九〇二	—
支那	—	—	—	—	—	—
蒙疆	—	—	—	—	—	—
其の他海外						
總計	二八七五〇	四七五、〇九七	四九六、六九八	六〇二、一九二	三二一、八九三	二、〇〇三、六三二
	一、〇四九、二六	五	二六			

（備考）㈠ 賣却額は額面金額に據る
㈡ 人口は內地は昭和十四年十月一日現在推計人口、外地及滿洲國は拓務省對滿事務局調昭和十三年末現在人口統計に據る
㈢ 大藏省調に據る

終りに參考迄に前記地方銀行の段階式國債消化法に依る國債消化狀況を揭ぐれば（折込表參照）、昭和十五年度に於ては一箇年の預金增加額十七億一千九百萬圓に對し、同期間の國債增加額は七億四千五百萬圓（割合にして四割三分增）、此の內自然消化額は三億八千二百萬圓、各段階の平均保有比率迄の努力消化額は三億六千二百萬圓と約半々になつて居る。之に對し十六年に於ては四月より七月迄の四箇月間の實績ではあるが、現在の所同期間の國債增加額四億百萬圓に對し努力消化額は一億七千二百萬圓に上つて居る。

第三節　事變債券の發行に依る吸收

(一)　事變債券發行の意義と其の消化對策

政府が昭和十二年十二月臨時資金調整法に基き收入金二億圓を限度として貯蓄債券を、又昭和十五年五月資金調整法の改正に依り收入金五億圓を限度として報國債券を孰れも日本勸業銀行をして之が發行の任に當らしむるに至つたことは周知の所であるが、此等事變債券發行の目的は今回の事變に際し軍事費其の他巨額の政府資金が撒布せられるに伴ひ、此等資金が民間に滯留し、一般に奢侈又は浪費に流れる弊を生ずるに至る虞れがあつたので、此等資金を吸收して戰時經濟の調整に資せしめんとするに在るのであつて、就中報國債券は事變の繼續に因る事變費其の他資金の撒布が累積するに伴れ、國民大衆の間に於ける資金滯留の趨向、過剩購買力の增大が益々顯著となり、事變下戰時經濟の遂行上頗る戒心を要すべき事態を呈するに至つたので、特に國民大衆の過剩購買力吸收策として採擇せられるに至つたのである。

從つて斯かる重大なる意義の下に企圖せられる債券である爲め、日本勸業銀行に於ては其の使命の達成と貯蓄報國の實を擧ぐる爲め十三年七月に同行に國民貯蓄勸奬部を創設する外、十五年八月には事變債券發行部を設け、只管使命の遂行に邁進することゝなつたのである。其の後時局の進展に伴ひ購買力の吸收竝に國民貯蓄强化の徹底が緊要となつて來たので、政府は昭和十四年より貯蓄債券の發行限度を二億圓より五億圓に、更に十六年より十億圓に擴張すると共に、零細なる貯蓄層をして容易に貯蓄報國運動に參加する機會を與へ過剩購買力の吸收を更に徹底强化する爲め、十六年七月より同行をして賣出價格一圓の特別報國債券の賣出を實施せしむることゝしたのである。尙政府は一旦賣捌かれた債券が市場に出廻るのを防止する爲め、貯蓄債券、報國債券に付て無料保管制度を實施することゝし、殊に報國債券に付ては最終迄保管せられたものに對し一定割合の割增金を附與する等之が長期保管を勸奬するの方策を採ることゝしたのである。又貯蓄債券、報國債券の賣捌きに付ては其の大衆性に鑑み日本勸業銀行の本支店は勿論、小額國債と同樣に全國郵便局、證券業者、貯蓄債券無盡（比較的月々小額の掛金を積立たしめ、百圓、三百圓、五百圓、千圓等掛金者の希望に應じ債券購入の便宜を與ふる制度）を營む無盡會社、信用組合、デパート等各種の機關を通じて行ふと共に、時には街頭販賣をも行ひ、又地域的には內外地は固より滿洲、北支、中南支、蒙疆に到る迄賣捌きを行ふ外（此の內支那に付ては十六年の十月より北京及上海に日本勸業銀行派遣員常時駐在事務所を開設することゝなり、積極的に事變債券の賣捌きに當ることゝなつた）、官廳、會社等の賞與の一部に、貯

蓄組合の積極的振替に、或はデパートの買物貯蓄に、又は金賣却代金に依る購入に、更に進んでは競馬の拂戻金の一部に等凡ゆる機會を捉へて之が普及消化を圖るべく努力が傾注されたのである。此の外特別報國債券の賣捌きに付ては從來の報國債券の賣捌機關の外、全國の煙草販賣店をも利用し、大衆の購買に便ならしむる一方、最近に於ては以上の如き一般の自發心に訴へるのみならず、府縣廳の強力なる援助の下に市町村下部組織の利用に依る一種の割當制消化方法を樹立し、或は隣組をして事變債券消化目標を樹てしめ、之を責任額として半ば義務的に購入せしむる等の積極的方法が講ぜられ、消化方策に一段の計畫性が附與せられることゝなつたのである。

(二) 事變債券發行及消化の實績

然らば事變勃發以來に於ける事變債券の發行及消化の實績は如何といふことになるのであるが、事變債券は次表(拆込)の如く十六年九月迄に貯蓄債券に於て累計二十三回、券面額にして七億九千五百萬圓(賣出價額五億三千萬圓)、報國債券に於て累計九回、金額にして二億八千五百萬圓(券面額にて賣出)、此外に十六年七月より發行せられた第一回及第二回の特別報國債券一千五百萬圓(券面額にて賣出)合計十億九千五百萬圓(賣出價額八億三千萬圓)に上る多額の發行を見たのであるが、消化の實情に徴すれば發行額の激增に伴ひ近時消化狀況は餘り芳しからず、今後消化方法に付き相當考慮せねばな

計	一行額	數通	金額 千圓	賣出價額 千圓
〃		三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	
〃		四五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	
〃		一六五,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	
〃		七五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
〃		三五七,五〇〇	二九〇,〇〇〇	
〃		七〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	
〃		一九三,〇〇〇	一四八,〇〇〇	
〃		九九,五〇〇	七七,〇〇〇	
〃		一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	
〃		七九〇,五〇〇	四九八,〇〇〇	
〃		二八九,五〇〇	二一七,〇〇〇	
〃		一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	
〃		一,〇九五,〇〇〇	八三〇,〇〇〇	

事變債券發

貯蓄債券

年別	回別	一通當り賣出價額	發行額 通數 千通	發行額 金額 千圓	賣出價額 千圓	回別	賣出價額 千圓
昭和十二年	自一回至二回	十圓	二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	—
昭和十三年	自三回至八回	十圓五圓	三、〇〇〇六、〇〇〇	四五、〇〇〇四五、〇〇〇	三〇、〇〇〇三〇、〇〇〇	—	—
昭和十四年	自九回至十五回	十圓五圓	一一、〇〇〇一〇、〇〇〇	一六五、〇〇〇七五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇五〇、〇〇〇	—	—
昭和十五年	自十六回至十九回	十圓五圓	一三、五〇〇四、〇〇〇	二〇二、五〇〇三〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇二〇、〇〇〇	自一回至五回	一三五、〇〇〇二〇、〇〇〇
昭和十六年（一月—九月）	自二十回至二十三回	十圓五圓	九、〇〇〇九、〇〇〇	一三五、〇〇〇六七、五〇〇	九〇、〇〇〇四五、〇〇〇	自六回至九回	九〇、〇〇〇四五、〇〇〇
小計	自一回至二十三回	十圓五圓	三八、五〇〇二九、〇〇〇	五七、五〇〇二七、五〇〇	三八五、〇〇〇一四五、〇〇〇	自一回至九回	三八五、〇〇〇一四五、〇〇〇
合計	自一回至二十三回	—	六七、五〇〇	七九五、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	自一回至九回	五三〇、〇〇〇

（備考）日本勸業銀行調

券發行狀況

報國債券

回別	一通當り賣出價額	發行額 通數 千通	發行額 金額 千圓	賣出價額 千圓
自一回 至五回	十圓	一五、五〇〇	一五五、〇〇〇	一五五、〇〇〇
自六回 至九回	十圓	五八、〇〇〇	五八、〇〇〇	五八、〇〇〇
自一回 至九回	十圓	二一三、〇〇〇	二一三、〇〇〇	二一三、〇〇〇
自一回 至九回	—	三五、七〇〇	二八五、〇〇〇	二八五、〇〇〇
千圓				
二〇、〇〇〇				
三〇、〇〇〇				
一一〇、〇〇〇				
一三五、〇〇〇				
二〇〇、〇〇〇				
九〇、〇〇〇				
四五、〇〇〇				
三八五、〇〇〇				
一四五、〇〇〇				
五三〇、〇〇〇				

特別報國債券

回別	一通當り賣出價額	發行額 通數 千通	發行額 金額 千圓	賣出價額 千圓
自一回 至二回	一圓	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
自一回 至二回	一圓	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
自一回 至二回	—	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
千圓				
二〇、〇〇〇				
三〇、〇〇〇				
一一〇、〇〇〇				
一三五、〇〇〇				
二〇〇、〇〇〇				
九〇、〇〇〇				
四五、〇〇〇				
三八五、〇〇〇				
一四五、〇〇〇				
五三〇、〇〇〇				

計

一通當り賣出價額	發行額 通數 千通	發行額 金額 千圓	賣出價額 千圓
十圓	二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
十圓	三、〇〇〇	四五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
五圓	六、〇〇〇	四五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
十圓	一一、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
五圓	一〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	五〇、〇〇〇
十圓	二九、〇〇〇	三五七、五〇〇	二九〇、〇〇〇
五圓	一三、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
十圓	一四、八〇〇	一九三、〇〇〇	一四八、〇〇〇
五圓	一五、四〇〇	九九、五〇〇	七七、〇〇〇
一圓	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
十圓	五九、八〇〇	七九〇、五〇〇	四九八、〇〇〇
五圓	四三、四〇〇	二八九、五〇〇	二一七、〇〇〇
一圓	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
—	一八、二〇〇	一、〇九五、〇〇〇	八三〇、〇〇〇

事變債券地方別消化高

（昭和十六年三月末日現

地方別	昭和十二年度（貯蓄債券）	昭和十三年度（貯蓄債券）	昭和十四年度（貯蓄債券）	昭和十五年度 貯蓄債券	昭和十五年度 報國債券	合計 貯蓄債券	合計 報國債券	總合計
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
樺太	二二,三四〇	一三〇,四二〇	四八〇,五六〇	六一四,五五〇	七八七,四二五	一,二四七,八七〇	七八七,四二五	二,〇三五,二九五
北海道	一八六,九二〇	一,七八一,一九五	四,七六四,〇四〇	四,〇二七,八八五	四,八〇六,三六〇	一〇,七六〇,〇四〇	四,八〇六,三六〇	一五,五六六,四〇〇
青森	一〇〇,八九〇	三七五,七一〇	九九四,〇七五	一,〇五二,三七〇	一,三八二,四一〇	二,五二三,〇四五	一,三八二,四一〇	三,九〇五,四五五
岩手	一〇七,一九〇	三八八,六三五	八四八,二二五	九七八,〇二〇	一,二七八,三六〇	二,三二二,〇六〇	一,二七八,三六〇	三,六〇〇,四二〇
宮城	一五三,一六〇	五九八,一八〇	一,二四二,一一〇	一,一九一,四二五	一,三二一,一六五	三,一八四,八七五	一,三二一,〇六五	四,五〇五,九四〇
秋田	一一三,八〇〇	四〇六,七五〇	八五三,八一五	九四一,一六〇	一,二六二,五六五	二,三一五,五二五	一,二六二,五六五	三,五七八,〇九〇
山形	一四五,〇二〇	五四〇,七三五	一,二三六,二三五	一,一九九,五七五	一,六一九,三九〇	三,一二一,五六五	一,六一九,三九〇	四,七四〇,九五五
福島	七一,三二〇	六六四,六九〇	一,三五六,五六〇	一,二〇二,四〇五	一,七〇三,九六〇	三,二九四,八七五	一,七〇三,九六〇	四,九九八,八三五
茨城	一〇五,二一〇	六五一,七六〇	一,六一二,九八五	一,七四五,五六〇	二,一七三,七五〇	四,一一五,五一五	二,一七三,七五〇	六,二八九,二六五
栃木	一五〇,四九〇	六二二,二八〇	一,四一三,七〇〇	一,二八九,一四〇	一,七九七,三七〇	三,四七五,六一〇	一,七九七,三七〇	五,二七二,九八〇
群馬	一四八,〇八〇	六八四,四二五	一,九二八,九四〇	一,八四二,四六五	二,九一八,七七五	四,六〇三,九二〇	二,九一八,七七五	七,五二二,六八五
埼玉	一六七,九八〇	七七九,二九〇	二,一八五,五八五	二,〇一五,一五〇	二,三九一,五〇五	五,一四八,〇〇五	二,三九一,五〇五	七,五三九,五一〇
千葉	一三一,六三〇	八六〇,五三五	一,八六六,七五〇	二,一一四,〇四〇	二,四六〇,九五五	四,九七二,九五五	二,四六〇,九五五	七,四三三,九一〇
東京	三,五〇五,二三〇	六,二四九,九七五	三二,四六八,六九〇	二九,四四七,四四五	五三,二三五,九四五	八一,六七一,三四〇	五三,二三五,九四五	一三四,九〇七,二八五
神奈川	三七四,八六〇	二,一一〇,六二〇	六,三一三,三三五	六,六九三,三五〇	七,二八〇,二六五	一五,四九二,一六五	七,二八〇,二六五	二二,七七二,四三〇
新潟	三五四,八一〇	一,三三七,四九〇	二,九四四,二七〇	二,九一二,五三〇	三,八四七,一〇〇	七,六三九,一〇〇	三,八四七,一〇〇	一一,四八六,二〇〇
富山	一七三,〇八〇	七五八,二三五	一,五〇六,七六〇	一,五二四,八一〇	一,九三七,七一五	三,九六二,八八五	一,九三七,七一五	五,九〇〇,六〇〇
石川	二三七,六九〇	七四九,九六〇	一,六一二,八二五	一,七一七,七九〇	二,一二〇,二九五	四,三〇八,二六五	二,一二〇,二九五	六,四二八,五六〇
福井	一三一,五〇〇	六三〇,二七〇	一,三八〇,〇五五	一,一一七,八六〇	一,六三二,八八五	三,二六〇,六八五	一,六三二,八八五	四,八九三,五七〇
山梨	六四,八四〇	三四九,三六〇	九六五,一三五	八〇六,二二〇	二,一〇七,四四〇	二,一八五,五五五	二,一〇七,四四〇	四,二九二,九九五
長野	二五一,九九〇	一,〇三五,六一五	二,八四二,〇五五	二,九六六,五四〇	三,二七三,〇六五	七,〇九六,二〇〇	三,二七三,〇六五	一〇,三六九,二六五
岐阜	二四五,三七〇	一,〇四五,〇四五	二,二四三,四四〇	二,〇二六,五五〇	二,六四六,七八五	五,五六〇,四〇五	二,六四六,七八五	八,二〇七,一九〇
靜岡	四五四,三一〇	一,七七六,七八五	三,六四八,八五〇	三,二八一,三五〇	四,四三〇,六四〇	九,一六一,二九五	四,四三〇,六四〇	一三,五九一,九三五
愛知	一,〇二八,二二〇	四,〇〇三,九一〇	八,二一七,五一〇	六,七二九,六二五	九,八七四,六六五	一九,九七九,三三五	九,八七四,六六五	二九,八五四,〇〇〇
三重	三九六,五三〇	一,四四四,五六〇	三,〇六七,六七〇	二,四四二,一一〇	三,六六四,七八〇	七,三五〇,八七〇	三,六六四,七八〇	一一,〇一五,六五〇
滋賀	一七九,一八〇	八三五,五二〇	二,二四四,八七〇	一,九三三,四一〇	二,二二六,五二〇	五,一九二,九八〇	二,二二六,五二〇	七,三一九,五〇〇
京都	九〇二,〇八〇	二,六二四,一四五	六,三三六,九四〇	四,〇八一,二三五	五,七二七,三六〇	一三,九三四,三〇〇	五,七二七,三六〇	一九,六六一,六六〇
大阪	二,九九〇,九七〇	九,五〇二,五四五	二四,七一七,七八〇	一四,九七五,六九〇	二一,〇五〇,一九〇	五二,一八七,〇八五	二一,〇五〇,一九〇	七三,二三七,二七五
兵庫	一,五二八,七四〇	四,八七五,九〇〇	八,七九五,五九〇	六,九〇八,二九五	九,七七三,八三五	二二,一〇八,五二五	九,七七三,八三五	三一,八八二,三六〇
奈良	一七七,八八〇	四七四,八三五	一,〇九九,〇四〇	一,一六一,四二〇	一,三〇五,一三五	二,九一三,一七五	一,三〇五,一三五	四,二一八,三一〇
和歌山	一九八,五七〇	六三九,五七五	一,四九一,九五五	一,二六三,三三五	一,九一四,七〇五	三,五九三,四三五	一,九一四,七〇五	五,五〇八,一四〇
鳥取	一〇五,三七〇	四〇七,三九〇	六八八,九二〇	六七四,八七〇	八八二,一九五	一,八七六,五五〇	八八二,一九五	二,七五八,七四五
島根	一一五,六五〇	五〇三,三三〇	九二六,〇七五	九五二,七三〇	一,一五九,八九〇	二,四九七,七八五	一,一五九,八九〇	三,六五七,六七五
岡山	二〇五,一六〇	八三五,五〇五	一,八二五,一五〇	一,三八四,四五五	一,九七六,六四五	四,二五〇,二七〇	一,九七六,六四五	六,二二六,九一五
廣島	八二三,四八〇	二,九六七,二二〇	五,二二一,二九五	三,五七七,六二〇	五,四一五,一五五	一二,五八九,六一五	五,四一五,一五五	一七,九九四,七七〇
山口	三〇五,一九〇	一,四一二,〇七〇	二,四四五,〇二〇	二,八四五,七三五	三,五九一,二六五	七,〇〇八,〇一五	三,五九一,二六五	一〇,五九九,二八〇
徳島	一二七,三七〇	四六四,四八〇	一,一一八,九七五	一,〇五八,七〇五	一,五〇七,九〇五	二,七六九,五三〇	一,五〇七,九〇五	四,二七七,四三五
香川	一六〇,六八〇	六六二,二一五	一,一七〇,九三五	一,〇〇七,四四〇	一,三七六,三七五	三,〇〇一,二一〇	一,三七六,三七五	四,三七七,五八五
愛媛	一七九,八五〇	七〇五,一一〇	一,四四五,七五〇	一,二八五,九七五	一,八四四,四一〇	三,六一六,六八五	一,八四四,四一〇	五,四六一,〇九五
高知	一〇〇,六六〇	二九七,五六五	七八三,三七〇	一,〇一五,八一〇	一,五四六,八四五	二,一九七,四〇五	一,五四六,八四五	三,七四四,二五〇
福岡	一,二五〇,七六〇	三,八八一,七三〇	七,〇二三,三四〇	六,〇四二,四二五	七,一九一,〇七〇	一八,一九八,二五五	七,一九一,〇七〇	二五,三八九,三二五
佐賀	一二八,一六〇	五五六,一一〇	九三七,五三五	九一五,九八〇	一,〇八四,六〇五	二,五三七,七八五	一,〇八四,六〇五	三,六二二,三九〇
長崎	二三二,八八〇	一,四四五,〇三〇	三,一四四,八五〇	二,一九九,〇二五	三,〇五一,二三五	七,〇二一,七八五	三,〇五一,二三五	一〇,〇七三,〇二〇
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

事變債券地方別消化高

（昭和十六年三月末日現在）

別	昭和十二年度（貯蓄債券）	昭和十三年度（貯蓄債券）	昭和十四年度（貯蓄債券）	昭和十五年度 貯蓄債券	昭和十五年度 報國債券	合計 貯蓄債券	合計 報國債券	總合計	人口一人當額	一人當順位
太	二二、三四〇圓	一三〇、四二〇圓	四八〇、五六〇圓	六一四、五五〇圓	七八七、四二五圓	一、二四七、八七〇圓	七八七、四二五圓	二、〇三五、二九五圓	六・一〇圓	二三
道	一八六、九二〇	一、七八一、一九五	四、七六四、〇四〇	四、〇二七、八八五	四、八〇六、三六〇	一〇、七六〇、〇四〇	四、八〇六、三六〇	一五、五六六、四〇〇	七・六一	一三
森	一〇〇、八九〇	三七五、七一〇	九九四、〇七五	一、〇五二、三七〇	一、三八二、四一〇	二、五二三、〇四五	一、三八二、四一〇	三、九〇五、四五五	三・〇〇	四七
手	一〇七、一九〇	三八八、六三五	八四八、二一五	九七八、〇二〇	一、二七八、三六〇	二、三三二、〇六〇	一、二七八、三六〇	三、六〇〇、四二〇	三・二八	四五
城	一五三、一六〇	五九八、一八〇	一、二四二、一一〇	一、一九一、四二五	一、三二一、一六五	三、一八四、八七五	一、三二一、〇六五	四、五〇五、九四〇	三・四六	四二
田	一一三、八〇〇	四〇六、七五〇	八五三、八一五	九四二、一六〇	一、二六二、五六五	二、三一五、五二五	一、二六二、五六五	三、五七八、〇九〇	三・三三	四四
形	一四五、〇二〇	五四〇、七三五	一、二三六、二三五	一、一九九、五七五	一、六一九、三九〇	三、一二一、五六五	一、六一九、三九〇	四、七四〇、九五五	四・一四	四〇
島	七一、二二〇	六六四、六九〇	一、三五六、五六〇	一、二〇二、四〇五	一、七〇三、九六〇	三、二九四、八七五	一、七〇三、九六〇	四、九九八、八三五	三・〇六	四六
城	一〇五、二一〇	六五一、七六〇	一、六一二、九八五	一、七四五、五六〇	二、一七三、七五〇	四、一一五、五一五	二、一七三、七五〇	六、二八九、二六五	四・五七	三六
木	一五〇、四九〇	六二三、二八〇	一、四一三、七〇〇	一、二六九、一四〇	一、七九七、三七〇	三、四七五、六一〇	一、七九七、三七〇	五、二七二、九八〇	四・二七	三九
馬	一四八、〇八〇	六八四、四二五	一、九二八、九四〇	一、八四二、四六五	二、九一八、七七五	四、六〇三、九一〇	二、九一八、七七五	七、五二二、六八五	五・八六	二一
玉	一六七、九八〇	七七九、二九〇	二、一八五、五八五	二、〇一五、一五〇	二、三九一、五〇五	五、一四八、〇〇五	二、三九一、五〇五	七、五三九、五一〇	四・七七	三三
葉	一三一、六三〇	八六〇、五三五	一、八六六、七五〇	二、一一四、〇四〇	二、四六〇、九五五	四、九七二、九五五	二、四六〇、九五五	七、四三三、九一〇	四・六四	三四
京	三、五〇五、二三〇	六、二四九、九七五	三二、四六八、六九〇	二九、四四七、四四五	五三、二三五、九四五	八一、六七一、三四〇	五三、二三五、九四五	一三四、九〇七、二八五	一九・〇二	一
川	三七四、八六〇	二、一一〇、六二〇	六、三一三、三三五	六、六九三、三五〇	七、二八〇、二六五	一五、四九二、一六五	七、二八〇、二六五	二二、七七二、四三〇	一一・三六	三
潟	三五四、八一〇	一、三七七、四九〇	二、九四四、二七〇	二、九一二、五三〇	三、八四七、一〇〇	七、六三九、一〇〇	三、八四七、一〇〇	一一、四八六、二〇〇	五・六二	二八
山	一七三、〇八〇	七五八、二三五	一、五〇六、七六〇	一、五二四、八一〇	一、九三七、七一五	三、九六二、八八五	一、九三七、七一五	五、九〇〇、六〇〇	七・二六	一六
川	二二七、六九〇	七四九、九六〇	一、六一二、八二五	一、七一七、七九〇	二、一二〇、二九五	四、三〇八、二六五	二、一二〇、二九五	六、四二八、五六〇	八・二八	一二
井	一三二、五〇〇	六三〇、二七〇	一、三八〇、〇五五	一、一一七、八六〇	一、六三二、八八五	三、二六〇、六八五	一、六三二、八八五	四、八九三、五七〇	七・三四	一五
梨	六四、八四〇	三四九、三六〇	九六五、一三五	八〇六、二二〇	二、一〇七、四四〇	二、一八五、五五五	二、一〇七、四四〇	四、二九二、九九五	六・五二	一九
野	二五一、九九〇	一、〇三五、六一五	二、八四二、〇五五	二、九六六、五四〇	三、二七三、〇六五	七、〇九六、二〇〇	三、二七三、〇六五	一〇、三六九、二六五	六・〇六	二三
阜	二四五、三七〇	一、〇四五、〇四五	二、二四三、四四〇	二、〇二六、五五〇	二、六四六、七八五	五、五六〇、四〇五	二、六四六、七八五	八、二〇七、一九〇	六・五一	二〇
岡	四五四、三一〇	一、七七六、七八五	三、六四八、八五〇	三、二八一、三五〇	四、四三〇、六四〇	九、一六一、二九五	四、四三〇、六四〇	一三、五九一、九三五	六・六四	一七
知	一、〇二八、二八〇	四、〇〇三、九一〇	八、二一七、五一〇	六、七二九、六三五	九、八七四、六六五	一九、九七九、三三五	九、八七四、六六五	二九、八五四、〇〇〇	九・六八	七
重	三九六、五三〇	一、四四四、五六〇	三、〇六七、六七〇	二、四四二、一一〇	三、六六四、七八〇	七、三五〇、八七〇	三、六六四、七八〇	一一、〇一五、六五〇	九・二七	九
賀	一七九、一八〇	八三五、五二〇	二、二四四、八七〇	一、九三三、四一〇	二、一二六、五二〇	五、一九二、九八〇	二、一二六、五二〇	七、三一九、五〇〇	一〇・〇八	六
都	九〇二、〇八〇	二、六二四、一四五	六、三三六、九四〇	四、〇八一、一三五	五、七二七、三六〇	一三、九三四、三〇〇	五、七二七、三六〇	一九、六六一、六六〇	一〇・八四	四
阪	二、九九〇、九七〇	九、五〇二、五四五	二四、七一七、七八〇	一四、九七五、六九〇	二一、〇五〇、一九〇	五二、一八七、〇八五	二一、〇五〇、一九〇	七三、二三七、二七五	一五・〇五	二
庫	一、五二八、七四〇	四、八七五、九〇〇	八、七九五、五九〇	六、九〇八、二九五	九、七七三、八三五	二二、一〇八、五二五	九、七七三、八三五	三一、八八二、三六〇	一〇・一八	五
良	一七七、八八〇	四七四、八三五	一、〇九九、〇四〇	一、一六一、四二〇	一、三〇五、一三五	二、九一三、一七五	一、三〇五、一三五	四、二一八、三一〇	六・六一	一八
山	一九八、五七〇	六三九、五七五	一、四九一、九五五	一、二六三、三三五	一、九一四、七〇五	三、五九三、四三五	一、九一四、七〇五	五、五〇八、一四〇	六・二〇	二二
取	一〇五、三七〇	四〇七、三九〇	六八八、九二〇	六七四、八七〇	八八二、一九五	一、八七六、五五〇	八八二、一九五	二、七五八、七四五	五・六三	二七
根	一一五、六五〇	五〇三、三三〇	九二六、〇七五	九五二、七三〇	一、一五九、八九〇	二、四九七、七八五	一、一五九、八九〇	三、六五七、六七五	四・八六	三三
山	二〇五、一六〇	八三五、五〇五	一、八二五、一五〇	一、三八四、四五五	一、九七六、六四五	四、二五〇、二七〇	一、九七六、六四五	六、二二六、九一五	四・五五	三七
島	八三三、四八〇	二、九六七、二二〇	五、二一一、二九五	三、五七七、六二〇	五、四一五、一五五	一二、五七九、六一五	五、四一五、一五五	一七、九九四、七七〇	九・五三	八
口	三〇五、一九〇	一、四一二、〇七〇	二、四四五、〇二〇	二、八四五、七三五	三、五九一、二六五	七、〇〇八、〇一五	三、五九一、二六五	一〇、五九九、二八〇	八・六一	一一
島	一二七、三七〇	四六四、四八〇	一、一一八、九七五	一、〇五八、七〇五	一、五〇七、九〇五	二、七六九、五三〇	一、五〇七、九〇五	四、二七七、四三五	五・八〇	二五
川	一六〇、六八〇	六六二、一五五	一、一七〇、九三五	一、〇〇七、四四〇	一、三七六、三七五	三、〇〇一、二一〇	一、三七六、三七五	四、三七七、五八五	五・七六	二六
媛	一七九、八五〇	七〇五、一一〇	一、四四五、七五〇	一、二八五、九七五	一、八四四、四一〇	三、六一六、六八五	一、八四四、四一〇	五、四六一、〇九五	四・六二	三五
知	一〇〇、六六〇	二九七、五六五	七八三、三七〇	一、〇一五、八一〇	一、五四六、八四五	二、一九七、四〇五	一、五四六、八四五	三、七四四、二五〇	五・二七	三〇
岡	一、二五〇、七六〇	三、八八一、七三〇	七、〇二三、三四〇	六、〇四二、四二五	七、一九一、〇七〇	一八、一九八、二五五	七、一九一、〇七〇	二五、三八九、三二五	八・六七	一〇
賀	一二八、一六〇	五五六、一一〇	九三七、五三五	九一五、九八〇	一、〇八四、六〇五	二、五三七、七八五	一、〇八四、六〇五	三、六二二、三九〇	五・三一	二九
崎	二三二、八八〇	一、四四五、〇三〇	三、一四四、八五〇	二、一九九、〇二五	三、〇五一、一三五	七、〇二一、七八五	三、〇五一、一三五	一〇、六七三、〇二〇	七・五〇	一四
本	二二五、〇二〇	七四五、一二五	二、一六一、二七五	一、三二一、三六五	一、八七二、〇四〇	四、四四二、七八五	一、八七二、〇四〇	六、三一四、八二五	四・四八	三八
[illegible]	一三七、一七〇	五六七、二四五	一、四八六、六五〇	一、〇七一、一九〇	一、六六〇、三五〇	三、二六二、二五五	一、六六〇、三五〇	四、九二三、五〇五	四・九〇	三一

千葉	一三一,六三〇	八六〇,五三五	一,八六六,七五〇	二,一一四,〇四〇	二,四六〇,九五五	四,九七二,九五五	二,四六〇,九五五	七,四三三,九一〇
東京	三,五〇五,二三〇	六,二四九,九七五	三二,四六八,六九〇	二九,四四七,四四五	五三,二三五,九四五	八一,六七一,三四〇	五三,二三五,九四五	一三四,九〇七,二八五
神奈川	三七四,八六〇	二,一一〇,六二〇	六,三一三,三三五	六,六九三,三五〇	七,二八〇,二六五	一五,四九二,一六五	七,二八〇,二六五	二二,七七二,四三〇
新潟	三五四,八一〇	一,三七七,四九〇	二,九四四,二七〇	二,九一二,五三〇	三,八四七,一〇〇	七,六三九,一〇〇	三,八四七,一〇〇	一一,四八六,二〇〇
富山	一七三,〇八〇	七五八,二三五	一,五〇六,七六〇	一,五二四,八一〇	一,九三七,七一五	三,九六二,八八五	一,九三七,七一五	五,九〇〇,六〇〇
石川	二二七,六九〇	七四九,九六〇	一,六一二,八二五	一,七一七,七九〇	二,一二〇,二九五	四,三〇八,二六五	二,一二〇,二九五	六,四二八,五六〇
福井	一三二,五〇〇	六三〇,二七〇	一,三八〇,〇五五	一,一一七,八六〇	一,六三二,八八五	三,二六〇,六八五	一,六三二,八八五	四,八九三,五七〇
山梨	六四,八四〇	三四九,三六〇	九六五,一三五	八〇六,三三〇	二,一〇七,四四〇	二,一八五,五五五	二,一〇七,四四〇	四,二九二,九九五
長野	二五一,九九〇	一,〇三五,六一五	二,八四二,〇五五	二,九六六,五四〇	三,二七三,〇六五	七,〇九六,二〇〇	三,二七三,〇六五	一〇,三六九,二六五
岐阜	二四五,三七〇	一,〇四五,〇四五	二,二四三,四四〇	二,〇二六,五五〇	二,六四六,七八五	五,五六〇,四〇五	二,六四六,七八五	八,二〇七,一九〇
靜岡	四五四,三一〇	一,七七六,七八五	三,六四八,八五〇	三,二八一,三五〇	四,四三〇,六四〇	九,一六一,二九五	四,四三〇,六四〇	一三,五九一,九三五
愛知	一,〇二八,二八〇	四,〇〇三,九一〇	八,二一七,五一〇	六,七二九,六三五	九,八七四,六六五	一九,九七九,三三五	九,八七四,六六五	二九,八五四,〇〇〇
三重	三九六,五三〇	一,四四四,五六〇	三,〇六七,六七〇	二,四四二,一一〇	三,六六四,七八〇	七,三五〇,八七〇	三,六六四,七八〇	一一,〇一五,六五〇
滋賀	一七九,一八〇	八三五,五二〇	二,二四四,八七〇	一,九三三,四一〇	二,二二六,五二〇	五,一九二,九八〇	二,二二六,五二〇	七,三一九,五〇〇
京都	九〇二,〇八〇	二,六二四,一四五	六,三三六,九四〇	四,〇八一,二三五	五,七二七,三六〇	一三,九三四,三〇〇	五,七二七,三六〇	一九,六六一,六六〇
大阪	二,九九〇,九七〇	九,五〇二,五四五	二四,七一七,七八〇	一四,九七五,六九〇	二一,〇五〇,一九〇	五二,一八七,〇八五	二一,〇五〇,一九〇	七三,二三七,二七五
兵庫	一,五二八,七四〇	四,八七五,九〇〇	八,七九五,五九〇	六,九〇八,二九五	九,七七三,八三五	三二,一〇八,五二五	九,七七三,八三五	三一,八八二,三六〇
奈良	一七七,八八〇	四七四,八三五	一,〇九九,〇四〇	一,一六一,四二〇	一,三〇五,一三五	二,九一三,一七五	一,三〇五,一三五	四,二一八,三一〇
和歌山	一九八,五七〇	六三九,五七五	一,四九一,九五五	一,二六三,三三五	一,九一四,七〇五	三,五九三,四三五	一,九一四,七〇五	五,五〇八,一四〇
鳥取	一〇五,三七〇	四〇七,三九〇	六八八,九二〇	六七四,八七〇	八八二,一九五	一,八七六,五五〇	八八二,一九五	二,七五八,七四五
島根	一一五,六五〇	五〇三,三三〇	九二六,〇七五	九五二,七三〇	一,一五九,八九〇	二,四九七,七八五	一,一五九,八九〇	三,六五七,六七五
岡山	二〇五,一六〇	八三五,五〇五	一,八二五,一五〇	一,三八四,四五五	一,九七六,六四五	四,二五〇,二七〇	一,九七六,六四五	六,二二六,九一五
廣島	八二三,四八〇	二,九六七,二二〇	五,二二一,二九五	三,五七七,六二〇	五,四一五,一五五	一三,五七九,六一五	五,四一五,一五五	一七,九九四,七七〇
山口	三〇五,一九〇	一,四一二,〇七〇	二,四四五,〇二〇	二,八四五,七三五	三,五九一,二六五	七,〇〇八,〇一五	三,五九一,二六五	一〇,五九九,二八〇
德島	一二七,三七〇	四六四,四八〇	一,一一八,九七五	一,〇五八,七〇五	一,五〇七,九〇五	二,七六九,五三〇	一,五〇七,九〇五	四,二七七,四三五
香川	一六〇,六八〇	六六二,一一五	一,一七〇,九三五	一,〇〇七,四四〇	一,三七六,三七五	三,〇〇一,二一〇	一,三七六,三七五	四,三七七,五八五
愛媛	一七九,八五〇	七〇五,一一〇	一,四四五,七五〇	一,二八五,九七五	一,八四四,四一〇	三,六一六,六八五	一,八四四,四一〇	五,四六一,〇九五
高知	一〇〇,六六〇	二九七,五六五	七八三,三七〇	一,〇一五,八一〇	一,五四六,八四五	二,一九七,四〇五	一,五四六,八四五	三,七四四,二五〇
福岡	一,二五〇,七六〇	三,八八一,七三〇	七,〇二三,三四〇	六,〇四二,四二五	七,一九一,〇七〇	一八,一九八,二五五	七,一九一,〇七〇	二五,三八九,三二五
佐賀	一二八,一六〇	五五六,一一〇	九三七,五三五	九一五,九八〇	一,〇八四,六〇五	二,五三七,七八五	一,〇八四,六〇五	三,六二二,三九〇
長崎	二三二,八八〇	一,四四五,〇三〇	三,一四四,八五〇	二,一九九,〇二五	三,〇五一,二三五	七,〇二一,七八五	三,〇五一,二三五	一〇,六七三,〇二〇
熊本	二三五,〇二〇	七四五,一二五	二,一六一,二七五	一,三一一,三六五	一,八七二,〇四〇	四,四四二,七八五	一,八七二,〇四〇	六,三一四,八二五
大分	一三七,一七〇	五六七,二四五	一,四八六,六五〇	一,〇七一,一九〇	一,六六〇,二五〇	三,三六二,二五五	一,六六〇,二五〇	四,九二二,五〇五
宮崎	八五,七二〇	三二〇,二六〇	八〇六,七一〇	七三二,二九五	一,〇七七,三〇〇	一,九四四,九八五	一,〇七七,三〇〇	三,〇二二,二八五
鹿兒島	一七三,八五〇	五三三,九二五	一,二三四,二一〇	一,二六二,六七〇	一,六〇二,六三五	三,一九四,六五五	一,六〇二,六三五	四,七九七,二九〇
沖繩	二二,〇二〇	八二,五五〇	二一五,九〇五	一五九,八三五	二五八,五二〇	四八〇,三一〇	二五八,五二〇	七三八,八三〇
臺灣	四五二,七四〇	一,二九九,六二〇	三,一五一,六〇〇	三,二五四,六九五	三,九五四,七〇〇	八,一五八,六五五	三,九五四,七〇〇	一二,一一三,三五五
朝鮮	三二二,〇九〇	二,六五八,五五〇	五,一四一,一八五	四,九三八,〇五五	七,九〇六,四八五	一三,〇五九,八八〇	七,九〇六,四八五	二〇,九六六,三六五
關東州	五一,三三〇	五七三,四九〇	七九二,二四五	一,二六六,三一五	五一〇,五四〇	二,六八三,三八〇	五一〇,五四〇	三,一九三,九二〇
南洋	—	—	一六〇,三四五	一一三,〇七五	一四四,五四〇	二七三,四二〇	一四四,五四〇	四一七,九六〇
滿洲	三,五二〇	二〇,一一五	三七,二四〇	四七,四六五	七〇,二一〇	一〇八,三四〇	七〇,二一〇	一七八,五五〇
支那	—	三九,九七〇	四一四,〇二〇	五八六,七五五	一,三八二,三四〇	一,〇四〇,七四五	一,三八二,三四〇	二,四二三,〇八五
蒙疆	—	—	一六,九〇〇	二〇,〇二五	六二,五四五	三六,九二五	六二,五四五	九九,四七〇
其の他	四九〇	五二,五〇五	六〇	二二,二七〇	一七,〇八五	七五,三二五	一七,〇八五	九二,四一〇
合計	二〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	二一五,〇〇〇,〇〇〇	四二五,〇〇〇,〇〇〇	二一五,〇〇〇,〇〇〇	六四〇,〇〇〇,〇〇〇

（備考）(一) 日本勸業銀行調

(二) 人口は內地昭和十四年十月一日現在推計人口、外地及滿洲國は拓務省對滿事務局調、昭和十三年三月末現在人口統計に據る

馬	一四八,〇八〇	六八四,四二五	一,九二八,九四〇	一,八四二,四六五	二,九一八,七七五	四,六〇三,九二〇	二,九一八,七七五	七,五三二,六八五	五・八六	二四
玉	一六七,九八〇	七七九,二九〇	二,一八五,五八五	二,〇一五,一五〇	二,三九一,五〇五	五,一四八,〇〇五	二,三九一,五〇五	七,五三九,五一〇	四・七七	三三
葉	一三一,六三〇	八六〇,五三五	一,八六六,七五〇	二,一一四,〇四〇	二,四六〇,九五五	四,九七二,九五五	二,四六〇,九五五	七,四三三,九一〇	四・六四	三四
京	三,五〇五,二三〇	六,二四九,九七五	三二,四六八,六九〇	二九,四四七,四四五	五三,二三五,九四五	八一,六七一,三四〇	五三,二三五,九四五	一三四,九〇七,二八五	一九・〇二	一
川	三七四,八六〇	二,一一〇,六二〇	六,三一三,三三五	六,六九三,三五〇	七,二八〇,二六五	一五,四九二,一六五	七,二八〇,二六五	二二,七七二,四三〇	一一・三六	三
潟	三五四,八一〇	一,三七七,四九〇	二,九四四,二七〇	二,九一二,五三〇	三,八四七,一〇〇	七,六三九,一〇〇	三,八四七,一〇〇	一一,四八六,二〇〇	五・六二	二八
山	一七三,〇八〇	七五八,二三五	一,五〇六,七六〇	一,五二四,八一〇	一,九三七,七一五	三,九六二,八八五	一,九三七,七一五	五,九〇〇,六〇〇	七・二六	一六
川	二二七,六九〇	七四九,九六〇	一,六一二,八二五	一,七一七,七九〇	二,一二〇,二九五	四,三〇八,二六五	二,一二〇,二九五	六,四二八,五六〇	八・二八	一二
井	一三二,五〇〇	六三〇,二七〇	一,三八〇,〇五〇	一,一一七,八六〇	一,六三二,八八五	三,二六〇,六八五	一,六三二,八八五	四,八九三,五七〇	七・三四	一五
梨	六四,八四〇	三四九,三六〇	九六五,一三五	八〇六,二二〇	二,一〇七,四四〇	二,一八五,五五五	二,一〇七,四四〇	四,二九二,九九五	六・五二	一九
野	二五一,九九〇	一,〇三五,六一五	二,八四二,〇五〇	二,九六六,五四〇	三,二七三,〇六五	七,〇九六,二〇〇	三,二七三,〇六五	一〇,三六九,二六五	六・〇六	二三
阜	二四五,三七〇	一,〇四五,〇四五	二,二四三,四四〇	二,〇二六,五五〇	二,六四六,七八五	五,五六〇,四〇五	二,六四六,七八五	八,二〇七,一九〇	六・五一	二〇
岡	四五四,三一〇	一,七七六,七八五	三,六四八,八五〇	三,二八一,三五〇	四,四三〇,六四〇	九,一六一,二九五	四,四三〇,六四〇	一三,五九一,九三五	六・六四	一七
知	一,〇二八,二六〇	四,〇〇三,九一〇	八,二一七,五一〇	六,七二九,六三五	九,八七四,六六五	一九,九七九,三三五	九,八七四,六六五	二九,八五四,〇〇〇	九・六八	七
重	三九六,五三〇	一,四四四,五六〇	三,〇六七,六七〇	二,四四二,一一〇	三,六六四,七八〇	七,三五〇,八七〇	三,六六四,七八〇	一一,〇一五,六三〇	九・二七	九
賀	一七九,一八〇	八三五,五二〇	二,二四四,八七〇	一,九三三,四一〇	二,二二六,五二〇	五,一九二,九八〇	二,二二六,五二〇	七,三一九,五〇〇	一〇・〇八	六
都	九〇二,〇八〇	二,六二四,一四五	六,三三六,九四〇	四,〇八一,二三五	五,七二七,三六〇	一三,九三四,三〇〇	五,七二七,三六〇	一九,六六一,六六〇	一〇・八四	四
阪	二,九九〇,九七〇	九,五〇二,五四五	二四,七一七,七八〇	一四,九七五,六九〇	二一,〇五〇,一九〇	五二,一八七,〇八五	二一,〇五〇,一九〇	七三,二三七,二七五	一五・〇五	二
庫	一,五二八,七四〇	四,八七五,九〇〇	八,七九五,五九〇	六,九〇八,二九五	九,七七三,八三五	二二,一〇八,五二五	九,七七三,八三五	三一,八八二,三六〇	一〇・一八	五
良	一七七,八八〇	四七四,八三五	一,〇九九,〇四〇	一,一六一,四二〇	一,三〇五,一三五	二,九一三,一七五	一,三〇五,一三五	四,二一八,三一〇	六・六一	一八
山	一九八,五七〇	六三九,五七五	一,四九一,九五五	一,二六三,三三五	一,九一四,七〇五	三,五九三,四三五	一,九一四,七〇五	五,五〇八,一四〇	六・二〇	二一
取	一〇五,三七〇	四〇七,三九〇	六六八,九二〇	六七四,八七〇	八八二,一九五	一,八七六,五五〇	八八二,一九五	二,七五八,七四五	五・六三	二七
根	一一五,六五〇	五〇三,三三〇	九二六,〇七五	九五二,七三〇	一,一五九,八九〇	二,四九七,七八五	一,一五九,八九〇	三,六五七,六七五	四・八六	三二
山	二〇五,一六〇	八三五,五〇五	一,八二五,一五〇	一,三八四,四五五	一,九七六,六四五	四,二五〇,二七〇	一,九七六,六四五	六,二二六,九一五	四・五五	三七
島	八二三,四八〇	二,九六七,二二〇	五,二二一,二九五	三,五七七,六二〇	五,四一五,一五五	一二,五七九,六一五	五,四一五,一五五	一七,九九四,七七〇	九・五三	八
口	三〇五,一九〇	一,四一二,〇七〇	二,四四五,〇二〇	二,八四五,七三五	三,五九一,二六五	七,〇〇八,〇一五	三,五九一,二六五	一〇,五九九,二八〇	八・六一	一一
島	一二七,三七〇	四六四,四八〇	一,一一八,九七五	一,〇五八,七〇五	一,五〇七,九〇五	二,七六九,五三〇	一,五〇七,九〇五	四,二七七,四三五	五・八〇	二五
川	一六〇,六八〇	六六二,一五五	一,一七〇,九三五	一,〇〇七,四四〇	一,三七六,三七五	三,〇〇一,二一〇	一,三七六,三七五	四,三七七,五八五	五・七六	二六
媛	一七九,八五〇	七〇五,一一〇	一,四四五,七五〇	一,二八五,九七五	一,八四四,四一〇	三,六一六,六八五	一,八四四,四一〇	五,四六一,〇九五	四・六二	三五
知	一〇〇,六六〇	二九七,五六五	七八三,三七〇	一,〇一五,八一〇	一,五四六,八四五	二,一九七,四〇五	一,五四六,八四五	三,七四四,二五〇	五・二七	三〇
岡	一,二五〇,七六〇	三,八八一,七三〇	七,〇二三,三四〇	六,〇四二,四二五	七,一九一,〇七〇	一八,一九八,二五五	七,一九一,〇七〇	二五,三八九,三二五	八・六七	一〇
賀	一二八,一六〇	五五六,一一〇	九三七,五三五	九一五,九八〇	一,〇八四,六〇五	二,五三七,七八五	一,〇八四,六〇五	三,六二二,三九〇	五・三一	二九
崎	二三二,八八〇	一,四四五,〇三〇	三,一四四,八五〇	二,一九九,〇二五	三,〇五一,二三五	七,〇二一,七八五	三,〇五一,二三五	一〇,六七三,〇二〇	七・五〇	一四
本	二二五,〇二〇	七四五,一二五	二,一六一,二七五	一,三一一,三六五	一,八七二,〇四〇	四,四四二,七八五	一,八七二,〇四〇	六,三一四,八二五	四・四八	三八
分	一三七,一七〇	五六七,二四五	一,四八六,六五〇	一,〇七一,一九〇	一,六六〇,二五〇	三,二六二,二五五	一,六六〇,二五〇	四,九二二,五〇五	四・九〇	三一
崎	八五,七二〇	三二〇,二六〇	八〇六,七一〇	七三二,二九五	一,〇七七,三〇〇	一,九四四,九八五	一,〇七七,三〇〇	三,〇二二,二八五	三・四七	四一
島	一七三,八五〇	五三三,九二五	一,三二四,二一〇	一,二六二,六七〇	一,六〇二,六三五	三,一九四,六五五	一,六〇二,六三五	四,七九七,二九〇	二・九七	四八
縄	二二,〇二〇	八二,五五〇	二一五,九〇五	一五九,八三五	二五八,五二〇	四八〇,三一〇	二五八,五二〇	七三八,八三〇	一・二三	五一
灣	四五二,七四〇	一,二九九,六二〇	三,一五一,六〇〇	三,二五四,六九五	三,九五四,七〇〇	八,一五八,六五五	三,九五四,七〇〇	一二,一一三,三五五	二・二一	五〇
鮮	三二二,〇九〇	二,六五八,五五〇	五,一四一,一八五	四,九三八,〇五五	七,九〇六,四八五	一三,〇五九,八八〇	七,九〇六,四八五	二〇,九六六,三六五	〇・九三	五二
州	五一,三三〇	五七三,四九〇	七九二,二四五	一,二六六,三一五	五一〇,五四〇	二,六八三,三八〇	五一〇,五四〇	三,一九三,九二〇	二・六一	四九
洋	—	—	一六〇,三四五	一一三,〇七五	一四四,五四〇	二七三,四二〇	一四四,五四〇	四一七,九六〇	三・四三	四三
洲	三,五二〇	二〇,一一五	三七,二四〇	四七,四六五	七〇,二一〇	一〇八,三四〇	七〇,二一〇	一七八,五五〇	〇・〇六	五三
那	—	三九,九七〇	四一四,〇二〇	五八六,七五五	一,三八二,三四〇	一,〇四〇,七四五	一,三八二,三四〇	二,四二三,〇八五	—	—
疆	—	—	一六,九〇〇	二〇,〇二五	六二,五四五	三六,九二五	六二,五四五	九九,四七〇	—	—
他	四九〇	五二,五〇五	六〇	二二,二七〇	一七,〇八五	七五,三二五	一七,〇八五	九二,四一〇	—	—
計	二〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇,〇〇〇	二一五,〇〇〇,〇〇〇	四二五,〇〇〇,〇〇〇	二一五,〇〇〇,〇〇〇	六四〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—

考） (一) 日本勸業銀行調

(二) 人口は内地昭和十四年十月一日現在推計人口、外地及滿洲國は拓務省對滿事務局調、昭和十三年三月末現在人口統計に據る

狀況

報國債券

庫別	昭和十六年度賣却額	計	同上賣却額計に對する割合	人口一人當額	貯蓄、報國兩債券賣却額合計	同上合計に對する割合	人口一人當額
	千圓	千圓	%	圓	千圓	%	圓
一	一、四七四	二〇、三六六	二八・五	二・一三	五八、〇二一	三〇・五	六・〇七
四	九二五	九、〇五九	一三・七	〇・七五	二七、三六七	一四・四	二・二六
七	七六三	八、三八〇	一一・七	〇・八七	二五、一七八	一三・二	二・六二
五	一、〇三七	一四、八一三	二〇・七	一・一〇	四二、一二四	二二・一	四・一四
一	二六九	四、八六〇	六・八	〇・七六	一五、二〇八	八・〇	二・三九
八	五七四	六、五九二	九・二	〇・六二	二〇、一一九	一〇・五	一・九〇
八	三〇〇	三、五一九	四・九	〇・四九	九、八九五	五・二	一・八七
一	二九八	三、五五一	四・九	一・〇八	一〇、八一八	五・六	三・三一
㎞	一〇	八七	〇・一	—	一、三三	〇・六	—
五	五六四九	七一、二一四	一〇〇・〇	〇・九七	一八九、九九二	一〇〇・〇	二・三六

四、山梨、新潟）。名古屋（愛知、三重、岐阜、長野、福井、富山、石川）。
岡山、山口、香川、愛媛）。熊本（熊本、長崎、福岡、大分、佐賀、宮崎

事變債券遞信局別賣却狀況

貯蓄債券

遞信局別	年度別	昭和十二年度賣却額	昭和十三年度賣却額	昭和十四年度賣却額	昭和十五年度賣却額	昭和十六年度賣却額	計	同上賣却額計に對する割合	人口一人當額
		千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	%	圓
東京都市		三六六	四、六九二	一六、一三	一五、八二四	一、六五一	三七、六四五	二七・一	三・九四
東京地方		二四〇	三、二六五	七、一一九	六、三七五	一、三〇九	一八、三〇八	一三・一	一・五一
名古屋		二九二	三、二六五	六、五八三	五、四二〇	一、二三八	一六、七九八	一二・一	一・七五
大阪		三六〇	四、一九〇	一一、八二三	九、六二六	一、三一四	二七、三一二	一九・六	二・〇四
廣島		一九〇	二、五二〇	四、〇九八	三、一七七	三六三	一〇、三四八	七四	一・六三
熊本		一九二	二、五二五	六、〇九三	三、九三五	七八二	一三、五二七	九・七	一・二八
仙臺		一〇〇	一、三一五	二、二三一	二、三七七	三五二	六、三七六	四・五	〇・六八
札幌		六〇	九二三	二、七一一	三、一六六	四五八	七、三一七	五・二	二・二三
貯金局		二五七	五六二	二四三	六五	九	一、一三六	〇・八	—
計		二、〇五七	二三、二五六	五七、〇一六	四八、九六三	七、四七五	一二八、七六八	一〇〇・〇	一・八九

報國債券

年度別	昭和十五年度賣却額	昭和十六年度賣却額	計	同上賣却額計に對する割合	人口一人當額
	千圓	千圓	千圓	%	圓
	一八、八九二	一四、七四	二〇三、六六	二八・五	二・一三
	八、一三四	九二五	九、〇五九	一二・七	〇・七五
	七、六一七	七六三	八、三八〇	一一・七	〇・八七
	一三、七二五	一〇三七	一四、八一二	二〇・七	一・一〇
	二六九	四、八六〇	六・八	〇・七六	一五
	六、〇一八	五七四	六、五九二	九・二	〇・六二
	三、二一八	三〇〇	三、五一九	四・九	〇・四九
	二、九八	三、五二一	四・九	一・〇八	一〇
	一〇	八七	〇・一	—	一
	七七	一〇	〇・一	—	一
	五、六四九	七一、二四	一〇〇・〇	〇・九七	一八九

（備考）㈠ 貯金局調

㈡ 遞信局管内道府縣は東京都市（東京、神奈川）。東京地方（埼玉、群馬、千葉、茨城、靜岡、山梨、新潟）。名古屋（愛知、三重、岐阜、長
大阪（大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山、德島、高知）。廣島（廣島、島根、鳥取、岡山、山口、香川、愛媛）。熊本（熊本、長崎、
鹿兒島、沖繩）。仙臺（宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田）。札幌（北海道）

㈢ 貯金局賣却額は政府保管證券中購入保管等に依るものである

事變債券遞信局別賣却狀況

貯蓄債券

年度別	昭和十三年度賣却額	昭和十四年度賣却額	昭和十五年度賣却額	昭和十六年度賣却額	計	同上賣却額計に對する割合	人口一人當額
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	%	圓
東京	三六六	四、六九二	一、六一三	一五、八二四	一、六五一	三七、六四五	二七・一	三・九四
神奈川	二四〇	三、二六五	七、一一九	六、三七五	一、三〇九	一八、三〇八	一三・一	一・五一
埼玉	二九二	三、二六五	六、五八三	五、四二〇	一、二三八	一六、七九八	一二・一	一・七五
群馬	三六〇	四、一九〇	一一、八二三	九、六二六	一、三一四	二七、三一二	一九・六	二・〇四
千葉	一九〇	二、五二〇	四、〇九八	三、一七	三六三	一〇、三四八	七四	一・六三
茨城	一九二	二、五二五	六、〇九三	三、九三五	七八二	一三、五三七	九・七	一・二八
靜岡	一〇〇	一、三一五	二、三七七	三五一	六、三七六	四五	〇・八八	三・二八
山梨	六〇	九二三	二、七一一	三、二六六	四五八	七、三一七	五・二	二・二三
新潟	二五七	五六二	二四三	六五	九	一、一三六	〇・八	—
長野	二、〇五七	二、三、二五六	五七、〇一六	四八、九六三	七、四七五	一一八、七六八	一〇〇・〇	一・八九

貯金局調

遞信局管內道府縣は東京都市（東京、神奈川）。東京地方（埼玉、群馬、千葉、茨城、靜岡、山梨、新潟）。名古屋（愛知、三重、岐阜、長野、福井、富山、石川）。大阪（大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山、德島、高知）。廣島（廣島、島根、鳥取、岡山、山口、香川、愛媛）。熊本（熊本、長崎、福岡、大分、佐賀、宮崎、鹿兒島、沖繩）。仙臺（宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田）。札幌（北海道）

貯金局賣却額は政府保管證券中購入保管等に依るものである

報國債券

年度別	昭和十五年度賣却額	昭和十六年度賣却額	計	同上賣却額計に對する割合	人口一人當額
	千圓	千圓	千圓	%	圓
東京	一八、八九二	一、四七四	二〇、三六六	二八・五	二・一三
神奈川	八、一三四	九二五	九、〇五九	一二・七	〇・七五
埼玉	七、六一七	七六三	八、三八〇	一一・七	〇・八七
千葉	一三、七七五	一、〇三七	一四、八一三	二〇・七	一・一〇
茨城	四、五九一	二六九	四、八六〇	六・八	〇・七六
靜岡	六、〇一八	五七四	六、五九二	九・二	〇・六二
山梨	三、二一八	三〇〇	三、五一九	四・九	〇・四九
新潟	三、二五三	二九八	三、五五一	四・九	一・〇八
長野	七七	一〇	八七	〇・一	—
計	六五、五七五	五、六四九	七一、二二四	一〇〇・〇	〇・九七

計

年度別	昭和十五年度賣却額	昭和十六年度賣却額	貯蓄、報國兩債券賣却額合計	同上合計に對する割合	人口一人當額
	千圓	千圓	千圓	%	圓
東京	一八、八九二	一、四七四	五八、〇二一	三〇・五	六・〇七
神奈川	八、一三四	九二五	二七、三六七	一四・四	二・二六
埼玉	七、六一七	七六三	二五、一七八	一三・二	二・六二
千葉	一三、七七五	一、〇三七	四二、一二四	二二・一	四・一四
茨城	四、五九一	二六九	一五、二〇八	八・〇	二・三九
靜岡	六、〇一八	五七四	二〇、一一九	一〇・五	一・九〇
山梨	三、二一八	三〇〇	九、八九五	五・二	一・八七
新潟	三、二五三	二九八	一〇、八一八	五・六	三・三一
長野	七七	一〇	一、三三	〇・六	—
計	六五、五七五	五、六四九	一八九、九九二	一〇〇・〇	二・三六

らぬ情勢に立至つて居ると思ふのである。

而して之が消化狀況を觀るに、前揭の如き各種の普及消化策に加へ民間の協力と相俟つて毎回異常なる好成績を示し、前表の如く十圓、五圓、一圓の極めて小額債券を以て八億三千萬圓の賣上を見たのであるが、之を枚數に直すときは正に一億一千八百二十萬枚の多數に上るのであつて、之を國民一人當りに付て見るときは一億の國民が一人殘らず一枚當り所有して居ることになり、又一世帶に付平均六枚の割合となるのである。更に消化額に付ては國民一人當り八圓三十錢、一世帶にして平均四十一圓五十錢に達して居る。

併し乍ら地方別の人口一人當り消化狀況は府縣に依り著しい懸隔のあることは(前々表折込)の如くであつて、例之東京府の人口一人當り消化高十九圓二錢に對し沖繩縣は一圓二十三錢、朝鮮は九十三錢に過ぎない。

尙右の表に付ても大體大都市を有する地方の消化狀況が他のものより優位に在ることを察知し得られるのであるが、之は事變債券が殷賑產業其の他特に收入の增加せる方面の購買力吸收を對象とするの爲めであつて、今貯金局調に依る遞信局所管別の事變債券郵便局賣却狀況に付て觀るときは明かに此の間の事情を示して居る。即ち前表(折込)の如く貯蓄債券に於ては總賣出價額に對し東京都市が二割

七分、大阪が一割九分、東京地方が一割三分、名古屋が一割二分を占め、比較的大都市を含む管内の消化が良好で、農村の多い地方の消化は比較的良好でないことを知るのである。此のことは報國債券の場合に於ても同様、東京都市二割八分、大阪二割と大都市を含む管内が良好であつて、而も貯蓄債券に對し若干の比率を増して居る。更に兩債券の郵便局賣出人口一人當り金額に付ても、概して大都市を含む管内の方が農村の多い管内よりも良好である。

又賣捌機關別に觀た消化狀況は如何といふに、左表の如く發行元の日本勸業銀行が全國所在の九十ヶ所餘の支店、出張所網を動員して債券の消化に全力を注いだ結果、昭和十五年十二月末現在に於て貯蓄、報國兩債券發行高の三五・九%を占め、次に郵便局取扱が三三・五%、其の他が三〇・六%となつて居る。

賣捌機關別事變債券賣上高（昭和十五年十二月末現在）

賣捌機關	貯蓄債券		報國債券		計	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
	圓	%	圓	%	圓	%
日本勸業銀行	一四、九五〇、一四五	三六・七	六六、七七五、〇四五	三四・三	八二、七二五、一九〇	三五・九
郵便局	一三、一九三、一五五	三三・七	六四、六一四、三七〇	三三・一	七九、八〇七、五二五	三三・五
其の他	一二、八五六、七〇〇	二九・六	六三、六一〇、五八五	三二・六	七六、四六七、二八五	三〇・六
計	三九、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇	一九五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇	二三四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇

（備考）㈠ 日本勸業銀行調

㈡ 本表の計數は貯蓄債券に於ては第十九回迄、報國債券に於ては第五回迄の分を示す

尚貯蓄債券、報國債券の無料保管制度が實施せられたことは既に一言せる所であるが、此の措置は債券所有者に多大の利便と福音を齎らし、其の保管數量は次表の如く昭和十六年九月末現在に於ては發行量に對し通數に於て四割、金額に於ては賣上額の五割に達して居る狀況である。

事變債券保管現在高表（昭和十六年九月末現在）

保管機關	貯蓄債券（第一回―第二十三回）			報國債券（第一回―第九回）			計		
	通數	金高		通數	金高		通數	金高	
	（賣上總通數に對する割合）	（賣上金高に對する割合）	圓	（賣上總通數に對する割合）	（賣上金高に對する割合）	圓	（賣上總通數に對する割合）	（賣上金高に對する割合）	圓
日本勸業銀行	六、五四四、六七五（九・七〇）	五三、二四七、八六五（一〇・〇五）		二、五六六、五二四（七・二五）	二一、二七、六九五（七四一）		九、一三一、一九九（八・八五）	七四、三七五、五六〇（九・一三）	
郵便局	二、三五六、五九九（三一・四九）	二五三、一〇八、六五〇（四七・七六）		一〇、七四三、三八五（三〇・〇九）	八六、四二六、四六〇（三〇・三三）		三一、九九九、九八四（三一・〇一）	三三九、五三五、一一〇（四一・六六）	

計	二七、八〇二、二七四	三〇六、三五六、五一五	一三、三三九、九〇九	一〇七、五五四、一五五
	(四一・九)	(五七・八〇)	(三七・三四)	(三七七四)
(備考) 日本勸業銀行調				

終りに參考迄に叙上事變國債の郵便局賣出額及貯蓄、報國、特別報國各事變債券の賣出額を年度別に、前揭國民貯蓄に於ける直接有價證券投資額と比較するに、左揭の如く國債及事變債券の合計額は直接有價證券投資の約三分の一を占めて居るのである。尙國債及事變債券を以てする賞與の支給實績に付てはこの次の論述の「賞與國債支給實施の狀況」なる項に於て詳述したので本項に讓ることゝする。

	直接有價證券投資 百萬圓	國債郵便局賣出額及事變債券賣出額 百萬圓	國債及事變債券賣出額總計の直接有價證券投資に對する割合 %
昭和十三年度	二、一五一	五九五	二七・六
昭和十四年度	一、七八八	七五八	四二・四
昭和十五年度	三、二六四	一、〇四一	三二・九

第四節　各種預貯金に依る吸收

(一)　各種預貯金の吸收に對する諸對策

購買力吸收の方策として事變以來各種預貯金の蓄積に對する奬勵運動が一大國民運動として展開されて來たことは周知の所であるが、之に付てはこの次の論述の「國民貯蓄奬勵運動の經過と其の對策」なる項に於て詳述したので、玆には之を省略し、本項に讓ることゝする。

(二)　各種預貯金蓄積の實績

本項に付てもこの次の論述の「國民貯蓄の實績」なる項に於て國民貯蓄の集積狀況、更に此の內國民貯蓄組合に依る貯蓄增加額、工場鑛山貯金制度竝に團體年金制度の實績其の他都鄙に於ける資金蓄積狀況等各方面より之を詳細に檢討したので、玆には之を省略し、本項に讓ることゝするが、各種預貯金の蓄積狀況は貯蓄奬勵方策の奏效と國民の協力とに依り事變以來急激に增加して來て居ることは否み難い所であるけれども、最近に於ける趨勢は一般に增勢鈍化の傾向乃至不十分の嫌なきを得ないのであつて、今後一層の努力に俟たねばならぬ所が多々存するのである。

第三章　我國戰時インフレーションの發展性と購買力吸收強化の必要

以上は購買力吸收に對する主なる實施對策と其の實績に付て概觀して來たのであるが、其の實績に徵するも明かなる如く未だ不充分の嫌ひあるを免れず、而も其の效果に至つては多くを之に期待し得ざるのみか、今後に俟たねばならぬ所が尠くないやうに思はれるのである。併し乍ら今日の情勢は屢述の如く、斯かる狀態を以て滿足するを許さゞるのみならず、現下時局の趨向より察するときはインフレ昂進の素因は多分に包藏されて居るものと見なければならぬのである。言ふ迄もなく緊迫せる昨今の國際情勢の下に於ては我戰時財政の尨大化は火を睹るよりも明かな所であつて、現に這般の臨時議會に於て臨時軍事費特別會計三十八億圓の追加豫算の外、米穀生產奬勵に要する經費、重要肥料供給確保に關する經費、中小商工業の再編成に要する經費其の他一般會計追加豫算五億千五百八十餘萬圓の成立を見るに至つたことは周知の所であるが、斯くして十六年度の軍事費の如きは前議會に於て成立せる四十八億八千萬圓を加算するときは實に八十六億八千萬圓と事變以來各年に於て曾て見ざる多額を示し、前記一般會計追加豫算の五億圓を考慮に入れるときは、十六年度の總豫算は前議會分と合

せ實に百七十一億圓の巨額に達するのである。而も國費は、今後と雖も基本國策の遂行及新情勢の展開に對處する爲め、多々益々辨ずるものあるは避け得られざる所であるので、來年度豫算の如きは二百億近くに達するのではないかとさへ見られ、今後國家資金の大部分は依然として國債を以て支辨せられ、而も今後相當期間繼續するものと考へなければならない現狀に在る。從つて斯かる國債に基く國家信用造出の繼續せられるに於ては、通貨の增發は益々增大し、必然的に國民購買力の累積を招來せしむることは否み難い所であつて、特に再生產の縮少、殊に現金通貨と直接の關係を有する消費財生產の伸惱乃至停滯傾向に在ること、及ストックの漸減的傾向に在ること等の物資側の事情に加へ、最近時局の緊急に伴ふ現金手持の增加、不時の場合に備へて當面不必要なる通貨の退藏等の諸事情と相俟つて此の傾向は一段と促進せられる情勢に在る。斯くして民間に累積せられる過剩購買力は更に物資の消耗と物價騰貴を呼び、それは又通貨膨脹傾向に拍車を掛け、通貨は通貨を呼ぶの惡循環を激發せんとする虞れがあるのである。現に最近に於ける通貨の膨脹狀態は次表の如く各種のインフレ抑止策が講せられて居るにも拘らず繼續的に惹起せられ、之が爲め物價は强度の抑制策を他所に騰勢を持續し、闇相場、品質の低下等の事情を考慮に入れるときは其の騰勢はより顯著なるものあるを察知し得られる

のであつて、今此の間の事情を明かにする爲め、東京市内日用品小賣物價指數と內閣指數とを比較すれば其の開きは逐月擴大し、十五年八月八分一厘であつたものが、十六年八月には一割五分三厘となり、闇相場の進行を示して居る。

最近に於ける通貨及物價の趨勢

年月別	通貨（單位百萬圓）					物價（昭和十二年六月を一〇〇とす）			
	日銀券	鮮銀券	臺銀券	補助貨幣	小額計	卸賣物價指數（日銀）	小賣物價指數 東京市日用品小賣價格指數	內閣指數	比較增加率 %
昭和十五年八月	三、三九	四三八	一八七	三九二	四、六三一	一三八	二四・三	八・一	
同 九月	三、三〇四	四五四	一八一	三九三	四、六三〇	一三九	二四・七	一〇・六	
同 十月	三、五二九	四六二	一七九	三九四	四、八五八	一三〇	二〇七	一九一・八	七・九
同 十一月	三、五五〇	四九七	一八〇	三九七	四、九二九	一三〇	二〇九	一九一・四	九・四
同 十二月	四、〇八九	五八一	二〇〇	四〇六	五、六二五	一三一	二〇九	一八八・二	一一・二
昭和十六年一月	四、一六五	五四五	一八五	四〇七	五、六四九	一三二	二一三	一九〇・一	一一・五
同 二月	三、九五一	五三四	一八九	四〇六	五、四二四	一三三	二〇八	一八五・二	一一・八
同 三月	三、九四八	五三〇	一九一	四〇七	五、四一七	一三五	二〇八	一八五・五	一一・二
同 四月	三、八〇三	五二七	一九五	四〇九	五、三四三	一三六	二一四	一九二・八	一一・四
同 五月	三、七二五	五〇七	一九一	四一一	五、一七八	一三七	二二五	一九一・八	一一・八
同 六月	三、八〇六	五〇九	一九八	四一四	五、二七九	一三九	二二一	一九九・七	一二・三
同 七月	三、九七九	五〇四	二〇六	四一六	五、四六八	一四〇	二二四	一九九・四	一一・三
同 八月	四、二一〇	五四八	二〇三	四二一	五、八七二	一三九	二二七	一九七・九	一五・三

從つて累積せられる過剩購買力に對し從來にも增して之が徹底的吸收を圖るに非ざれば、闇相場、闇取引の橫行を激成し、或は統制外の代替物資に對する需要を刺戟し、延いては統制物資にも影響を及ぼす等我戰時物資竝に價格對策の完遂に一大支障を來たすことゝなる虞れがある。玆に價格抑制、配給統制、切符制度の確立等物資側の諸對策と相俟つて通貨面よりする過剩購買力吸收の强化はより一層必要となつて來るのである。最近世上の一部に惡性インフレーションは物資の過大消費より生ずるものであるから、通貨側の操作を以てしては到底惡性インフレは阻止し得るものでなく、物資の全面的統制以外に其の途はないといふ見解が現はれて居るのであるが、此の見解を押し進めるときは結局凡ゆる物資に付て切符配給の如き直接的抑制を强行せねばならぬことゝなるのである。併し乍ら我國

の殆んど凡ゆる品目に亘つて切符制を採用することは實際上不可能なるのみならず、假令凡ての物資に付て切符制を施行し得たとしても此の場合通貨を全然放任し得ることは出來ないのであつて、之と共に一方に於て極力購買力を吸收するの策を講ずるに非ざれば、切符自體に對し闇取引を誘發する等切符制に依り消費使途を制限せられた過剩購買力の惡作用を現出し、切符制の效果を根本より破壞するに至る慮みなしとしないからである。殊に最近に於ける銀行貸出の急增、預金增勢の停滯乃至減退、國債消化の鈍化等金融部面に現はれたる諸兆候と關聯して購買力吸收の必要性を考慮するとき、之が對策は今や一日も等閑に附し得ざる現下の緊急問題たるを痛感するのである。

第四章　購買力吸收の强化に對する諸說と今後の對策

其處で問題は最後に如何にして國民購買力の吸收を强化するかに懸つて來るのであるが、此の事態に對處しより積極的な過剩購買力吸收對策として現在如何なる考へ方が提唱されて居るであらうか。今其の一般的なものを擧ぐれば大體(一)高度增稅の斷行（歲入に對する國債對租稅の負擔割合を同率迄引直すが如き）、(二)國民所得中よりの强制貯蓄、(三)金融機關竝に戰時利得者に對する國債及事變債券の强制保有其の他企業利潤の國債及事變債券消化への動員、(四)既存の預貯金に對する自由性の凍結の四項目に分けることが出來ると思ふのであるが、此の外に購買力吸收强化の特殊方策として巷間に提唱されて居るものに、富籤の發行、貯蓄切手の賣出、鐵道旅客運賃の等級別累進引上、一定期間流通を禁止する登錄國債（普通國債よりも好利廻）の發行其の他十數種を數へる新提案が爲されて居る。今玆に一々之を列擧することは避けるが、其の主なるものを擧ぐれば

(一)　保險制度に依る購買力吸收案

本案は保險の內でも特に社會保險制度に重點を置き、此の制度を整備擴張することに因り購買力吸收の目的を達せしめやうとするものである。即ち社會保險制度に在つては周知の如く一定範圍の者を强制加入せしめ、一定額の資金（保險料）を强制醵出せしむるのみならず、加入者は自らの意志を以て此の施設より脫退することを得ず、加入義務の續く限り被保險者として保險料の支拂、資金の蓄積を行はざるを得ないので、購買力吸收策として他の保險に比し長所を有して居るからである。

(二)　戰時封鎖勘定又は戰時封鎖通貨案

本案は貨幣竝に資金の不活動化を確保する爲め預金の引出、國債等貨幣證券の賣却、償還若くは其の擔保性を少くとも戰時中停止する所謂戰時封鎖勘定制を施くと共に、貨幣それ自體の通用を戰

時中制限又は停止する所謂戰時封鎖通貨制を創設せんとするものである。卽ち普通通貨の外、たゞ國庫支拂能力のみを認める特殊通貨を制定しやうと言ふのである。

(三) 愛國据置貯金案

本案は事變終了後幾年か經過せぬ裡は原則として引出を許さない貯金を新設せんとするものであつて、其の代りそれ丈け支拂が延期されるのであるから、普通の貯金よりも高率の利息を附與する。併し普通の利息以上に高利を附したのでは現存の金融機關では之を取扱ひ得ないので、現在の普通利息を超ゆる部分に付ては政府をして之が補償を爲さしめ、其の代り當該貯金の運用に付ては政府の直接干渉を受けるものとなすのである。

(四) 利子補給据置貯金案

本案は金利の調節に依り現在最も必要とされる長期据置貯金の形式に於て購買力の吸收を圖らんとするものであつて、其の內容は特殊の据置貯金制度を設け、一口の金額は一千圓以下、三箇年以上据置と爲し、之に對しては例外的に年三分八厘の利息を附し、右預金を引受けた金融機關が其の內公債投資に振向けた限度に於て國家は公債利息との鞘三厘の利子補給を行ふ仕組である。

(五) 換物力保證付据置預金案

本案は特別の据置預金制度を設け、期間は三箇年とし、同期間中預金の引出、預金債權の讓渡、質入を禁ずるが、預金封鎖の代償として期間滿了の際据置貯金を爲したる時の通貨換物力を保證する仕組である。

(六) 購買券制度案

本案は生活必須消費財量と通貨量との均衡を得せしめ、殘餘の通貨を貯蓄せしめんとするものであつて、第二の封鎖通貨案と類似した所もあるが、其の內容は各人の所得及生活程度に應じて一定量の購買券を交付し、其の範圍內に於ては生活必須物資の確保竝に價格の安定を維持し、國民大衆をして生活の脅威より免れしめ、物資を購入し得ざる通貨を封鎖せんとするものである。

(七) 現金保有高制限案

本案は現金取引の基礎となれる現金保有高を制限することに依つて現金取引を制限し、インフレの進展を抑止せんとするもので、此の現金保有高制限には給與の通帳拂制も包含されるのであるが、其の重點を寧ろ個人よりも法人、殊に事業會社の現金に依る資金手當を制限することに置き、其の方法は金融機關の緊密なる協力の下に事業會社の現金を其の運轉資金所要量に相當して制限すると共に、金融機關に在つても過去の實績等に應じて現金を必要量以下に抑へんとするものである。

叙上の如く購買力吸收の強化に對する提案は寔に多種多彩であるが、何れも過剰購買力の吸收強化策として一長一短があり、又技術的にも實行困難な點もあるが、假りに技術的に可能としても過剰購買力吸收の目的を完全に達し得るものではない。併し乍ら今日如何なる方法にせよ過剰購買力の吸收に對しては何等か强權的な手段に訴へざるを得ない段階に迄到達して居ることは言ふ迄もない所であつて、此の際どうしても一元的な統制機構の下に綜合的な各種の對策を强行するより外にないのではないかと思ふのである。卽ち一方に於て購買力吸收の强制的方策を斷行すると共に、他方に於て之が吸收を容易ならしむる爲め、國民購買力の發動を極力抑制する諸方策が徹底强化されるのでなければ、購買力吸收に依る完全なるインフレ防壓は到底望み得ないのではないかと考へるのである。而して國民購買力の抑制に付ては之を積極的抑制と消極的抑制の二部面に分けることが出來ると思ふのであるが、先づ前者に於ては經理統制竝に利潤統制の强化、資金調整法以下一聯の資金統制の强化に因り購買力の造出を可及的に抑制するの積極的方策を實行すると共に、後者に於ては斯かる資金側よりの措置と有機的關聯を有する物資側より、例へば生活必需品の割當、切符制の全面的實施、不急用品の消費を防止する價格操作其の他消費の徹底的節約と消費規正の强化とを中心とする各種の抑制方策を斷行して國民生活の切下を强行し、以て國民の過剰購買力を或る時期の間封鎖せしめ得るやう考慮されねばならぬと思ふのである。斯くしてこそ初めて購買力吸收の强制的方策も其の實を擧げることが出來るのであつて、如何なる萬難を排しても以上の諸對策は是非共決行しなければならぬと信ずるのであつて、之が爲め假令摩擦や困難を生じても、購買力吸收の不完全より現はるゝ恐るべきインフレの惡影響に比すれば、小なる犧牲に過ぎないと思ふのである。

國民貯蓄增加の趨勢と今後の對策

目　次

第一章　戰時下に於ける國民貯蓄の意義……四五五
第一節　國民貯蓄の性格と其の必要性……四五五
第二節　國民貯蓄可能額の決定……四六三
第二章　國民貯蓄奬勵運動の經過と其の對策……四六六
第一節　昭和十三年度に於ける國民貯蓄奬勵策の概要……四六七
第二節　昭和十四年度に於ける國民貯蓄奬勵策の概要……四七七
第三節　昭和十五年度に於ける國民貯蓄奬勵策の概要……四八四
第四節　昭和十六年度に於ける國民貯蓄奬勵策の概要……四八八
第三章　國民貯蓄の實績……四九八
第一節　國民貯蓄の集積狀況と其の內容分析……四九九

第二節　國民貯蓄組合の現勢と貯蓄組合に依る貯蓄增加額……五一〇
第三節　賞與國債支給實施の狀況……五一四
第四節　工場鑛山貯金制度竝に團體郵便年金制度の實績……五一五
第五節　貯蓄事例其の他……五二〇
第四章　戰時財政金融の現狀と國民貯蓄强化の必要性……五二六
第五章　國民貯蓄の强化方策……五二八
第一節　自主的貯蓄の缺陷……五二八
第二節　貯蓄强制化の必要……五四〇

第一章　戰時下に於ける國民貯蓄の意義

第一節　國民貯蓄の性格と其の必要性

（一）國民貯蓄の性格

貯蓄の何たるやに付ては今更玆に縷說する迄もない所であるが、「國民貯蓄」と國民の名稱を貯蓄に冠したに付ては相當の理由が存するのみならず、之が意義を明かにして置かねば論旨を進める上に徹底を缺く憾みがあるので、劈頭少しく國民貯蓄の性格に付て述べることゝする。

然らば國民貯蓄とは如何なるものを指すのであるかといふに、貯蓄が今日の國家目的に合するが如き形態を採つたとき、之を國民貯蓄と稱して居るのである。而して如何なる形態を採りたるとき貯蓄が今日の國家目的に合するが如き形態なりやといふに、即ち國債消化資金に役立ち得るもの及生產力擴充資金に役立ち得るが如き形態を採つたときであつて、詳言すれば國民の貯蓄が國家の認める金融機關に預託されたとき、或は直接國家の求むる有價證券を購入したとき、其處に國債消化資金に役立ち得る資金となり、生產力擴充資金となるといふのである。

國民貯蓄は實質的には右の如く限定された貯蓄を意味するのであるが、今日大藏省が實際國民貯蓄として計算して居るものはもつと狹い範圍のものである。即ち金融機關に預託されたものであつても、其の預託が極めて一時的性質を有する當座預金に付ては、之が假令實質的には生産力擴充に役立ち、或は國債消化に資する所があつても、之を今日國民貯蓄として計算して居ないのである。蓋し當座預金は國民の貯蓄資金といふよりは金融資金の活動の一形態、若くは極めて一時的な休息狀態といふ性質を有して居ると認められるからである。又未だ金融機關にも預託せられず、又國債、事變債券、社債、株式等の購入、應募にも使用されない、即ち國民各自の手許に所藏される貯蓄が、假令實質的に自己資金として生産力擴充に役立つて居る部分があつても、それは計算が困難であり、國家が期待する生産力擴充に使用されたりや否や不明なりといふ意味に於て、之も亦國民貯蓄として認めて居ないのである。尙保險會社の資金に付ては積立金となつて國債消化に役立ち、株式、社債の買入れに役立ち得るに至つたとき、之を國民貯蓄として計算して居るのである。

右は大藏省當局の實際國民貯蓄としての計算上の取扱であるが、兎もあれ國民貯蓄とは實質的には國債消化に役立ち、生産力擴充に資せられる貯蓄であるといふことになるのであつて、其の國債消化に使用される資金を財政資金と謂ひ、生産力擴充に使用される資金を經濟資金と稱して居るのである。而して之を國民貯蓄と名付けた所以は、此種の貯蓄は今日の國家に於て租稅が國民の國費分擔であるが如く、貯蓄も亦國民の國費分擔の一方法として道義的義務なることを朧げ乍ら表現せしめんとしたものに外ならぬのである。

（二）　國民貯蓄の必要性

貯蓄が國民貯蓄たるの性格を具有するには國債消化資金及生産力擴充資金となる形態を採るものでなければならぬことを前項に於て述べたのであるが、凡そ戰爭經濟の運營に當つて戰爭に必要なる尨大な戰費と物資とを如何にして容易に且つ豐富に調達供給し得るか、又之と同時に平和産業の必要とする資金と物資とに對して極度の統制々限を加へつゝ如何にして國民生活其のものゝ安定確保を企圖し得るかは、戰時下諸國の殆んど總てが逢着する共通の問題であつて、支那事變下に於ける日本經濟も亦此の例に洩れず、事變勃發以來の我國經濟の體制は正に此の點に重點を置いて編成せられ、專ら此の點をば目標として運營され來つたのである。從つて我國金融竝に産業方面に加へられた諸統制策も專ら斯かる操作の圓滑且つ充分ならんことを所期して行はれ來つたのである。詳述する迄もなく戰爭其のもの、遂行なり、高度國防國家の建設なりは、先づ政府自らがそれに必要なる購買力を調達し、以て生産原料なり、完成商品なりの必要なる戰需資材を獲得することに依つて行はれる。即ち通

貨の部面に於ては戰爭經濟の進展は既存の國家購買力のみにては不充分となり、玆に新たな購買力の大量的な獲得と放出とを餘儀なくせしむるものであつて、周知の如く支那事變勃發以來我國の豫算は作戰遂行、國防充實、大陸開發、銃後安定等の所要經費の增嵩を映じ、年々著るしい膨脹を遂げ、昭和十六年度豫算は一般會計のみに付て觀るも、七十九億九千五百萬圓と事變發生の十二年度の三十四億八千九百萬圓に比し、四十五億六百萬圓の激增となり、之に事變發生と共に創設せられた臨時軍事費特別會計を考慮に入れる時は、十二年度の六十億二千九百萬圓より、十六年度には百二十八億七千四百萬圓と二倍餘に垂んとする著增を示すと共に、之が調達方法として租稅收入、官業及官有財產收入其の他の直接收入に依る外、公債の發行は事變發生以來各年累增の一途を辿り、事變初年度に於て三十億三千九百萬圓なりしものが、十六年度には六十九億八千萬圓と之亦二倍餘の激增を示し、事變發生以來十六年八月末迄の公債發行高は二百二十七億六千百萬圓、內支那事變公債の發行高は百七十五億四百萬圓の巨額に上つたのである。

一般及臨時軍事費兩會計歲入內容

年度別	租稅		公債		其の他		計	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
	百萬圓	%	百萬圓	%	百萬圓	%	百萬圓	%
昭和十二年度	一、三九五	二六	三、〇三九	五七	八一五	一七	五、二四九	一〇〇
昭和十三年度	一、六九九	二一	五、一三八	六五	九八二	一四	七、八一九	一〇〇
昭和十四年度	一、四四五	一九	五、六五一	六三	一、五五七	一八	八、九五三	一〇〇
昭和十五年度	二、六一三	二三	六、五七八	五九	一、八四二	一八	一一、〇三三	一〇〇
昭和十六年度	三、六九〇	二八	六、九八一	五四	二、二〇四	一八	一二、八七五	一〇〇

（備考）一般會計分は昭和十四年度迄決算、以後は豫算に據り、又臨時軍事費特別會計分は總て豫算に據る

從つて民間に撒布せられる資金も亦事變發生當時の昭和十二年には十億九千五百萬圓（此の外に政府資金の撒布として短期證券の市中償還があるが、之は短期間後に再び發行せられる短期證券買入に向ふので、滯留期間も比較的短かく、國民所得及國民貯蓄の對象としては影響が少いので、純支拂超過のみに止めること、した）であつたものが、十三年には二十九億二千七百萬圓、十四年には二十九億一千九百萬圓、十五年には三十四億一千六百萬圓、十六年には九月迄に於て既に二十七億五千三百

萬圓と飛躍的な增大を示し、之に伴ひ國民所得の總額も事變當初に比し急速な增加を見るに至つたのである。

支那事變發生以後に於ける歲出豫算、政府支拂額及國民所得額（單位百萬圓）

年別	歲出豫算 一般會計	歲出豫算 臨時軍事費特別會計	歲出豫算 計	政府資金市中撒布超過額 純支拂超過額	政府資金市中撒布超過額 短期證券市中償還額	政府資金市中撒布超過額 計	國民所得
昭和十二年	三、四八九	二、五四〇	六、〇二九	*一、〇九五	六六九	一、七六四	一六、二九八
昭和十三年	三、五二一	四、八五〇	八、四〇一	二、九二七	一、八二七	四、七五四	二一、二九二
昭和十四年	四、八八三	四、六〇五	九、四八八	二、九一九	二、四一六	五、三三四	二五、四三三
昭和十五年	六、一七三	五、四六〇	一一、二八三	三、四一六	一、三三二	四、七四八	三〇、〇〇〇
昭和十六年	七、九九五	四、八八〇	一二、八七四	二、七五三	二、三八九	五、一四二	—

（備考）（一）歲出豫算は各年共年度に據る
（二）十六年の政府資金市中撒布超過額は九月迄の累計
（三）國民所得は大藏省主稅局發表の數字に據る

併し乍ら斯かる購買力は其の對象となる物資（竝に勞力）の存在を切り離しては考へられないのであつて、此等物資の供給量の多少が問題となるのである。併し戰時下に於ては通貨部面と同樣物資の部面に於ても其の生產機構の變革が餘儀なくせられ、既存產業の生產の凡ゆる方面に亘つて軍需產業に向けられ得るものは總て動員せしめらるゝと共に、之を以て滿たし得ざる部分に對しては新たな生產の擴充を以て、之に應ずることゝなり、此のことは戰爭規模の擴大長期化するに伴ひ、又高度國防國家の建設が要請せらるゝに從つて益々大量的に動員せられるに至つたのであるが、其の反面消費財の生產が著るしく減退せしめられるに至つた事は言ふ迄もない所である。蓋し戰爭の繼續に伴ひ之に相應する軍需財の生產が必要とせられるに於ては、完全雇傭が前提とせられる限り、軍需財の增產は消費財の減產に依つて行はれねばならぬからである。而も高度國防國家建設の爲め必要なる軍需財其の他の必要品は萬難を排して優先的に確保しなければならぬのであるから、一般民需品の供給量は彌が上にも窮屈となり、今後增加を期待することを得なくなるのである。從つて事變下に於ける追加購買力の多くが自由に消費財の消費的用途、而も供給量の制限された消費財の購買に向けられることは、直ちに急激なる物價騰貴を招來する結果となるのである。而して若し物價の安定に於て確保せられぬならば、凡ゆる經濟活動は忽ちにして之が圓滑を缺くに至るのみならず、物價が急激に騰貴するが如き場合ありとせば、戰爭物資の調達其のものが困難に陷るは固より、銃後國民生活自體も忽ち安

定を失ふに至るであらう。而も安定せる物價の維持たるや、戰費竝に軍需物資の調達が大量的に且つ强行的に行はれゝば行はれる程、至難の問題とならざるを得ないのである。

茲に增加購買力が消費的用途に流れ出るのを防ぐことが必要となつて來るのであるが、他方高度國防國家建設の爲め國家的用途乃至生產的用途に向けらるべき資金の需要は極めて緊切なるものがあるのであるから、增加國民所得が消費的用途に向ふのを制限し、之を國家的用途乃至生產的用途に集中運用することが戰時下に於ける財政經濟政策の根幹となるのである。而して此の國民所得、即ち民間購買力の消費的用途より國家的乃至生產的用途への轉換を可能ならしむるものは貯蓄である。換言すれば所謂消費的用途に向けらるべき購買力を蓄積せしめ、之を國家的乃至生產的用途に集中運用することに依り、必要物資の增產確保竝に消費物資の價格維持、即ち國民生活の安定は得られるのであつて、之れ國民貯蓄奬勵の一大目標でもあり、又國民貯蓄奬勵の必要が提唱せられる所以でもある。

以上に依つて之を觀るに國民貯蓄の必要性は次の三點に要約することが出來る。

(1) 其の一は戰時國家財政上必要なる資金（國債消化資金）を調達するといふ所に存することである。

(2) 其の二は戰時國家の經濟上必要なる資金（生產力擴充資金）を調達するといふ所に存することである。

(3) 其の三は戰時に於ける資金と物資との調和を保持し、戰時國民生活の安定を圖ると共に、戰時に於ける購買力を戰後に繰延べることに依つて戰後の國民生活の安定を圖らんとする所に存することである。

第二節　國民貯蓄可能額の決定

國民貯蓄の必要なることに付ては以上述べた所であるが、然らば此等の必要を充たす爲めに幾何の國民貯蓄が必要であるか、即ち國民貯蓄目標額決定の問題を次に述べなければならぬ。而して先づ之が問題を決定するに當つて考へなければならぬことは國民貯蓄の源泉が如何なるものより成るかといふことである。今財務當局の國民貯蓄目標額決定に關する說明を引用するに、今日の國民貯蓄の源泉を考へるとき、次の二つの源泉を想像することが出來るのである。即ち其の一つは戰時に於ける政府の支拂增に基く國民所得の增加より生ずる貯蓄であり、他の一つは平時に於ける經濟活動に基く國民所得の增加より生ずる貯蓄であつて、前者は他に特殊事情なき限り概ね當該年度の豫算額及それに基く政府の支拂額と何等かの比例を保つて增加するであらうと考へられるものであるので、從つて此の

場合の貯蓄可能額は豫算額若くは政府支拂額の幾何が國民貯蓄として還流する可能性ありやといふことに依つて決定されると言ふのである。之に對し後者の場合に於ける貯蓄可能額は平年度に於ける經濟活動が當該年度に於ては幾何增大し得るか、從つて幾何の經濟的貯蓄が增大する可能性ありやといふことに依つて決定されると言ふのである。斯かる觀點よりして今次支那事變に際し國民貯蓄計畫を初めて樹てた昭和十三年度に於ては、過去の貯蓄實績（昭和十一年度の貯蓄實績約二十八億圓）より判定して昭和十三年度の平時に於ける貯蓄可能額を大約三十億圓と見積り、戰時に於ける貯蓄可能額は豫算額及政府支拂額より推定して、大約五十億圓と見積り合計八十億圓の國民貯蓄が可能なりと考へたのであつた。

併し當時此の見積りの內戰時に於ける國民貯蓄可能額に付て二說が對立して居た。即ち政府の支拂額の一部は結局經濟界に滯留して其の年內には國民貯蓄として集積され得ないであらうから、國民貯蓄となる部分は常に支拂額の何割かといふことになるであらうといふ考へ方と、今一つの考へ方は政府の支拂額は經濟界の運轉資金となり、結局多くの人の餘剩所得となつて初めて貯蓄となるのであるから、其の經濟界に入つてから貯蓄となる迄の間に資金は何廻轉し、生產及所得を增大せしめつゝ進展分散集積されるのであるから、支拂以上の國民所得の增大を招來することゝなるであらう。從つて

支拂額以上の國民貯蓄を增加せしめる可能性があるといふ見方であつた。

斯かる國民貯蓄可能額の決定に關する二つの考へ方と相對して、購買力吸收必要量の決定に關しても亦二つの考へ方が分れて居たのであつた。即ち戰時に於て增大せる購買力を吸收することが戰時國民貯蓄の重大なる目的であることは旣に述べた所であるが、其の內財政的支出增に因つて增大せしめられた購買力吸收の必要量如何といふことに付て一つの考へ方は、政府の支拂額と同額を吸收せんとすれば、却つて經濟界に不景氣を招來するであらうといふのであつたが、他の一つは支拂額と同額を回收したのでは政府の支拂增に依り造出される購買力を完全に吸收し得ないといふのであつた。即ち前說は購買力過少現象を起すと言ひ、後說は購買力の過剩現象を引起すであらうといふ考へ方であつたが、政府は此の二つの考へ方の中に立つて、大體に於て支拂額に相當する額だけを國民貯蓄として還流せしめるといふ方針を採り、前揭の如く昭和十三年度の目標額を八十億圓と決定したのである。併し乍ら此の八十億圓の貯蓄目標を決定するに付ては貯蓄が可能なりや否やといふことの檢討よりも國民貯蓄に依つて賄ふことを要する資金が幾何必要なりやといふことに依つて優先的により强く決定されたことは言ふ迄もない所である。即ち少くとも三十億圓の生產力擴充資金と、約五十億圓の國債消化資金とが殆んど絕對的に必要であつたから、併せて八十億圓と決定したと言ひ得るのであるが、

併し多ければ多いだけ、更に可なるべき生産力擴充資金を一應三十億圓と限定したこと及國債消化資金を約五十億圓と決定するに付ては、其の前提として少くとも約三十億圓の平時に於ける貯蓄可能額と大體五十億圓の戰時に於ける貯蓄可能額とは奬勵方策を講ずることに依り一應可能なりとの見通しが附いて居たからだと言へるのである。

斯くして國民貯蓄增加の目標額は「新たに注入される購買力をそれだけ國民貯蓄として回收する」といふ根本觀念の下に、爾後其の年度に於て公債の發行に依り撒布される政府資金と、其の年度に於て自然に行はるべき貯蓄見込額とを基準とし、之に前年度の實績を斟酌して決定せられることゝなつたのである。

第二章　國民貯蓄奬勵運動の經過と其の對策

國民貯蓄奬勵は昭和十三年四月十八日の閣議決定に基き昭和十三年度より計畫化せられたのであるが、此の國民運動は每年度國民貯蓄奬勵委員會の答申を得て決定せられる國民貯蓄奬勵要綱に基き、各地方廳を初め官民一致の協力の下に每年度の貯蓄增加目標額達成に向つて努力が傾倒せられたのである。而して此の運動は當初に於ては國民貯蓄を宣傳普及するを主眼としたものであつたが、其の後國民貯蓄が戰時財政經濟の進展に伴ひ其の重要性を累加するに從ひ、漸次技術的且つ事務的手段に入るに至つたのである。從つて各年度に依り貯蓄奬勵運動の內容及方策も異なつて來て居るので、今之を昭和十三年度以降各年度別に其の經過を窺つて見ることゝする。

第一節　昭和十三年度に於ける國民貯蓄奬勵策の概要

國民貯蓄の重要性を認識して國民貯蓄計畫を初めて樹てた昭和十三年度に於ては、國民貯蓄の奬勵策は其の普及徹底を圖るに在つた。即ち前記四月十九日の閣議に於ける申合せは貯蓄の大增加を要する理由說明に努め、以て國民の心よりの理解に基く協力を促進するといふことに主眼を置き、貯蓄奬勵の對象の如きも一般的でなく、特に時局に依り所得の增加せる方面、就中都會地に於ける軍需工業等の關係者のみに置き、貯蓄の方法も如何なる方法たるを問はず、兎に角貯蓄して貰ふといふ極めて消極的なものであつた。從つて其の貯蓄奬勵の實行も國民全般に時局の認識を深からしめ、國民の熱誠なる自發的協力を求めて愛國的の一大國民運動を起さしめ、以て所期の目的を達成せしむるを主眼とする方針を以て臨むと共に、右貯蓄奬勵の趣旨普及徹底の爲め、特に大藏省に全國の貯蓄奬勵に關する事務を取纏め、司掌せしむる國民貯蓄奬勵局を設置し、基本計畫の樹立、趣旨の普及及徹底に關

する言論、文藝機關との協力を求めしむると共に、貯蓄奬勵に關する事項及具體的方策等に付き諮問する爲め、國民貯蓄奬勵委員會を置くこと、した外、內閣情報部、廳、府縣、各省、中央、地方議員、國民精神總動員中央聯盟、婦人團體等の各官廳、民間の外廓團體等と呼應し、講演會の開催、ラジオ、演藝、レコード、博覽會、展覽會等に依る宣傳、パンフレット其の他宣傳資料の配付、ポスター、標語の募集及配付等を行つて貯蓄の必要を强調せしむることに努めたのである。而して之が普及徹底と相俟つて、其の實行方策も貯蓄の奬勵斡旋を旨とし、郵便局、各種金融機關等をして積極的に貯金、金錢信託の吸收、國債證券、貯蓄債券其の他債券の購入、生命保險、簡易保險、郵便年金、無盡の勸誘に努めしむると共に、特に貯蓄の實行が團體の力に依り自律自戒的に行はれるを最も效果的と認め、銀行、會社、工場等の企業主體又は職場を單位とし、或は官廳を單位とし、或は市町村等の地域を單位とし、或は青年團、婦人會、其の他の團體を單位とする貯蓄組合を結成し、俸給、給與、賞與等の支拂に當り、其の一部を天引して貯蓄せしめ、又は每月收入の一部を貯金せしめる外、特別の事由以外は之が拂戻しをも制限する貯蓄の實行、勸奬に主力を注いだのである。今國民貯蓄奬勵委員會の答申に基く貯蓄組合設置に關する方策の主なるものを掲ぐれば左の如くである。

（一）貯蓄組合の設置に付ては、國民貯蓄奬勵局に於て一般的に指導勸奬すると共に道、府縣は地方に於ける中心となり、凡ゆる機會を利用し、凡ゆる方法に於て指導勸奬すること

（二）貯蓄組合の設置は大體左記の方法に依ること

（イ）官公署（學校等を含む）に在りては各獨立官公署、又は其の部局每に組合を設置すること——右に付ては官公署は必ず設置すること

（ロ）銀行、會社、工場等に在りては各營業所又は工場每に組合を設置すること——右に付ては時局の影響を受け、所得の增加したる方面は固より、其の他の方面に在りても設置することとし、特に一營業所又は一工場の從業員二十名以上を有する向に在りては必ず設置する方針に依ること

（ハ）商工業者等の團體、青年團、婦人會等に在りては各團體每に、又市區町村に在りては町內會、部落等の地域別に成るべく組合を設置すること

（三）組合員の爲す貯蓄の種類及金額に付ては國民貯蓄奬勵局より配付する國民貯蓄組合規約に基き行ふこと——即ち貯蓄の種類は郵便貯金、銀行預金、貯蓄銀行預金、金錢信託、信用組合貯金、無盡掛金、國債證券の購入、又は貯蓄債券の購入等、金額の多寡其の他の事情に應じ適當と認める方法を採らしめ、貯蓄額は左の標準に依らしめること

(1) 官公署、銀行、會社、工場等に設置する場合

（イ）事變前に比し所得の増加なき者に適用すべきもの

（一）俸給々料

俸給額	扶養家族なきもの	同三人以下のもの	同四人以上のもの
月五〇圓以下のもの	百分の一〇以上	百分の一・五以上	百分の〇・五以上
月一〇〇圓以下のもの	百分の二〇以上	百分の三以上	百分の一以上
月一五〇圓以下のもの	百分の二五以上	百分の四以上	百分の二以上
月二〇〇圓以下のもの	百分の三〇以上	百分の五以上	百分の三以上
月三〇〇圓以下のもの	百分の四〇以上	百分の六以上	百分の四以上
月三〇〇圓を超ゆるもの	百分の五〇以上	百分の八以上	百分の六以上

（二）賞與

賞與額	扶養家族なきもの	同三人以下のもの	同四人以上のもの
一〇〇圓以下のもの	百分の三〇以上	百分の一〇以上	百分の五以上
二〇〇圓以下のもの	百分の三五以上	百分の一五以上	百分の一〇以上
五〇〇圓以下のもの	百分の四〇以上	百分の二〇以上	百分の一五以上
一、〇〇〇圓以下のもの	百分の四五以上	百分の二五以上	百分の二〇以上
二、〇〇〇圓以下のもの	百分の五〇以上	百分の三〇以上	百分の二五以上
五、〇〇〇圓以下のもの	百分の六〇以上	百分の四〇以上	百分の三五以上
五、〇〇〇圓を超ゆるもの	百分の七〇以上	百分の五〇以上	百分の四五以上

（ロ）事變前に比し所得の増加したるものに適用すべきもの

（一）俸給々料

俸給額	扶養家族なきもの	家族三人以下のもの	家族四人以上のもの
増加前の額に相當する額	第一表の割合を適用す	同上	同上
増加額中増加前の額と合せ月五十圓に達する迄の部分に相當する額	百分の三〇以上	百分の一〇以上	百分の五以上
増加額中増加前の額と合せ月五十圓を超へ百圓に達する迄の部分に相當する額	百分の六〇以上	百分の四〇以上	百分の三〇以上

増加額中増加前の額と合せ月百圓を超へる部分に相當する額　百分の八〇以上　百分の七〇以上　百分の六〇以上

（二）賞與

賞與額	家族數	
増加前の額に相當する額	扶養家族なきもの	第一表の割合を適用す
増加額中増加前の額と合せ百圓に達する迄の部分に相當する額	扶養家族あるもの	同上
増加額中増加前の額と合せ百圓を超へ二百圓に達する迄の部分に相當する額	百分の六〇以上	百分の四〇以上
増加額中増加前の額と合せ二百圓を超へる部分に相當する額	百分の八〇以上	百分の七〇以上
	百分の九〇以上	百分の九〇以上

（備考）

（一）増加所得算定の基礎たる増加前とは昭和十一年を指すこと

（二）扶養家族とは世帶主以外の者を指すこと

（三）日給者に付ては前月中の給料（賃銀）の實收額を以て其の月額と看做すこと

（四）臨時手當に付ては給料の加給と見做さゝるものは給料に加算し、賞與の性質を有するものは賞與に加算すること

（五）賞與に對する割合は年一回支給の場合を豫想したるものなるを以て、年二回以上支給する向にありては其の割合を適當に引上ぐること

（六）貯蓄額の割合を定むるに付ては大都市と地方との生活上の相違、自己家屋居住者と借家住の者との別、多額の負債を有する者等各個の事情を考慮すること

（七）事變前に於て失業、病氣等の爲め、所得なかりし者、又は所得の著しく少額なりし者に付ては、其の増加所得額に適用すべき割合を適當に斟酌するも可なること

(2) 商工業者、其の他の團體の設置する場合

（イ）商工業者に在りては大體事業所得に對する分類所得稅、又は營業稅の合計額を標準とする等適當に之を定むること

（ロ）其の他の者に在りては組合員の申合せに依り適當に之を定むること

(3) 町内會、部落等に設置する場合

町會費、稅額、資產、又は生活の程度等を標準として、各人別に適當に定むること

尚其の後國民貯蓄奬勵委員會は貯蓄奬勵の趣旨浸透の程度に差異ある實情に鑑み、同年十月之が具體策を講ずる爲め特別委員會を設け、貯蓄の趣旨普及竝に貯蓄實行の强化策を政府に答申して居る。

今其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

(1) 一般方策

（イ）大都市に於ける趣旨の普及には特に力を注ぎ、廣く町會、各種同業組合、職業團體、文化團體等の協力を求むること

（ロ）家庭の主婦に對する趣旨の普及宣傳に力を注ぎ、家庭を中心とする戰時生活樣式の確立を圖ると共に、學校方面に對し、又は學校を通じ、生徒の父兄に對する普及宣傳にも一層力を注ぐこと

（ハ）貯蓄奬勵運動の功績者に對しては、之が表彰の方法を考慮すること

（ニ）特に必要なる場合には貯蓄機關の取扱時間を延長する等貯蓄の便宜供與に付、更に一段の考慮を拂ふこと

(2) 特殊方策

（イ）所得の增加せる方面等に對する方策

特に軍需工業等所得の增加せる方面に對し、一層時局の認識を深からしめ、高率なる貯蓄の實行に努むるやう、廣く全國に亘り組織的運動を行ふと共に會社、工場等に於ける貯蓄に付ては事業主の協力に俟つは固より、特に從業員の自發的協力を求むること

（ロ）賞與等に對する方策

本年末の賞與、臨時手當等に付ては特に高率貯蓄を行ふやう官廳、會社、工場等と連絡を保ち、普く全國的運動を起す外、右賞與、臨時手當等の一部は之を國債又は貯蓄債券等を以て支給するの方法を廣く一般に實行すること。即ち各官公署、會社、工場、各種團體等に於ては本年末支給すべき賞與、期末手當、臨時手當等の內左の標準に依る金額を支那事變國債若くは貯蓄債券を以て支給し、又は賞與手當等の受給者に對し次の標準に依る金額の支那事變國債若くは貯蓄債券を購入するやう勸奬すること、特に殷賑產業方面に在つては、其の標準率を高くし、又貯蓄債券を以て支給し、又は貯蓄債券を購入せしむるものは成るべく少額受給者に限ること

賞與、期末手當	百圓未滿のもの	任意の額
臨時手當等	同　百圓以上二百五十圓未滿のもの	一割相當額以上
同	二百五十圓以上五百圓未滿のもの	一割五分相當額以上
同	五百圓以上千圓未滿のもの	二割相當額以上
同	千圓以上五千圓未滿のもの	三割相當額以上

賞與、期末手當
臨時手當等　　五千圓以上のもの

（ハ）貯蓄組合に對する方策

未だ貯蓄組合の普及せざる方面に對しては、此の際急速に之が設置を圖る一方、既存の貯蓄組合に付ては其の貯蓄率、活動狀況等を調査し、不充分なるものは之を强化すると共に、大都市に於ては地域別組合と共に職場別組合に力を注ぎ、能ふ限り貯蓄率の引上を圖ること

更に政府は右の國民貯蓄奬勵方策の實現に邁進すると共に特に國民をして貯蓄報國の念を喚起せしめ、貯蓄奬勵を徹底的に行ひ、國民の貯蓄心を涵養し、以て銃後に於ける國民各個の責務を果さしむる爲め、十三年六月二十一日より同二十七日迄の一週間を國民精神總動員貯蓄報國强調週間と名付け、貯蓄組合の普及竝に既設の此種類似組合に對する內容の整備充實、積極的活動の促進を初め、事變前に比し、特に所得の增加したる者に對しては、從來行ひ來つた程度の貯蓄の外、原則として其の增加所得の全部を貯蓄に向けしむると共に、所得の增加せざる者に對しても、出來得る限り貯蓄を行はしむることゝし、又同年十二月十五日より同二十一日迄の一週間を經濟戰强調週間と爲し、其の重點を（イ）生活の刷新、（ロ）物資の節約、（ハ）貯蓄の實行に置き、全國に呼び掛けることゝなつたのであるが、此の內貯蓄の實行に付ては貯蓄報國の意義を更に徹底せしめ、特に貯蓄組合の整備充實に

努むることゝしたのである。

第二節　昭和十四年度に於ける國民貯蓄奬勵策の概要

初年度の國民貯蓄奬勵運動は大體に於て貯蓄の普及徹底を主眼として開始せられたのであるが、たゞ單に普及宣傳のみにては十全の成果を期し難いものがあつたのみならず、昭和十四年に於ては事變は新段階に入り、武力戰と併行して東亞新秩序建設の爲め大陸經營の巨歩を進めざるを得ざる情勢となり、之が達成の爲めには巨額の資金と多量の物資とを必要とする關係より貯蓄增加の必要は益々其の增大性を加へて來たのである。加之今や激化せんとする我國物價及物資の不均衡を克服する爲めにも、消費節約、貯蓄實行の强化徹底を圖ることが極めて緊切となつて來たので、本年度に於ける國民貯蓄奬勵に付ては事態の重大性に鑑み、目標額も前年度より二十億圓增の百億貯蓄を計畫すると共に、從來採り來つた方策を繼續實施するは固より、更に國民全體の時局に對する認識徹底化の見地より各種の强化對策を實施し、一段の熱意と努力とを以て之が成果を期することゝなつたのである。今昭和十四年度の國民貯蓄の普及徹底を强化するといふ前年度の方針の域を脫しなかつたのである。今昭和十四年度の國民貯蓄奬勵委員會に於て決定せられた新年度の貯蓄實踐奬勵方策の內、特に前年度と趣旨を異にせるも

のを擧ぐれば次の如くである。

（一）貯蓄奬勵の一般方策

（イ）貯蓄增加百億圓の目標を達成する爲めには、國民擧つて極力生活を緊縮し、貯蓄の增加を圖ること、特に殷賑産業方面其の他所得の增加せる方面に於ては一層貯蓄の實行に努むること

（ロ）各道府縣に於ては地方の收入狀況其の他の經濟力に即應し、能ふ限り最大限の貯蓄目標額を樹立して之に邁進すること、外地に於ても亦之に準ずること

（ハ）貯蓄實績の向上を圖る爲めには、消費生活の擔當者たる家庭の主婦に呼び掛けるを最も有効なりと認められるを以て、此の際一層婦人の協力を求むること

以上の中で特に注目すべき點は（ロ）の地方別貯蓄目標の割當である。即ち現在迄の各地方別貯蓄實績に依ると、其の經濟力竝に政府資金撒布の狀況等に依り、可成りの相異があつたので、本年度の新方針として貯蓄强化の重點を殷賑産業方面其の他所得の增加せる方面に置き、各府縣の經濟の實情を基準として、其の不同を是正せんとしたものである。

（ニ）貯蓄奬勵の特殊方策

次に貯蓄の實踐を奬勵する一層具體的な方策としては（イ）貯蓄の實行の未だ充分ならざる都市及

殷賑産業方面の貯蓄の徹底、（ロ）生活の刷新、（ハ）組合貯蓄の徹底的增加の三點に重點を置いて、次の如き方針の下に新目標の實現へ邁進することゝなつたのであるが、たゞ本年度に於て都市方面の貯蓄を徹底するのみに止まらず、農山漁村方面に於ける貯蓄の勵行にも乘出すに至つたことは注目を要する。

(1) 都市及殷賑産業方面に於ける貯蓄の徹底

（イ）都市に於ては適當なる貯蓄奬勵計畫を樹立すると共に、貯蓄奬勵實行委員の如き制度を設け、各地方に於ける熱心なる適任者を動員して貯蓄狀況の檢討、成績の向上に努めること

（ロ）殷賑産業方面に對しては從業者の自發的協力に依り、勞務者銃後生活刷新運動を强化徹底すると共に、各會社、工場、鑛山に於ける貯蓄狀況を個別的に檢討し、其の充分ならざるものに對しては所得增加狀況其の他を勘案して當該會社、工場、鑛山に於ける貯蓄額を定め、其の實現に努めしむること

（ハ）殷賑産業方面の從業者に對しては勞働能率の向上、浪費の防止を圖り、以て貯蓄の充實を求むる爲め、環境整備、敎養、餘暇善用等に付き適當なる施設を講ずるの要あること

(2) 農山、漁村方面に於ける貯蓄の勵行

農山、漁村方面に於ける貯蓄の實行は大體に於て順調なりと認められるも、時局の重大性に鑑み、一層之が勵行を期すると共に、此の方面に於ても時局に依り收入の增加したる者は特に貯蓄の增加に努むること

(3) 生活の刷新

公私生活に更に一段の刷新を加ふるは貯蓄の增加を圖る爲め缺く可らざるものなるを以て、貯蓄奬勵に當つては特に生活の刷新に力を注ぐと共に、時局の要求に即應せる適當なる指導を行ひ、殊に殷賑產業方面の主婦に對し、生活刷新の指導を行ふこと

(4) 組合貯蓄の徹底的增加

(イ) 貯蓄組合の貯蓄は本年度に於ては先づ最少限度組合貯蓄の倍加を達成すべき組合貯蓄額の目標を定め、其の實現に努むること

(ロ) 國民貯蓄組合規約を改正し、前揭官公署、銀行、會社、工場等に設置するもの、貯蓄額を事變前に比し、所得の增加なき者に適用すべき俸給、給料の貯蓄率に於て二分乃至五分方、賞與に於て五分方、又事變前に比し所得の增加したるものに適用すべき俸給、給料の貯蓄率に於て一割方、賞與に於て五分方前年度より引上しむること

(5) 金融機關等の積極的活動

各種金融機關の團體は此の際夫々目標額を定むる等の方法に依り一層積極的に國民貯蓄の吸收に當ること、特に工場地帶に於ける金融機關は工場從業者の貯蓄方法に付き便宜を供與する方策を講ずること

更に本年度に於ては百億貯蓄の達成を期する爲め、同年六月十五日より同二十一日の一週間を百億貯蓄强調週間と爲し、昭和十四年度國民貯蓄奬勵方策に基く時局の認識徹底、物資活用竝に消費節約の趣旨を體し、「一億一心、百億貯蓄」のスローガンの下に國民貯蓄奬勵運動の强化を圖ると共に、同年十月二十六日の次官會議決定に基き、同年十二月一日より同月末日迄の一ヶ月間、國民貯蓄の奬勵其の他に關し、都市を中心に且つ殷賑產業關係者竝に社會上層部の實踐を特に促す爲め、經濟戰强調運動を實施し、之に違反する行爲は憎むべき非國民的罪惡なる所以を强調する外、更に前年度其の實施を見るに至つた賞與國債支給運動を一段と强化すると共に、郵便年金法の根本的改正を斷行し、九月一日より團體年金制度を實施することゝなつたのである。

(1) 賞與國債支給運動の强化

本年度に於ては實施機關たる會社、銀行、工場、各種團體の外に鑛山を追加する外、國債若くは貯

蓄債券を支給し、又は購入せしむべき標準率を百圓以下のものに付き前年度の任意額より一割相當額以上に、其の他のものに付ては大體五分引上たのである。又前年度に於ては貯蓄債券を以て支給し又は貯蓄債券を購入せしむるものを成る可く少額受給者に限つたのであるが、本年度に於ては之を撤廢し、一般に之を適用することゝした。尙實施方法に付ても本年度に於ては特に前年末の賞與國債支給運動に徹し、賞與國債支給を實行せず、或は實行したるも不充分なりと認めたものに對しては、本年は必ず實行するやう個別的に要請することゝした外、實施上の注意事項として左の諸點を要請することゝなつた。

（イ）前揭の支給標準は賞與の一部を國債又は貯蓄債券を以て支給する場合の標準を示したるに止り、賞與に依る貯蓄は之を以て充分なりとする趣旨に非ざるを以て、道府縣廳は會社、銀行、工場、鑛山等に對し特に賞與の高率貯蓄を爲さしむるやう併せ要請すること

（ロ）既に賞與の支給を終りたる向に於て萬一實行せざる向あらば道府縣廳は今後必ず實行すべき事を要請し、實行の結果の報告を徵すること

（ハ）國債、貯蓄債券を支給し、又は購入せしめたる場合直ちに之を換價するが如きことあらば、本運動の趣旨を沒却することゝなるを以て、道府縣廳は會社、銀行、工場、鑛山等の代表者に對し、斯くの如きことの無きやう配慮方を要請すること

(2) 團體年金制度の實施

本制度は會社、工場、鑛山等特に殷賑產業方面に於ける從業員の郵便年金に對する集團的加入を促進することに依り可及的速かに購買力の吸收を圖り、併せて國民貯蓄の奬勵に寄與すると共に、國民生活の安定に資せんとする目的の下に創設せられたもので、其の方法は會社、工場、鑛山等同一の事業主に使用せられる者の總人員の七割以上又は同一の事業主に使用せられる者を厚生大臣の定むる一定の標準に依り區分した集團の七割以上の者にして、且つ其の集團が十人以上の者に依つて結成せられ、其の者が貯蓄組合の一種たる團體郵便年金組合を組織し、集團的に郵便年金に加入せしむるものである。而して其の加入し得る年金の種類は保證期間附据置終身年金（掛金の拂込は隨時拂）に限るのであつて、之は支拂開始後二十年以內に不幸死亡しても尙其の殘存期間中は同額の年金が繼續して遺族に支拂はれるものであるが、且つ此の契約に於ては萬一年金支拂開始期以前に死亡又は解約の如き場合を生じても、既往の拂込掛金に年二分の複利々息を附した金額が支拂はれることになつて居るので、貯金を行ひながら不知の間に終身年金が貰へるやうになり、而も不幸早逝した場合には遺族の生活が保障されるといふ一石三鳥の效果を持つたものである。

第三節　昭和十五年度に於ける國民貯蓄奬勵策の概要

以上の如く我國民貯蓄奬勵運動は開始以來殆んど之が趣旨の普及徹底に終始して來たのであるが、滿二ヶ年を經過した今日、少數の例外を除いては其の必要性も相當普及するに至つたのみならず、貯蓄は其の必要を知るのみで實行を伴はなければ其の效果を期することを得ないので、玆に政府は昭和十五年度に於ては其の實行を促進强化すべき時期であると爲し、貯蓄實行組織の完備と共に、能力に即應せる强力貯蓄の計畫的實現を目指すことゝなつたのである。加之昭和十五年度に於て蓄積を要する資金の總額は國債消化資金約六十億圓、日滿支を通ずる生產力擴充資金四十億圓、更に本年度に於ては通貨膨脹、物資需給の狀況に鑑み、特に購買力の吸收を圖るの要あるもの二十億圓を見込み、百二十億圓の巨額と定められた爲め、此の際一層國民に戰時意識を徹底し、生活力の切下を斷行せしめ、極力消費節約、貯蓄實行をなさしむるの必要があつたのである。此の意味に於て國民貯蓄奬勵委員會は其の答申たる「昭和十五年度國民貯蓄奬勵要綱」中に於て、本年度に於ては從來採り來つた方策を繼續實施するは固より、特に力を注ぐべき要あるものとして、左の七項目を揭げたのである。

(1)　個別目標額の設定

府縣市町村に於ける個別的貯蓄增加目標額設定の外、金融機關團體、各種產業其の他團體、會社、工場、鑛山、農林水產關係團體、貯蓄組合等に於ても夫々貯蓄增加目標額の設定及之が達成を期すること、特に會社、工場、鑛山等に對しては個別的指導を徹底すること

(2)　天引貯蓄の强行

貯蓄は收入、所得の源泉に於て速かに之を行ふこと、即ち俸給、給料、賃銀、手當、賞與等支拂の際支拂者に於て天引し得るものに付ては固より、配當利子、地代、家賃、賣上金又は債券當籤割增金の如き臨時收入等に付ても收入に際し自發的に天引貯蓄の實行を期せしむる外、農林水產物の値上り、增產等に因る增加所得に對し出來得る丈け多くの天引貯蓄を勵行するやう勸奬し、以て收入、所得の都度貯蓄實行の習慣を確立すること

(3)　能力貯蓄の徹底

貯蓄の習慣既に確立せるものに在りても、各人の收入狀況、資產狀況竝に家庭の事情等を考慮し、個別的に實質的貯蓄能力を測り、之に應じて最大限度の貯蓄を勵行するの方法を一層徹底せしむること。而して之が方法の一環として商品券、生活必需品以外の物資を一定金額以上購入する者、或は出來得れば一定金額以上の遊興觀劇等を爲す者に對し必ず其の機會に國債、貯蓄債券の購

入其の他一定金額の貯蓄を爲さしむる等の方法を講じ、消費の機會を捕捉して貯蓄を實行せしむること

(4) 貯蓄繼續の勵行

一旦貯蓄したるものは之を繼續し、濫りに引出し費消するが如きこと無きを期すること、之が爲め一般的に貯蓄の持久繼續を勸奬し、期限到來の預貯金に付ては之を延長繼續せしむるは固より、更に國債、貯蓄債券其の他確實なる證券投資の指導に努め、又本年度（七月）より實施せられる郵便官署等に於ける國債、事變債券等の無料保管及日本勸業銀行に於ける事變債券の無料保管の制度を活用せしめ一旦購入した此等の證券は必ず保管を委託せしむるやう指導勸奬し、繼續保有の實を擧ぐること

(5) 貯蓄組合の充實强化

前年度の組合貯蓄倍加運動に引續き、本年度に於ては組合貯蓄の充實を期する爲め、特に前記の天引貯蓄、能力貯蓄、繼續貯蓄の趣旨を採り入れ、之を强行すると共に、特に前年度各地方に設けられた貯蓄奬勵實行委員の制度を活用し、其の一段と積極的な活動を促し、實績の向上を圖ること

(6) 記念貯蓄の實行

紀元二千六百年を記念する爲め金融機關、各種團體等をして、誕生貯金、入學貯金、結婚貯金等諸種の記念貯蓄を考案實施せしむること

(7) 貯蓄態勢の强化

戰時意識の徹底は消費節約、貯蓄實行の先行要件なるを以て時局下に於ける財政經濟の實情を國民に普ねく滲透せしめると共に、貯蓄增加の積極的手段として各々其の立場に於て貯蓄源泉の培養を圖る一方、生活の刷新、切下を斷行せしむること

尙本年度に於ては百二十億貯蓄の達成を期する爲め、前後二回に亘つて貯蓄强調週間を實施したのであるが、第一回の六月二十一日より同二十七日迄の一週間に於ては重點を國民貯蓄奬勵運動の徹底化に置き、天引貯蓄、能力貯蓄、貯蓄繼續實行の徹底を期する爲め、有效適切なる具體的方法を講ずると共に、本年度貯蓄增加目標額未設定のもの、或は貯蓄額不充分のものに付ては速かに目標額の設定或は貯蓄率の引上を圖ることを旨とし、又年末の十二月五日より同十四日迄の一週間に行はれた第二回に於ては主として國民貯蓄實踐運動の强化推進に重點を置き、道府縣、市町村、其の他各團體の本年度貯蓄增加目標額に對する貯蓄實績に再檢討を加へ、一段と成績の向上に努めると共に、年末賞

與高率貯蓄及賞與國債支給運動の趣旨徹底を期することを旨としたのである。

第四節　昭和十六年度に於ける國民貯蓄奬勵策の概要

前年來從來の普及宣傳に依る奬勵策より稍々技術的及事務的な方策に移行するに至つた國民貯蓄運動は、昭和十六年度に至り愈々技術的及事務的色彩を濃化し、貯蓄實行組織の完備と能力貯蓄の計畫的實現に更に一段と邁進することゝなつたのである。而も本年度に於て興亞の大業を達成する爲め、凡ゆる障害を排して高度國防國家體制の確立を圖らなければならぬ必要より、一年間に增加を要する國民貯蓄の目標額を百三十五億圓（國債消化資金約七十五億圓、日滿支を通ずる生產力擴充資金約六十億圓）と前年度よりも更に十五億圓の增額を見るに至つた爲め、國民貯蓄增强の要愈々緊切なるものがあつたのである。今國民貯蓄奬勵委員會の答申に基き決定せられた貯蓄奬勵强化策の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

(1)　國民貯蓄組合の整備擴充

本年度に於ける國民貯蓄奬勵運動に於て特筆すべきは國民貯蓄組合法の制定せられたことで、從來愛國的運動の結果として結成された貯蓄組合に法的根據を與へ、組合を保護すると共に大藏大臣は必要と認めた場合には貯蓄組合の設定を命じ得ることゝし、以て貯蓄の增加を圖る一面、組合の斡旋に依る元本三千圓を超えざる銀行預金利子及合同運用信託利益、額面金額三千圓を超えざる國債（郵便局に保管を委託し又は登錄したもの丶利子）、元本五千圓を超えざる銀行貯蓄預金、產業組合貯金其の他の預金利子にして、信託に付ては三年以上、其の他のものに付ては二年以上据置かれた所謂一定期間以上の購買力封鎖となるが如き貯蓄に對しては、甲種の配當利子所得に對する分類所得稅を免除するの特典を與へて貯蓄の質を强化するを圖るに至つたのである。從つて本年度に於ける貯蓄奬勵方針は主として國民貯蓄組合法制定の趣旨及之が運用方の周知徹底を圖ると共に、特に次の方針に基き組合の整備擴充を促進し、前年度增加實績の倍加を期することに重點を置くことゝなつた。

（イ）　本年度に於ては町內會、部落會等の地域竝に官公署、學校、事務所、營業所、工場、事業場の職域に在りては總て之を單位としたる國民貯蓄組合を組織せしめ、此の方面に於ける未結成の絕無を期すると共に、高額貯蓄をも爲す國民貯蓄の普及を圖ること

（ロ）　組合貯蓄にして滿期到來のものに付ては更に之を定期預金、据置貯金、金錢信託、國債、貯蓄債券等の長期貯蓄として繼續せしむるの方策を講ずると共に、組合員轉出又は脫退の場合に在りては出來得る限り轉出先、又は新住居地組合の貯蓄に振替へしむる等貯蓄の繼續を指導すること

と

(2) 貯蓄標準の適正化

從來各人の貯蓄額は原則として貯蓄者の自由とし、別に標準を示して居なかつたのであるが、今後は此の點に付き今一歩進んだ方策を樹てる必要あるを認め、左の方法に依り合理的且つ公平な基準を樹立し、特別の事情なき限り之に準據せしめ、自己の貯蓄額を定めるやう指導することゝいした。

(イ) 道府縣は拂戻しに付き何等規約の制限なき貯蓄に付ては特に貯蓄率を高めるやう指導すること

と

(ロ) 貯蓄標準は經常的收入と臨時的收入とに區別し、臨時的收入の場合に在つては高率ならしめると共に、收入金額又は生産物の販賣數量等を基準として決定する貯蓄標準に在りては、增收增産分に付ては貯蓄率を高めること

(ハ) 國民貯蓄組合に依る適正なる貯蓄標準は左記に依り設定すること

(甲) 地域組合の貯蓄標準は市町村民稅等を參酌し、各自の能力に應ずるやう設定せしむること、但し源泉貯蓄を行ひ得ざる收入、例へば不動產、貸金等より生ずる收入を主とせる者に在つては成る可く之を高率ならしむること

(乙) 職域組合の貯蓄標準は國民貯蓄組合規約に示せる貯蓄率に對比し、之より低率なるものは努めて其の程度に引上しむること

(丙) 產業團體組合にして同業者の組合に在つては收入額を基準とし、夫々の利益率に應ずる貯蓄標準を定めしめ、同業者に非ざる產業團體組合に在つては組合費、出資金等を參酌して、各自の能力に應ずるやう貯蓄標準を設定せしむること

(丁) 其の他の貯蓄組合の貯蓄標準は高額貯蓄組合を除くの外、概ね身分關係等に依るもの多きを以て、各組合の性質に鑑み適當に定めしめ、高額貯蓄組合に在つては所得額の一定標準の者を以て組織せしめ、貯蓄標準は租稅等を參酌し、各自の能力に應ずるやう協定せしむること

(3) 浮動購買力の吸收

源泉貯蓄を勵行し、能力貯蓄を徹底せしめる外、本年度に於ては特に左の方法を利用し、浮動購買力の吸收集積に努むることゝいした。

(イ) 小額債券、郵便切手貯金制度の普及を圖ること

(甲) 小額債券に付ては之が購入に便なる百貨店、煙草販賣業者等に於て販賣せしむる外、會社、工場、事業場等に對して給與支拂見込額等を基準とし之を引受けしめ、逐次受給者に購入せし

むること

（乙）郵便切手貯金に付ては、學童貯金等に於て勸奬する外、廣く煙草販賣店、劇場、百貨店等に於ても、之が販賣の取次を爲さしむること

（ロ）現金取引に代へ適當なる信用取引の普及に努め、尚振替拂の實施を一般的に勸奬すること

（甲）企業等の支拂に際しては銀行、其の他金融機關を通ずる振替拂を實施せしむると共に、俸給、給料、賞與等の支拂に付ては出來得る限り給與振替拂制の普及を圖ること

（乙）物資の配給等の際に於ける現金取引を適度に抑制し得るやう通帳制度及小切手制度の適當なる普及を圖ること

(4) 勤勞强化と貯蓄の勵行

貯蓄の奬勵は積極的なる勤勞强化に依り貯蓄の源泉を增加せしむることも必要であるので、本年度に於ては特に勤勞を强化し、或は生産を增加せしめて得た所得を貯蓄に振り向けしむる爲め、學生、青少年團、婦人會等に於て事情の許す限り進んで生産的勤勞に從事せしめ、集團開墾又は空閑地利用等の收入は擧げて之を貯蓄せしむるの方法を講ずる外、工場、事業場等をして特に稼動率の向上に努めしめ、生産の增加を圖ると共に、之に從ひ增加したる所得は出來得る限り貯蓄に振り向けしむること

と、したのである。

(5) 金融機關の活動强化

本年度に於ては國民貯蓄組合法の制定實施を機會に左の方法に依り、更に其の活動を强化し、預金者に對し便宜を與へること、したのである。

（イ）金融機關をして長期資金の吸收、殊に國民貯蓄組合法の運用に依る資金の吸收、金利の平準化、經營の合理化に努力せしめ、以て國債消化の促進を圖るやう指導すること

（ロ）各種金融機關をして會社、工場、事業場、各種團體高額所得者の國民貯蓄組合に對し之が貯蓄の吸收に資するやう、出張集金、積極的活動を爲さしむること

（ハ）各種金融機關をして預貯金者に對する便宜供與の爲め、特定機關に於ける預貯金取扱時間の延長、會社、工場等への出張取扱其の他特別の施設を考慮せしむるやう指導すること

尚本年度に於ては特に貯蓄の增强を圖る爲め、政府は(1)地方の實情に即應せる會社、工場、鑛山等に對する貯蓄奬勵特殊方策を樹立する外、(2)百三十五億貯蓄强調週間、國債消化强調運動等の實施(3)切手貯金の復活(4)簡易店舖開設の慫慂(5)郵便貯金最高制限額の引上(6)定額郵便貯金の實施(7)賞與國債支給割合の增加等を爲すこと、なつたのである。

(1) 會社、工場、鑛山等に對する貯蓄奬勵特殊方策

會社、工場、鑛山に對する貯蓄奬勵に關しては屢述した如く、殷賑産業勞務者の生活刷新と之が貯蓄の强化を目標に、此の方面の時局下に於ける貯蓄徹底に一段の努力を拂ひ、特に十五年度よりは道府縣の管下全工場、全鑛山に對し貯蓄增加目標額樹立の爲め、給料、賃銀、賞與等に付き一定の標準貯蓄率を指示すること、なつたのであるが、更に十六年度に於ては次の如き地方の實情に即した方策を樹立し、之が實施の徹底を期することゝしたのである。

(イ) 個別的貯蓄目標額は會社、個人企業等の各事務所、營業所、工場、事業場に於て本年度中に支拂はるべき諸給與の豫定額に對し、左記割合を以て算定したる金額が純增加額（歩留り額）となるやう決定せしむること

報酬、給料、手當、賃金に對し

時局産業關係のものに在りては　一割五分以上

時局産業關係以外のものに在りては　一割以上

賞與、期末手當に對し

時局産業關係のものに在りては　二割五分以上

時局産業關係以外のものに在りては　二割以上

(ロ) 滿期到來の貯蓄に付ては更に之を長期貯蓄、例へば定期預金、金錢信託、國債、貯蓄債券等として繼續せしめ又は轉勤、退職の場合に於ては出來得る限り轉勤先又は新住所の貯蓄に振替ふるやう適當の方策を講ずると共に、國債の登錄、國債、貯蓄債券等の郵便局又は日本勸業銀行の無料保管制度の利用等證券の換價防止に注意すること

(ハ) 本年度に於ける各事務所、工場等の貯蓄狀況を審査し、貯蓄不良又は引出の多額なるものに付ては適宜個別的指導督勵を爲すこと

(2) 百三十五億貯蓄强調週間、國債消化强調運動の實施

本年度に於ても百三十五億の目標額を目指し、貯蓄强調週間を十六年六月二十日より同二十六日迄開催し、特に國民貯蓄組合法制定の趣旨及之が運用方針の周知徹底を圖り、組合貯蓄の倍加及貯蓄標準の適正化に努むる外、組合未結成の絶無を期すると共に、金融機關をして貯蓄性資金、殊に國民貯蓄組合法の運用に依る預貯金の吸收に努むる一方、上半期賞與高率貯蓄及賞與國債支給運動の趣旨徹底を圖ること、し、又十月一日より二十五日迄國債消化强調運動を開始し、國債竝に事變債券に對する認識を一層深からしめると共に、貯蓄報國の念を振起せしめ、國債及債券の購入に努めしむること

ゝしたのである。

(3) 切手貯金の復活

大正十二年の關東大震災以來中止して居た郵便切手貯金の制度を復活し、十六年七月一日より實施することゝした。而して郵便貯金に預入し得る郵便切手の種類は十錢に限られ、臺紙は郵便局より交付を受け、又は十錢の切手を印刷したものを郵便局より購入するものである。

(4) 簡易店舖開設の慫慂

貯蓄奬勵具體策の一つとして金融機關の店舖增設が世上の一部より要望されて居たので、大藏省は之に深甚の關心を拂ひ、各有力銀行及信託會社に對し、簡易店舖の開設を認可する（大體信託會社に對しては大都市に限り一社二店宛、普通銀行に對しては百店見當）方針を採ることゝし、夫々地方を指摘して、慫慂に乘出すこと、なつたのである。即ち金融機關の店舖增設は物資側面に於て相當の制約を有し、又地方に依ては既に營業所網の統合を生じつゝある爲め、從來預金吸收施設を有せざる地方に限り、而も出張所の形式に依る簡易店舖に限定することゝし、其の業務も貸出業務は固より當座取引をも認めず、郵便局の補完的意味を有する單なる預金吸收機關たらしむることゝした。

(5) 郵便貯金最高制限額の引上

從來郵便貯金一人の貯金總額が二千圓迄といふ比較的低額に定められて居た爲め、貯蓄增進上尠からぬ障碍を生じて居たので、政府は國民貯蓄の增嵩を圖る爲め、郵便貯金の最高制限額二千圓を三千圓に引上、又一度の預入最低制限額十錢を五十錢に引上、七月一日より實施することゝしたのである。

(6) 定額郵便貯金の實施

政府は長期貯蓄者の便宜を圖る爲め、大藏、遞信兩省協議の上、從來の郵便貯金とは趣きを替へた左記定額郵便貯金制度を創設し、十六年十月一日より實施することゝしたのである。尙政府は之が制度の普及徹底を圖る爲め十月一日より同十六日迄一週間郵便貯金强調週間を開催することゝした。

（イ）預入金額は一口二十圓、五十圓、百圓、二百圓及三百圓の五種類とし、此の金額は一度に全額を預入するものとす

（ロ）預入期間は十箇年とし、預入者の便宜を考慮し中途拂戻しを認むるものとす。但し最初の一ケ年間は原則として据置くことを條件とす

（ハ）利子歩合は拂戻迄の經過年數に應じ長期に亘る程有利に計算せられ、且つ半ケ年複利にして利廻は最低二分八厘六毛より最高三分九厘九毛七糸とす

(7) 賞與國債支給割合の增加

前年擴大せられた賞與國債支給標準率を本年度に於ては更に强化し、前年の改正標準率を最低限度として、賞與受給者各自の扶養家族の有無其の他を斟酌し引上ぐることゝしたのである。

事變下國民貯蓄奬勵運動開始以來の經過竝に其の一般的方策は以上の如くであつて、凡ゆる機關を動員し、各種の貯蓄方法が講ぜられて來たのであるが、之と併せて事變國債及貯蓄債券竝に報國債券等所謂事變債券の賣却を通じて貯蓄奬勵の徹底强化と餘剩購買力の吸收が行はれて來たことは前稿の内に於て述べた所であるので、玆には之を省略する。

第三章 國民貯蓄の實績

然らば次に斯くの如き國民貯蓄奬勵は本運動實施以降如何なる實績を擧げ得たるか、先づ最初に總括的に國民貯蓄の集積狀況と其の内容とに付て述べ、次に特に前記奬勵方策中の主なる施設たる國民貯蓄組合の現勢と其の貯蓄增加額、賞與國債支給制度、工場鑛山貯金制度及團體郵便年金制度其の他各方面の實績を順を追ひ觀察して見ることゝする。但し事變國債及事變債券の發行竝に其の賣行狀況に付ては前稿に詳述せる所を參照せられたい。

第一節 國民貯蓄の集積狀況と其の内容分析

(一) 昭和十三年度の實績

國民貯蓄奬勵運動が昭和十三年四月十九日の閣議決定に基き、昭和十三年度より計畫せられ、此の年の貯蓄增加目標額が國債消化資金五十億圓、生産力擴充資金三十億圓、合計八十億圓と定められたことに付ては既に述べた所であるが、其の實績は次表の如く七十三億三千三百萬圓であつて、前年度に於ける此の種國民貯蓄に相當する貯蓄實績に比すれば三十二億二千六百萬圓の著增となつたけれども目標額より觀れば六億六千六百萬圓の不足となつたのである。

昭和十三年度國民貯蓄增加實績（單位百萬圓）

種別	昭和十三年度貯蓄增加高	昭和十二年對同十三年比較增減(△)	
郵便貯金	八一五	四一四	
簡易保險積立金	一九五	三	
郵便年金積立金	二〇	四	

銀行預貯金	三、〇六二		五〇〇	一、六〇九
信用組合貯金	四一四			二〇五
金銭信託	二三四			一八四
保險會社資金	三九一		△	四〇
無盡會社資金	六一			二一
小計	五、一八二			二、四一九
直接有價證券投資	二、一五一			八〇七
合計	七、三三三			三、三二六

（備考）（一）郵便振替貯金及銀行當座預金の增加は之を除外した
（二）金融機關相互間の預ケ合ひは之を預入先金融機關貯金中より控除した
（三）直接有價證券投資增加高は當該期間中に於ける國債、地方債、社債、株式の純增加高（發行高より償還高を控除せるもの）より各種金融機關所有有價證券及有價證券擔保貸付金竝政府所有有價證券の純增加高を控除した
（四）大藏省調

而して斯く初年度の實績が豫期の成果を收め得なかつたのは、初年度に於ては實際の運動が六月末乃至七月初旬より開始せられたこと、及政府に於ても未だ準備が充分でなかつた爲め、多少自信を缺いて居たといふ點に在つた。即ち運動を開始した頃世上では八十億貯蓄の達成等は夢想だにも出來ないことであると考へたのであり、之を强ひて到達せしめんと努むれば、必ずや往年金解禁當時に見たるが如き經濟界に不景氣が襲來するであらうとの聲が可成り强かつたので、從つて政府の貯蓄奬勵方策も徹底を缺いて居たのである。之れ即ち選擇的消費節約の叫ばれた所以であり、又全國的には八十億圓の貯蓄を必要と考へ乍ら、各道府縣に於て之に對應する貯蓄目標を樹立せんとする場合、寧ろ之を不可となし、餘りに具體的目標を樹てゝ强行することを避け、一般的運動に止めるやう指導したのであつた。

此等の事情が初年度に於ける目標額不到達の原因であるが、此の外に昭和十三年度に於ては公債の發行高が四十五億三千萬圓で、政府支拂總額も之に伴ひ約四十七億五千萬圓程度に過ぎなかつた爲めである。併し兎もあれ到底實現困難とされた八十億圓目標は充分ではなかつたけれども、大約達成することが出來、而も別に經濟界に憂へられたるが如き不景氣の徵候などは少しも見受けられず、財政經濟政策も些して支障なく運行することを得たのである。而して此の實績に依り政府の支拂額を其の年度內に還流せしむることは容易でないといふこと、及平時に於ける國民の貯蓄と政府の支拂額に基

く國民の貯蓄を目標とし、之が達成を圖つても、其の爲めに經濟界に不景氣は來たさないと云ふことを經驗的に知り得たのである。

（ニ）昭和十四年度の實績

昭和十四年度に於ては前述の如く約四十億圓の生產力擴充資金と約六十億圓の國債消化資金とを必要とする所から、百億圓の國民貯蓄增加目標額が樹立されたのである。而して之を可能なりと認めた理由は昭和十三年度に於て三十億圓と見積つた平時に於ける國民貯蓄が昭和十四年度に於ては生產力擴充の結果其の他方策の强化等を考慮して大體四十億圓は可能性ありと見、又昭和十三年度に五十億圓と見積つた政府支拂に基く國民貯蓄は昭和十四年度に於ては國債發行豫定額の增加、即ち政府支拂額の增加より觀察し、大體六十億圓の可能性ありと考へたからである。然るに年度末現在に於ける國民貯蓄實績は左表の如く百二億二百萬圓と百億圓目標を突破するの豫期以上の成績を收め、之を昭和十三年度の實績七十三億三千三百萬圓に比較するときは二十八億七千萬圓、即ち三割九分一厘の增加となつたのである。尙十四年度の貯蓄增加を四半期に分け前年同期と比較するに第四、四半期に於て銀行預金が鈍化した爲め二割二分と稍々增加率の鈍化を見た外は、第一、四半期に於て三割二分、第二及第三、四半期に於て五割と夫々相當額の增加を示したのである。

昭和十四年度國民貯蓄增加實績（單位百萬圓）

種別	昭和十四年度貯蓄增加高	昭和十三年對同十四年比較增減（△）	
郵便貯金	一、三八四	五六九	
簡易保險積立金	二四七	五二	
郵便年金積立金	三九	一九	
銀行預貯金	四、九〇八	一、八四六	
信用組合貯金	九六三	五四九	
金錢信託	二九七	七三	
保險會社資金	四七二	八一	
無盡會社資金	一〇四	四三	
小計	八、四一四	三、二三三	
直接有價證券投資	一、七八八	△ 三六三	
合計	一〇、二〇二	二、八八九	

（備考）大藏省調

而して本年度の國民貯蓄が前年度に比較し豫期以上の成績を擧げ得た原因は、本年度に於ては前年度に於けるが如く貯蓄强化に依る不景氣の招來を虞れなかつたこと、從つて貯蓄奬勵方策を强化し得たことに因るものと言はれて居るが、當局の認むる所に依れば、前揭國民貯蓄奬勵運動の經過及其の方策の項に於て知らるゝが如く、特に本年度に於て各道府縣の生產額、預貯金額、租稅總額等より觀察し、全國に於ける百億圓の貯蓄增加目標額に對應するやう各道府縣の貯蓄增加目標額を協定し、出來得れば各道府縣に於て之を更に主要市町村に配分して市町村の目標額とし、之が達成を圖ることを期したること、及昭和十三年度の稍々選擇的消費節約より一定して全般的消費節約となり、特に生活の刷新を强調して貯蓄餘力の增大を圖つたが爲めであると云ふことである。

斯くして昭和十四年度に於ては資金蓄積量に關する限り豫定以上の成績を收め得たのであるが、たゞ玆に十四年度の國民貯蓄實績額が果して國債消化其の他に計畫通りの效果を齎らしたか否かに付て、當局の觀る所に依れば二つの注目すべき問題を殘すに至つたと言はれて居るのである。即ち其の一つは、斯くの如く資金蓄積が計畫以上の成績を收めたにも拘らず、年度末に於ける日銀所有公債が二十四億八千二百萬圓と年度初に比し八億圓の增加を來たしたといふことであり、其の二は、資金蓄積が計畫通りであつたにも拘らず、資金と物資との調和がとれず、物價は絕えず騰貴しやうとする傾向を示し、昭和十四年度中に卸賣物價指數（日銀調）が一一二より一三一へと一割六分方、又小賣は一二六より一四八へと一割七分方上昇を來たしたといふことである。而して第一の國債消化の問題に付ては當局は國債消化が完全に行はれるが爲めには國債發行額から國債の一般消化額を控除した殘額、即ち實質的意味に於ける公債の日銀引受額に相當する額の資金を日銀迄還流せしめなければならぬのであるが、國民貯蓄が豫期以上の成績を收めて居て國債消化が完全に行はれないといふことは金融機關迄還流せしめた資金を未だ日銀迄還流せしめ得なかつたことを意味するもので、換言すれば國民貯蓄の使用實績に於て、生產力擴充資金に向けられたものが多くなつた結果、國債消化資金が計畫通り進行せず、未消化を殘すに至つたものと見て居る。次に第二の物價騰貴の問題であるが、之に付ては當局は貯蓄との關聯に於て斯く觀て居るのである。即ち（イ）昭和十四年度に於ける騰貴は計畫せる國民貯蓄總額が全體の購買力總量と物資總量とを一致せしむるに充分なる額でなかつたか、然らざれば一度蓄積した國民貯蓄資金の使用に於て再び物價騰貴を誘發するが如き結果となつたかの何れかであること、（ロ）貯蓄總額は豫定通り集積し得たが、之を吸收するに當り、物資と資金との調和を缺いて居る方面に於て調和を保たせる迄に資金を吸收し得なかつたこと、の二つの原因が競合して作用したが爲めであると見て居るのであつて、結局貯蓄目標額夫れ自體が全體の購買力總量と物資供給總量とを

一致せしむる爲め不充分であつたといふことになると言つて居る。兎もあれ何れにせよ物價騰貴を防止するといふ點より觀れば、尙昭和十四年度の貯蓄目標額は充分でなかつたと言はざるを得なかつたのである。而して此等の問題を內包しつゝ昭和十五年度の資金計畫か進められたのである。

（三）昭和十五年度の實績

昭和十五年度に於ては前年度の事情に鑑み、特にインフレ防止の問題と國債消化強化の問題を考慮に入れて貯蓄增加目標を百二十億圓だけ、インフレ防止と日銀手持公債消化の爲めに加へられたことは既に述べた所であるが、本年度の實績は上半期の終り頃より七・七禁令、外國貿易の停頓、現金取引の橫行其の他の諸事情に因り經濟界が稍々變調を呈し、一時資金の蓄積も惡化の狀態を示すに至つたにも拘らず、下期末より十六年初めにかけ政府支拂の促進、預金部資金の放出、公債發行の增加、公債消化強行の緩和等の金融緩和方策が講ぜられた爲め、第三、四半期末より第四、四半期にかけて極めて良好なる成績を擧げ得たる外、既述の如く本年度に於ては政府の國民貯蓄奬勵も計畫的增强策を採ることゝなつた關係もあつて、左揭の如く百二十八億一千七百萬圓と目標額よりも八億一千七百萬圓の增加となり、前年度の實績に比し二十六億一千五百萬圓、即ち二割六分の蓄增を示したのである。

昭和十五年度國民貯蓄增加實績（單位百萬圓）

種別	昭和十五年度貯蓄增加高	昭和十四年對同十五年比較增減（△）
郵便貯金	一、七一五	三三一
簡易保險積立金	三三一	八五
郵便年金積立金	八〇	四一
銀行預貯金	四、九八一	七三
信用組合貯金	一、二五九	二九六
金錢信託	三三三	二六
保險會社資金	七六七	二九五
無盡會社資金	一九六	九二
小計	九、六五三	一、二三九
直接有價證券投資	三、一六四	一、三七六
合計	一二、八一七	二、六一五

（備考）大藏省調

併し以上の叙述に依つて知り得る如く、國民貯蓄の成績が百二十億を遙かに超えたからと言つて、それ自身決して樂觀を許されないのであつて、上半期に於けるが如き方策を持續して尙且つ右の成績を擧げ得たならば、これこそ喜ぶべきことであるけれども、經濟界の事情は之を許さず、遂に公債を增發し、政府支拂を增進し、預金部資金を還流せしめ、公債消化を緩和して始めて出來た百二十八億貯蓄である。更に換言すれば日銀手持公債を減少せしむるを得なかつたのみでなく、結局年度內に十一億六千五百萬圓の日銀手持公債を增加せしむるの已むなき事情の結果として國民貯蓄は計畫以上に八億圓餘の增加を得たと言はなければならぬのである。斯くして物價も亦年度內に於て結局卸賣に於て二分八厘方、小賣に於て六厘方の上昇を見るに至つたのであつて、此等の範圍に於ては豫期に反した結果となつたのであるが、兎に角これだけの資金蓄積が出來たればこそ、五十數億圓の國債消化と七十數億圓の日滿支を通ずる生產力擴充とが可能となつたのである。

（四）昭和十六年度の實績

昭和十六年度に於ける貯蓄增加目標額は國債消化所要資金七十五億圓、生產力擴充所要資金六十億圓、合計百三十五億圓と決定されたのであるが、本年度は前年度の如き苦き經驗を嘗めることなく、又經濟界に刺戟を與へることなくして、而も貯蓄目標額を達成しなければならぬのである。併し乍ら前年度の百二十八億圓が如何なる事情の下に於て達成せられたか、又本年度の國民所得增加の可能性、國民消費の切下可能性如何を考慮するとき、しかく容易なるものとして樂觀し得ないのは勿論、相當の困難を覺悟されて居るのである。即ち第一、四半期の實績では四十四億七千二百萬圓と既に目標額の三分の一に達するの成績を擧げて居るのであるが、其の後に於ける各種資金の增勢鈍化、國債消化率の低下、兌換券の膨脹等よりすれば貯蓄の實績は餘り芳しからざるものと懸念されるのであつて、此の際官民一段の努力に依り貯蓄增加を期さねばならぬのである。

昭和十六年度（自十六年四月至十六年六月）貯蓄增加實績（單位百萬圓）

種別	貯蓄增加高
郵便貯金	五一五
簡易保險積立金	一〇四
郵便年金積立金	二九
銀行預貯金	二、二四九
信用組合貯金	三〇六
金錢信託	一四九
	五〇九

保險會社資金	二二五
無盡會社資金	五六
小計	三、六三三
直接有價證券投資	八三九
合計	四、四七二

（備考）大藏省調

以上の如く事變以來に於ける我國民貯蓄の增加額は各年度に依り多少の問題はあるにせよ、兎も角も初年度を除きては何れも豫期以上の好成績を收め得たのである。今之を更に其の內容に立入り、資金別に其の實績を觀るに、左表の如く孰れも逐年累增の一途を辿れるも、就中增加の顯著なるは銀行預金であつて、事變發生の十二年度に於て十四億五千三百萬圓の增加であつたものが、十五年度に於ては四十九億八千百萬圓と三十五億二千八百萬圓の增加を示し、之に次いでは郵便貯金の十三億一千四百萬圓、信用組合貯金の十億五千萬圓等の順序となつて居る。併し乍ら之を最近の實績に付て觀るときは、昭和十三年度より十四年度にかけての增勢は極めて顯著なるものがあつたが、十四年度より十五年度にかけては信用組合貯金其の他二、三を除き稍々鈍化の狀態を呈し、就中民間資金の主要構

成分子たる銀行預金、金錢信託に於て其の顯著なるを認めるのである。殊に十六年度に入り從來增勢の顯著なりしと言はれて居た郵便貯金が前年同期に比し減少をさへ示すに至つて居ることは注目を要する所である。

昭和十一年度以降年度別貯蓄增加額（自十一年度至十六年度）（單位百萬圓）

年度別	郵便貯金	簡易保險積立金	郵便年金積立金	銀行預金	信用組合貯金	金錢信託	保險會社準備金	無盡會社資金	小計	直接有價證券投資	合計	貯蓄增加目標額
昭和十一年度	二四二	一六四	二〇	一、一六四	一七二	九六	三二〇	二五	二、二〇三	六七五	二、八七八	—
昭和十二年度	四〇一	一七三	一六	一、四五三	二〇九	四〇	四三一	四〇	二、七六三	一、三四四	四、一〇七	—
昭和十三年度	八一五	一九五	二〇	三、〇六二	四一四	二二四	三九一	六一	五、一八二	二、一五一	七、三三三	八、〇〇〇
昭和十四年度	一、三八四	二四七	三九	四、九〇八	九六三	二九七	四七二	一〇四	八、四一四	一、七八八	一〇、二〇二	一〇、〇〇〇
昭和十五年度	一、七一五	三三二	八〇	四、九八一	一、二五九	三二三	七六七	一九六	九、六五三	三、一六四	一二、八一七	一二、〇〇〇
十二年對比較增減（△）	一、三二四 (三二七・七%)	一五九 (九一・九%)	六四 (四〇〇・〇%)	三、五二八 (二四二・八%)	一、〇五〇 (五〇二・四%)	二八三 (七〇七・五%)	三三六 (七八・〇%)	一五六 (三九〇・〇%)	六、八九〇 (二四九・四%)	一、八二〇 (一三五・四%)	八、七一〇 (二一二・一%)	
昭和十六年度（自四月至六月）	五一五	一〇四	二九	二、二四九	三〇六	一四九	二二五	五六	三、六三三	八三九	四、四七二	一三、五〇〇
前年同期比較增減（△）	△六 (△一・二%)	二一 (二五・三%)	四 (一六・〇%)	七三六 (四八・六%)	五 (一・七%)	九三 (一六六・一%)	二七 (一三・六%)	七 (一四・三%)	八八八 (三二・三%)	一八八 (二八・九%)	一、〇七五 (三一・六%)	

（備考）大藏省調

因に郵便貯金、普通銀行預金、貯蓄銀行預金、信託預金に付き昭和十六年々初來の各月增加額を前年同月と對照するに、最近に於ける貯蓄增勢鈍化の傾向は單に郵便貯金のみに現はれた現象ではなく、以下の如く各資金共通の事象であつて、特に七、八月に於て著しく、而も大衆的貯蓄に於て顯著である。

(1) 郵便貯金

先づ之を郵便貯金より觀るに、十六年九月末現在に於ては總額八十六億八千七百萬圓と八十億圓を突破するの巨額に達したのであるが、年初來の各月增加額は左表の如く三月以降各月共に減少して居る。

昭和十六年中郵便貯金各月增加額前年同期對照（單位千圓）

月別	昭和十六年	昭和十五年
一月	二五〇、二五六	二八、五九八
二月	二七、九四一	一一八、四九七
三月	四七、六九八	七六、一三一
四月	八二、三三七	九九、〇四〇
五月	一二二、四二三	一三〇、六二二
六月	一三五、一八五	一五四、三三九
七月	二二〇、六九二	二五六、六五四
八月	二四、五一〇	一七五、二〇四
九月	一二三、九六一	一三五、二五九

（備考）昭和十六年の四月（元加利子一億八千五百二十九萬六千圓）及昭和十五年の五月（元加利子一億四千百十三萬六千圓）の增加額は元加利子を控除せるものである

(2) 普通銀行預金

次に普通銀行預金は次揭の如く三月以降六月迄の上半期後半に於ては前年同期に比し稍々優勢の狀態を示せるも、下期に入り急減を呈し、七月は六月末が期末で當座預金が激減した關係より止むを得ないとしても、八月に入つて一億九千四百萬圓の減少を示して居る。尙之を預金中定期預金のみの增加額に付て觀ると六月以降の增加額は著しく低下して居る。

昭和十六年中全國普通銀行預金各月增減額前年同期對照（單位千圓）（△印は減）

月別	預金總額		定期預金	
	昭和十六年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十五年
一月	△ 九四七、一二一	△ 六三八、四三一	一七八、八四七	一五四、六九九
二月	三、九九六	一三四、九九六	一六六、〇八九	一七一、八七四
三月	二九三、三七二	二三八、五八〇	一五八、四七〇	一三五、一〇三
四月	六七七、六六九	五二五、四六〇	一九四、三一二	一八五、〇七八
五月	七一五、三〇三	六〇三、三七九	二九九、六五一	二〇一、四四〇
六月	一、六八六、三一〇	一、二三八、五二五	三二四、三七八	三二九、二〇八
七月	△ 一、〇六三、九三七	△ 七〇一、七四九	一三〇、八八七	一三九、二四二
八月	△ 一九四、二九〇	二八八、〇一八	一二四、八六七	一五四、七七四
九月	五〇八、九九四	一三三、八五二	一四三、七四五	一四三、九四八

(3) 貯蓄銀行預金

又貯蓄銀行の預金は左表の如く前年同期に比し四月以降增勢鈍化の傾向に在るが、之を定期的な貯金と當座的な貯金とに分ちて觀るに當座的貯金に於ては五月、六月稍々增勢恢復の狀況を示せるに對し、定期的貯金は四月以降鈍化の一途に在る。

昭和十六年中全國貯蓄銀行預金各月增加額前年同期對照（單位千圓）

月別	預金總額		定期的預金		當座的預金	
	昭和十六年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十五年
一月	九六、四三五	七七、〇七四	六七、三四六	四七、五五六	二九、〇八九	二九、五一八
二月	七〇、四〇四	六三、一六七	六五、五八五	五三、〇六一	四、八一九	一〇、一〇六
三月	六七、二九五	五五、九八五	五七、〇五四	三一、四五〇	一〇、二四一	二三、五三五
四月	八〇、六六三	八八、九二五	五三、〇九五	六〇、六六三	二七、五六八	二八、二六二
五月	一〇三、二九八	一一五、四四八	七五、二二四	八八、七二五	三八、〇八四	二六、七二三
六月	一三九、七九八	二一〇、七六六	八八、七〇四	九〇、三七九	五一、〇九四	三〇、三八七
七月	八九、五九四	二二八、二六四	七八、一三七	九一、〇九二	一一、四五七	三七、一七二
八月	六六、五二三	一〇三、九八〇	六六、六二八	八九、五八一	一、八九四	一三、九九九
九月	八五、四九二	八一、九一七	七三、四五一	七三、五四九	一一、九四三	八、四六六

（備考）定期的預金には据置貯金、定期積金、定期預金を、當座的預金には普通貯金、其の他預金を含ますことゝした

(4) 信託預金

更に信託會社の金錢信託に付て觀るに、其の增加額は前年同月に比し七月以降鈍化して居る。

昭和十六年中金錢信託各月增減額前年同期對照(單位千圓)(△印は減)

月別	昭和十六年	昭和十五年
一月	三八、六二七	一九、九九二
二月	二七、四六九	二四、四六一
三月	四〇、三八七	一八、九四五
四月	七七、七一三	三一、二八四
五月	六八、二九六	二九、七〇八
六月	五、九五七	△ 六、三八〇
七月	二四、八四七	三一、九四二
八月	二七、七二五	三二、三一五
九月	二八、四二三	四三、三八五

以上は資金別に國民貯蓄の內容を分析したのであるが、更に預貯金の增加趨勢を都市と農村とに分

加趨勢(單位百萬圓)

普通銀行預金						信用組合貯金					
額	同上指數	六大都市	同上指數	其の他地方	同上指數	總額	同上指數	市街地	同上指數	農村	同上指數
〇四	一〇〇	六、八〇三	一〇〇	四、九〇一	一〇〇	一、五九二	一〇〇	二五九	一〇〇	一、三三二	一〇〇
五二	一〇六	七、二〇九	一〇六	五、一四三	一〇五	一、七二六	一〇八	二七八	一〇七	一、四四七	一〇八
五三	一一七	八、二〇二	一二一	五、四五一	一一一	一、八七七	一一八	三一二	一二〇	一、五六四	一一七
七三	一二九	九、〇〇六	一三二	六、〇六七	一二四	二、一八六	一三七	三五九	一三九	一、八二六	一三七
一二五	一四五	一〇、二〇九	一五〇	六、七〇六	一三七	二、四九三	一五六	四一四	一六〇	二、〇七八	一五六
九四	一六九	一一、九一〇	一七五	七、八八四	一六一	三、〇二五	一九〇	四九一	一九〇	二、五三四	一九〇
八五	一八七	一二、八四八	一八九	九、〇四〇	一八四	三、五四九	二二三	五七四	二二二	二、九七三	二二三
八九	二〇八	一四、四六七	二一三	九、九二三	二〇二	四、一三〇	二五九	六六一	二五五	三、四六八	二六〇
四一	二〇〇	一三、五七三	二〇〇	九、八六八	二〇一	四、二八三	二六九	六七六	二六一	三、六〇七	二七一
四五	二〇〇	一三、五四一	一九九	九、九〇四	二〇二	四、三八三	二七五	六八四	二六四	三、六九八	二七八
三九	二〇三	一三、七七七	二〇三	九、九六二	二〇三	四、四一一	二七七	六九五	二六八	三、七一六	二七九
四六	二〇九	一四、二〇九	二〇九	一〇、二〇七	二〇八	四、四六四	二八〇	七一一	二七五	三、七五二	二八二
三一	二一五	一四、五六一	二一四	一〇、五七〇	二一六	四、五四〇	二八五	七三〇	二八二	三、八一〇	二八六
八一八	二二九	一五、八七九	二三三	一〇、九三九	二二三	四、六五八	二九二	七四五	二八八	三、九一二	二九四
七五四	二三〇	一四、八三八	二一八	一〇、九一六	二二三	四、七四二	二九八	七六三	二九五	三、九七九	二九九
五六〇	二二八	一四、六一九	二一五	一〇、九四一	二二三	—	—	—	—	—	—

島、福岡)を除く其の他の道縣、普通銀行預金は六大都市を除く其の他の地方を農村と看做し、調に據り、又信用組合貯金に付ては農林省調に據り算出した

事變後に於ける都鄙預貯金の增加趨勢（單位百萬圓）

年月別	郵便貯金					普通銀行預金					信用組合貯金		
	總額（内地分）	同上指數	八大府縣	同上指數	其の他道縣	總額	同上指數	六大都市	同上指數	其の他地方	同上指數	總額	同上指數	市街地	同上指數
昭和十二年 六月末	三、三七三	一〇〇	一、五九五	一〇〇	一、七七八	一、七〇四	一〇〇	六、八〇三	一〇〇	四、九〇一	一〇〇	一、五九三	一〇〇	三五九	一〇〇
同 十二月末	三、三五〇	一〇八	一、七一四	一〇七	一、八一六	一、三三三五	一〇八	七、二〇九	一〇六	五、一四三	一〇五	一、七二六	一〇八	二七八	一〇七
昭和十三年 六月末	三、七二五	一二四	一、八一九	一二四	一、九〇六	一、三五三三	一一七	八、二〇三	一二一	五、四五一	一一一	一、八七七	一一八	三一二	一一〇
同 十二月末	四、一九三	一三八	二、〇二九	一二七	二、一六四	一、五〇七三	一二九	九、〇〇六	一三三	六、〇六七	一三四	二、一八六	一三七	三五九	一三九
昭和十四年、六月末	四、六三三	一四三	二、二四九	一四一	二、三八四	一、六九九〇	一四五	一〇、二〇九	一四七	六、七〇六	一三七	二、四九三	一五六	四一四	一六〇
同 十二月末	五、三五〇	一六三	二、三五六	一五九	二、八二四	一、八九、七九四	一六九	一一、九一〇	一六九	七、八〇四	一四一	三、〇三五	一九〇	四四九一	一九〇
昭和十五年 六月末	六、一三一	一八七	二、八九八	一八三	三、〇二四	二、一八五八	一八九	一二、八四八	一八二	九、〇四〇	一四四	三、五四九	二三三	五七四	二三三
同 十二月末	七、〇一四	二一四	三、二九五	二〇七	三、七一九	一、九一、七九四	一六八	一四、四六七	二一三	九、九三三	一四二	四、一三〇	二五九	六六一	二六一
昭和十六年 一月末	七、一四八	二一四	三、四一七	二一四	三、八三一	二、一九、八三八	一八九	一三、五七三	二〇〇	九、八六八	一四一	四、二八三	二六九	六七六	二六一
同 二月末	七、二七二	二一五	三、四六一	二一七	三、九一一	二、一九、八三四	一八九	一三、五四一	二〇〇	九、九〇四	一四一	四、三八三	二七五	六八四	二六四
同 三月末	七、四一九	二一七	三、四八二	二一八	三、九二七	二、一九、八三七	一八九	一三、七七七	二〇三	九、九六二	一四二	四、四一一	二七七	六九五	二六八
同 四月末	七、五〇二	二一九	三、五三三	二一九	三、九七九	二、一九、八三七	一八九	一三、二〇七	二〇九	一〇、〇三七	一四五	四、四六四	二八〇	七一一	二七五
同 五月末	七、六〇五	二二三	三、五七三	二二四	四、〇三三	二、一九、八三四	一八九	一四、五六一	二一四	一〇、五七〇	一四六	四、五四〇	二八五	七三〇	二八三
同 六月末	七、七三三	二二六	三、六五九	二二八	四、〇九四	二、一九、八三八	一八九	一四、八七九	二一五	一〇、九三九	一四七	四、六五八	二九三	七四五	二八八
同 七月末	七、九四三	二二四三	三、七九八	二二六	四、一八四	二、一九、八三八	一八九	一四、八三八	二一八	一〇、九一六	一四七	四、七四二	二九八	七六三	二九五
同 八月末	八、〇五八	二二四六	三、八二四	二二三九	四、二四四	二、一九、五六〇	一八九	一四、六一九	二一五	一〇、九四一	一四七	三三三	—	—	—

（備考）郵便貯金は八大府縣（東京、大阪、京都、神奈川、愛知、兵庫、廣島、福岡）を除く其の他の道縣、普通銀行預金は六大都市を除く其の他の地方を農林省調に據り算出した

郵便貯金に付ては貯金局調、普通銀行預金に付ては東京手形交換所調に據り、又信用組合貯金に付ては農林省調に據り算出した

事變後に於ける都鄙預貯金の增加趨勢（單位百萬圓）

年月別	郵便貯金					普通銀行預金					信用組合貯金				
	總額（內地分）	同上指數	八大府縣	同上指數	其の他道縣	同上指數	總額	同上指數	六大都市	同上指數	其の他地方	同上指數	總額	同上指數	市街地	同上指數	農村	同上指數
昭和十二年 六月末	三、一二五	一〇〇	一、五九五	一〇〇	一、六七八	一〇〇	二、一七四	一〇〇	六、八〇三	一〇〇	四、九〇一	一〇〇	一、五九二	一〇〇	二五九	一〇〇	一、三三三	一〇〇
同 十二月末	三、三五〇	一〇八	一、七一四	一〇七	一、八一六	一〇八	二、三二五	一〇八	七、二〇九	一〇六	五、一四三	一〇五	一、七一六	一〇七	二七八	一〇七	一、四一七	一〇六
昭和十三年 六月末	三、七二五	一二四	一、八一九	一二四	一、九〇六	一二四	二、六五三	一二五	八、二〇二	一一三	五、四五一	一一二	一、八七七	一二四	三一三	一二〇	一、五六四	一一七
同 十二月末	四、一九三	一三八	二、〇三九	一三七	二、一六四	一三七	二、八二四	一三二	九、〇〇六	一三三	六、〇六七	一三四	二、一八六	一三七	三五九	一二九	一、八二六	一三七
昭和十四年、六月末	四、六三三	一四二	二、二四九	一四一	二、三八四	一四二	二、九三二	一四二	一〇、一三〇	一五〇	六、七六六	一三七	二、四九三	一四二	四一四	一四五	二、〇七八	一五六
同 十二月末	五、三五〇	一六三	二、五三六	一五九	二、八二四	一六八	三、一八四	一六五	一一、九一〇	一七五	七、八八四	一六一	三、〇一五	一九〇	四九一	一九〇	二、五三四	一九〇
昭和十五年 六月末	六、一三一	一八七	二、八九八	一八三	三、二三三	一九三	三、五四九	二一三	一二、八四八	一八九	九、〇四〇	一八四	三、五四九	二一三	五七四	二一三	二、九七三	二一三
同 十二月末	七、〇二四	二一四	三、二九五	二〇七	三、七七九	二三三	四、一三〇	二五九	一二、四四六	二一三	四、四六七	二一三	三、四六八	二一八	六六二	二五五	三、四六八	二六〇
昭和十六年 一月末	七、二四八	二一六	三、四一七	二一四	三、八三一	二三八	四、二八三	二六九	一三、五七三	二〇〇	四、八八八	二〇一	三、五四一	二七一	六七六	二六一	三、六〇七	二七一
同 二月末	七、三七三	二一五	三、四六一	二一七	三、九一一	二三五	四、三八三	二七五	一四、四四五	二一〇	五、〇四〇	二一六	三、九八八	二七八	六八四	二六四	三、六九八	二七八
同 三月末	七、四一九	二一七	三、四八三	二一八	三、九三七	二三五	四、三九九	二七五	一三、七二九	二〇三	四、四一一	二七七	三、七一六	二六八	六九五	二六八	三、七一六	二七九
同 四月末	七、五〇三	二一九	三、五二三	二一一	三、九七九	二三七	四、四四一六	二七七	一四、二一〇九	二〇九	五、一三一	二一五	三、七五三	二八三	七二一	二七五	三、七五三	二八三
同 五月末	七、六〇五	二二三	三、五七三	二二四	四、〇三三	二四〇	四、五四〇	二八五	一四、三五一	二一四	五、一八八	二一六	三、八一〇	二八六	七三〇	二八三	三、八一〇	二八六
同 六月末	七、七三三	二二六	三、六二九	二三六	四、〇九四	二四四	四、六五八	二九二	一五、八七九	二二三	五、四五一	二一六	三、九二二	二九二	七四五	二八八	三、九二二	二九四
同 七月末	七、九四二	二二三	三、七九八	二三三	四、一八四	二四九	四、七四三	二九八	一四、八三八	二一八	五、一六六	二一八	三、九七五	二九五	七六三	二九五	三、九七五	二九九
同 八月末	八、〇五八	二四六	三、八一四	二三九	四、二四四	二五三	四、八六九	二一五	一四、六一九	二一八	五、一八七	二一五	四、〇一九	三〇三	七八三	三〇二	四、〇一九	三〇二

（備考）郵便貯金は八大府縣（東京、大阪、京都、神奈川、愛知、兵庫、廣島、福岡）を除く其の他の道縣、普通銀行預金は六大都市を除く其の他の地方を農村と看做し、郵便貯金に付ては貯金局調、普通銀行預金に付ては東京手形交換所調に據り、又信用組合貯金に付ては農林省調に據り算出した

ち、地域別の觀察を試みるに、前表(折込)の如く農村に於ける貯蓄の增勢著しく、郵便貯金の如きは昭和十五年末現在に於て三十七億一千九百萬圓と內地郵便貯金總額の約五割三分を、又農村信用組合の貯金は三十四億六千萬圓と信用組合貯金總額の八割四分を占むるの多額に達して居るのであるが、之を更に昭和十二年六月末の事變勃發直前に比較すれば、其の增加割合は郵便貯金に於て二倍餘、信用組合貯金に於て約三倍の多きに上つて居るのである。又簡易生命保險の新契約件數及收入保險料に付て觀るに、八大府縣を除く其の他道縣に於て大體右と同樣の結果を認め得るのである。而して斯くの如き農村に於ける貯蓄の增加は數年來の農村更生運動、殊に既述の如く最近に於ける國民貯蓄奬勵運動竝に國民精神總動員運動に依り農村民の間に勤儉貯蓄の趣旨が徹底し來れること、農產物の値上りに依り收入の增加せること、農村民が軍需工業への出稼等に因り賃金收入を得る機會の多くなつたこと等に基因するものと考へられるのであるが、斯くの如き實績を農村が收め得たる所以のものは、實に近年に於ける產業組合の顯著なる貯蓄奬勵運動の展開と此等組合の普及竝に組合利用の增進に因るものなることを見逃してはならぬのである。併し乍ら斯かる農村に於ける貯蓄の增勢も十六年に入るに及稍々停滯の兆を示して來たのであるが、農村にも增し都市に於ける此種傾向の顯著となり、殊に銀行預金の如きは七月以降減少をさへ示すに至つたことは注目を要する處である。

事變後に於ける簡易生命保險新契約件數及收入保險料

		總數	指數	八大府縣	指數	其の他道縣	指數
昭和十一年	件數	三、〇三五千件	一〇〇	一、三八千件	一〇〇	一、八〇七千件	一〇〇
	保險料	二、八五九千圓	一〇〇	一、三四九千圓	一〇〇	一、五一〇千圓	一〇〇
昭和十二年	件數	三、一四七	一〇四	一、四五六	一〇八	一、六九一	一一三
	保險料	三、一二四	一〇天	一、三六〇	一一〇	一、八六四	一〇三
昭和十三年	件數	四、九二三	一六二	二、一二九	一七三	二、七九四	一五五
	保險料	五、〇五一	一七七	二、三七七	一七六	二、六七三	一七七
昭和十四年	件數	五、五〇三	一八一	二、四一〇	一九六	三、〇九三	一七一
	保險料	五、八五〇	二〇五	二、七九三	二〇七	三、〇五七	二〇二
昭和十五年	件數	九、九八〇	三三九	四、〇四三	三二九	五、九三七	三二九
	保險料	一〇、六三〇	三七二	四、八四四	三九八	五、七八六	三八三

（備考）簡易保險局月報に據る

尙終りに參考迄に金融機關團體の貯蓄增加目標額より觀た實績に付て觀るに、次揭の如く初めて目標額を決定せる昭和十四年度及翌十五年度の兩年度に於て增加目標額以上の實績を收め得たものは郵便貯金、簡易保險積立金、郵便年金積立金、產業組合中央會のみにして、銀行及信託關係團體のものは十四年度に於て地方銀行協會の實績が稍々目標額を超過せるを除きては殆んど目標額に達し得なかつた狀態であつて、之が爲め十六年度の目標額の如きは前年度に比し、貯蓄銀行に於て三億圓の增加を爲したる外は、シ團銀行に於て四億圓、地方銀行に於て三億圓、信託協會に於て一億五千萬圓の減額を爲して居る。

金融機關團體別貯蓄增加目標額竝貯蓄增加實績（單位百萬圓）

金融機關團體名	昭和十四年度		昭和十五年度		昭和十六年度
	增加目標額	實績	增加目標額	實績	增加目標額
郵便貯金	一、〇〇〇	一、三八四	郵便振替 一、六五五 四五	一、七一五	二、〇〇〇
簡易保險積立金	二〇〇	二四七	二五〇	三三二	三五〇
郵便年金積立金	二五	三九	四〇	八〇	九〇
銀行預金	五、五〇〇	四、九〇八	六、八〇〇	四、九八一	六、四〇〇
				五一九	

國債引受シンジケート團銀行	三、000	五二〇	二、三七九	
地方銀行協會	一、五00	二、二四四	三、六00	三、二00
貯蓄銀行協會	一、000	一、五七四	二、000	一、七00
信託協會	五00	一、一六三	一、二00	一、五00
産業組合中央會	七00	三三三	六00	四五0
生命保險會社協會		一、二五九	九00	一、五00
契約高純增加高	五、000	六、三九一	六、五00	—
無盡中央會				
給付未濟口受入濟高	一00	一九六	一五0	二00

（備考）大藏省調

第二節　國民貯蓄組合の現勢と貯蓄增加額

今事變勃發以來政府に於て貯蓄奬勵方策として貯蓄組合を結成し團體的に繼續的に貯蓄を實行させることの有效なるを認め、鋭意組合の結成を奬勵して之が普及發達の爲めには準據法令迄制定するの

內地に於ける國民貯蓄組合發達狀況

年月末	組合數（千組）	組合員數（千人）	貯蓄現在額（千圓）	組合員の人口對比（%）
昭和十四年三月末	四一六	二四、八五二	四三四、四六六	三四・四
同　九月末	四七一	二九、一二六	七二二、四二四	三九・九
昭和十五年三月末	五0一	三一、六四二	一、一五二、五0一	四三・四
同　九月末	五一六	三四、四一七	一、五二七、四三六	四七・二
昭和十五年十二月末	五二五	三五、0五一	一、七八九、五七五	四七・九
昭和十六年三月末	五三一	三六、三一四	二、0三三、0五二	四九・六
十四年三月末對比增減（△）	一二五（二七・六%）	一一、四六二（四六・一%）	一、五九八、五八六（三六七・九%）	—

（備考）（一）「組合員の人口對比」は昭和十五年十月一日現在（昭和十六年四月十八日內閣告示第六號）の人口に據り算出せるものである

（二）大藏省調

內地に於ける國民貯蓄組合種類別（昭和十六年三月末現在）

種別	組合數			組合員數			貯蓄現在額			組合員一人當
	組數	百分比		員數	百分比		金額	百分比		
	千組	%		千人	%		千圓	%		圓
一、官公署、學校、軍隊を單位とするもの	六二	一・七		九、七六六	二六・九		二六九、七一八	一三・二		二七・六一
一、軍需關係其の他時局に依り所得の增加せる會社工場商店を單位とするもの	一六	三・〇		二、五九九	七・一		三三六、六八三	一六・六		一二九・五一
一、前記以外の會社工場商店を單位とするもの	三一	五・八		二、二〇七	六・一		二〇五、五三二	一〇・一		九三・一〇
一、町內會、部落區を單位とするもの	三〇九	五八・二		一三、六八八	三七・七		八六九、八七六	四二・八		六三・五四
一、其の他	二一〇	二〇・七		八、〇五三	二二・二		三五一、二四一	一七・三		四三・六一
計	五三一	一〇〇・〇		三六、三一四	一〇〇・〇		二、〇三三、〇五二	一〇〇・〇		五五・九八

（備考）大藏省調

努力を拂つて來たことに付ては既に述べた所であるが、其の結果國民の自覺に加ふるに、澎湃として起つた事變下國民の貯蓄報國の熱意とを反映し、國民貯蓄組合は前々表の如く順調なる發達を遂げ、昭和十六年三月末現在に於て內地の貯蓄組合數は五十三萬一千組、其の組合員數三千六百三十一萬四千人、貯蓄現在額は二十億三千三百五萬二千圓（一人當り五十五圓九十八錢）に達して居るのである。

外地國民貯蓄組合結成狀況（單位、組、人、圓）

外地國民貯蓄組合結成狀況（單位、組、人、圓）

外地別	種別	區分	官公署、學校、軍隊を單位とするもの	軍需關係其の他時局により所得の增加せる會社、工場、商店を單位とするもの	上記以外の會社、工場、商店を單位とするもの	町内會部落區を單位とするもの	その他	合計	組合員の人口對比（%）
朝鮮	組合數		一〇、六八七	五八九	三、三三八	七一、二五九	六、五五二	九二、三九五	
	組合員數		五〇一、四九四	九一、九七五	一七四、七四三	三、三六、五四〇	三八、〇九五	四、三三、八四六	一九・〇
	貯蓄現在額		三一、九五四、七八〇	一〇、三〇七、〇九〇	三、四六七、〇九三	二六、〇一八、三九	八、〇六三、三八五	一八八、八一〇、四九六	
	同一人當		六三	二一	一八	三五	二四	四三	
臺灣	組合數		一八一四三	三五	四三三	三、四七三	三三	五、二八三	
	組合員數		八九、七三三	一〇、三〇七	三三、七七一	五一九、三〇九	九二、〇〇四	七四四、一一四	一二・六
	貯蓄現在額		二、九四九、三一〇	四八五、八八七	二、五八〇、六四四	二五、三五三、八五八	四、六六五、三四六	三六、〇三三、九四五	
	同一人當		三三	四七	七八	四八	五〇	四八	
樺太	組合數		三三九	一五	二五六	三七	—	九九七	
	組合員數		一五、二〇〇	一、五〇一	一七、九五四	一三、五六一	—	四八、二一六	一三・五
	貯蓄現在額		四六六、二五八	四八、〇六三	六六〇、九一六	一八九、一三六	—	一、三六四、三七二	
	同一人當		三〇	三三	三六	一三	—	二八	
關東州	組合數		一四八	五一	二九	—	—	三八	
	組合員數		九、二一八	一〇、九二〇	一〇、〇四八	一〇、〇四一	—	三〇、一八六	一六・二
	貯蓄現在額		七八五、六〇四	二、六二七、三六八	一、九八八、四五三	—	—	五、四〇一、四三五	
	同一人當		八五	二四〇	一九七	—	—	一七八	
南洋	組合數		七四	—	—	—	—	二四五	
	組合員數		四、三五〇	—	六、〇六六	一、四四九	三〇	一五、六四四	一二・〇
	貯蓄現在額		一〇七、八二	—	四二五、六五五	三九、五八二	三〇、九六七	五八四、〇三五	
	同一人當		二四	—	六八	一〇	一四	三七	
合計	組合數		一二、三七〇	六九〇	四、二五六	七五、一五八	六、七七四	九九、一四八	
	組合員數		六一九、九八五	一二四、七〇三	三四一、五八一	三、七三、三一九	四三一、五八八	五、一七一、〇三六	一七・六
	貯蓄現在額		三六、二五三、六八三	二三、四六八、四〇七	二四一、五九九、七一五	一四二、五九九、七一五	二三、七四九、六九八	二三三、一九四、二六三	
	同一人當		五八	二七	二六	三七	三〇	四四	

（備考）（一）朝鮮、關東州——昭和十五年九月末現在
樺太——昭和十五年六月末現在
臺灣——昭和十五年三月末現在
南洋——昭和十四年十二月末現在
（二）人口——昭和十四年末現在
（三）大藏省調

即ち之を昭和十四年三月末と比較するに、組合數に於て十一萬五千組(二割七分)、組合員數に於て一千百四十六萬二千人(四割六分)、貯蓄現在額に於て實に十五億九千八百五十八萬六千圓、即ち四億餘の著增を示し、又組合員數の內地人口對比に在りては三四・四%より四九・六%に飛躍して居るのを知るのである。

次に之を組合種類別に觀るに、前表の如く町內會、部落等の地域を單位とするもの(地域組合)が組合數に於て五割八分、組合員數に於て三割八分、貯蓄額に於て四割三分と壓倒的地位を占めて居ることを知るのであつて、之に次ぐものは官公署、學校を單位とする職域組合である。

因に外地に於ける國民貯蓄組合の結成狀況を示せば右表(折込)の如くである。

又之を地域的に觀るときは大體農村方面に於ては上意下達が良く行はれ、組合の結成振りも良好であるが、市部に於ては未だ遺憾な點が尠くないやうである。又府縣に依つて人口に比例し組合員數の低率なるものが相當見受けられるのである。

尙參考迄に貯蓄組合の幹旋に依る貯蓄の內如何なる種類のものが多額を占めて居るかを、當局の談に依り窺知するに、大體次表の如く農村に於ける組合の優勢を反映し、郵便貯金及產業組合への預入れ最も多く、銀行預金は總額の一割に止まつて居る。

組合貯蓄現在額内譯（昭和十五年十二月末現在）

種類	比率 %	金額（推定） 百萬圓
郵便貯金、簡易保險拂込	四〇	七一五
産業組合貯金	三〇	五三七
銀行預金	一〇	一七九
國債、債券	一〇	一七九
その他	一〇	一七九
計	一〇〇	一、七八九

第三節　賞與國債支給實施の狀況

期末に支給さるべき賞與を國債、事變債券を以て支給する運動は昭和十三年末より實施せられたのであるが、其の後趣旨の徹底に加ふるに、逐次支給率の改正に依り支給標準額が增大せられるに至つた爲め、賞與支給額に對する此の種證券の支給率は逐增を示し、今之を昭和十四年下期末と十五年上期末とに付て觀るに、左表（折込）の如く總括に於て十四年下期末の一割四分より十五年上期末には一

賞與國債支給實施狀況

區分	調査件數	(イ)賞與支給總額	國債、貯蓄債券支給（又ハ購入）總額 國債	貯蓄債券 (ロ)計	(ロ)對(イ)ノ割合	(ハ)賞與支給人員	(ニ)國債、貯蓄債券支給（購入）人員	(ニ)對(ハ)ノ割合
（官公署）								
昭和十四年下期末	一三、八三五件	一二九、八一一、三五四円	九、九二五、四〇二円	一五、四八一、三九〇円	一一・九%	一、三〇一、四九〇人	八七八、七二人	六七・五%
昭和十五年上期末	（一三、八三六）	（一四八、六八五、六〇）	一、七〇三、七四〇	（一八、三七八、三四）	（一二・三）	三七〇、五〇七	一七三、七三九	四六・八
	一、八一三	三、七七、五四七		二、一三、七一三	八・九			
（銀行・會社）								
昭和十四年下期末	二、六八三	四七、八四八、六一九	一、七七三、一六三	九、一九二、六八九	一九・二	三三九、五六三	一七二、〇八三	五〇・三
昭和十五年上期末	一、五五六	四七、四三五、一九四	二、四五四、四九三	九、〇三五、六九三	一九・〇	三八〇、九八三	一六九、三四八	四四・四
（工場・鑛山）								
昭和十四年下期末（役職員	四、九六一	六四、一四六、一六四一	三、八七五、七八一	一三、一五五、一〇四	二〇・五	一、一三一、六五〇	三、八三三、三三	六四・三
昭和十五年上期末（役職員	五、四七三	七〇、五四四、九七六	三、〇〇九、二〇二	二、四七四、四九一	八・三	一、一四〇、五一一	四五五、二九〇	二八・五
（其の他）		三三、〇六八、五六八	一、九四五、五六五	一四、六八八、六五四	二〇・八	二、一四四、一三六	九、八七七、七一六	七七・三
昭和十四年下期末	二、一三	三、六七一、三三一	二四六、八五五	五五六、四六四	一五・一	四〇、三九二	三五、四八八	六三・一
昭和十五年上期末	三六七	八三三、八九五	一九一、二九四	一二三、一六九	一三・六	一〇、七五三	六、七二七	六二・五
（計）								
昭和十四年下期末	三、六〇一	四七、八四八、六一九	一、七七三、一六三	九、一九二、六八九	一九・二	三三九、五六三	一七二、〇八三	五〇・三
	（二、六〇三）	（一四八、六八五、六〇）	二、四五四、四九三	九、〇三五、六九三				
昭和十五年上期末	五、四七三	七〇、五四四、九七六	三、〇〇九、二〇二	二、四七四、四九一	八・三	一、一四〇、五一一	四五五、二九〇	二八・五
	九、三〇八	三三、〇六八、五六八	一、九四五、五六五	一四、六八八、六五四	二〇・八	二、一四四、一三六	九、八七七、七一六	七七・三
昭和十四年下期末	三、六〇一	四七、八四八、六一九	一、七七三、一六三	九、一九二、六八九	一九・二	三三九、五六三	一七二、〇八三	五〇・三
	（二、六〇三）	（一四八、六八五、六〇）	二、四五四、四九三	九、〇三五、六九三				
昭和十五年上期末	一八、八三、一五六	四〇、八六〇、一三八	三、〇三三、六〇六	一四、八八〇、一三八	一四・八	三、〇三三、六〇六	一、五四一、一二二	五〇・九
	（四三、七五五、〇六二）	（一四・八）						
	二八、七五九、六四三	二、一三六、六二三			一六・四		八八九、一七二	四一・六

（備考）（一）本調査は各省及廳府縣よりの報告に基き作成せるものである
（二）「銀行、會社」「工場、鑛山」欄の計數は各廳府縣に於ける主要銀行、會社、工場、鑛山の合計である
（三）「其の他」欄は農會、蠶産組合、赤十字社等の分であるが、
（四）括弧内は陸軍省分を含む計數とす
（五）大藏省調

割六分になつて居る。而して支給せられる證券は國債、貯蓄債券の順位にして、昭和十四年下期末に於ては支給證券の五割四分が國債、殘りの四割六分が貯蓄債券、十五年上期末に於ては國債の六割二分に對し貯蓄債券は三割八分となつて居る。之を更に機關別に觀るに、支給率の最も高きは工場、鑛山にして、兩期末共二割九分に上り、之に次いでは銀行、會社の一割九分であるが、官公署は比較的低率である。併し乍らたゞ官公署に於て他の機關と異なる點は支給せられる證券が國債よりも貯蓄債券に於て多額なることである。

第四節　工場鑛山貯金制度竝に團體郵便年金制度の實績

（一）工場、鑛山貯金制度の實績

工場、鑛山の勞務者に對する貯蓄奬勵は事變發生以來特に主力が注がれ、數度に亘つて强化せられると共に、昭和十五年度に於て其の飛躍的增進策が盡されるに至つたのであるが、今全國主要工場（概ね工員千人以上を有するもの）の內百四十七工場に付き昭和十五年九月現在に於て調査せる實績に依れば貯蓄人員五十二萬四千七百二人にして、總人員の八割八分を占め、其の貯蓄現在額は八千百九十四萬二千十一圓に達し、其の一人當りの平均貯蓄額は百五十六圓十六錢となつて居る。尙之を役

員、職員、工員に分ちて觀るに、貯蓄人員は役員に於て三百十五人（役員總人員の七割八分、職員に於て四萬八千七百七人にして（職員總人員の九割二分）、工員に於て四十七萬五千六百八十人（工員總人員の八割八分）と孰れも大半の貯蓄者を示し、其の貯蓄額は役員に於て百五十六萬八千二百九十九圓、一人當りにして四千九百七十八圓七十二錢、職員に於て二千百十九萬八百一圓、一人當りにして四百三十五圓六錢、工員に於て五千九百十八萬二千九百十一圓、一人當りにして百二十四圓四十一錢となつて居る。

次に昭和十五年九月現在に於て道府縣よりの報告に基き二百九十一鑛山に付き調査せる鑛山勞務者の貯蓄に付て觀るに、貯蓄人員は九萬四千二百三十一人にして、鑛山勞務者總人員の八割四分を占め、其の貯蓄現在額は六百四萬五千二百五十六圓に上り、一人當りの平均貯蓄額は六十四圓十五錢となつて居る。

（二）團體郵便年金制度の實績

本制度は前述の如く昭和十四年九月一日より實施せられた關係上、實施後日尙淺く其の普及も未だ徹底して居ないが、それでも昭和十六年八月末現在に於て團體郵便年金組合を結成せるもの一千八百四組、年金契約を締結せる總人員五萬百二人、其の掛金總額は四百四萬一千八百五十三圓に上り、一人當りの平均掛金は百四圓十一錢になつて居る。即ち次表の如くである。

團體郵便年金事業概況（昭和十六年八月末現在）

區別	實績
組合數	一、八〇四組
契約總人員	五〇、一〇二人
掛金總額（第二回以後拂込掛金を含む）	四、〇四一、八五三、九三圓
平均掛金（同）	一〇四、一一

（備考）簡易保險局調

更に之を業態別に觀るに、左表の如く組合數に於て最も多きは工場にして、全體の四割四分を占め、之に次いでは會社の二割七分、官公署の一割六分、商店の八分の順序であるが、契約人員に於ては其の最も多數なるは會社にして、全體の五割四分に達し、之に次いでは工場の二割七分、官公署の一割一分、商店五分の順序である。

團體郵便年金業態別（昭和十六年八月末現在）

區別	組合數 實數	組合數 百分比	人員數 實數	人員數 百分比
工場	八〇八組	四四・八%	一三、六七五人	二七・三%
會社	四九六	二七・五	二七、四三五	五四・八
官公署	二八八	一六・〇	五、六〇五	一一・二
鑛山	六	〇・三	一九九	〇・四
商店	一五八	八・八	二、四九九	五・〇
學校	一九	一・〇	二九九	〇・六
病院	六	〇・三	七七	〇・一
其の他	三	一・三	三一三	〇・六
計	一、八〇四	一〇〇・〇	五〇、一〇二	一〇〇・〇

（備考）簡易保險局調

尙掛金を其の負擔者別に付て觀るに、次揭の如く組合の內では各自負擔に依る組合最も多く、組合總數一千八百四組の內九百三十組、即ち割合にして五割一分を占め、之に次ぐものは事業主全額負擔の四割一分（七百四十五組）であるが、負擔人員に付て觀るときは事業主の全額負擔に依るもの最も多く、總人員中の四割六分を占め、之に次いでは各自負擔の三割六分、五割以下補給のもの一割五分の順序となつて居る。因に一件當りの平均負擔額を示せば、負擔に依るもの之に次ぎ、最少は五割以上補給のものである。因に一件當りの平均負擔額を示せば、事業主全額負擔に依るものは百十八圓五十五錢、五割以下補給に依るものは六十三圓五十一錢、五割以上補給に依るものは四十二圓五十二錢、各自負擔に依るものは四十二圓四十八錢となつて居る。

團體郵便年金掛金負擔者別（昭和十六年八月末現在）

區別	組合數 實數	組合數 百分比	人員 實數	人員 百分比	掛金額 實數	掛金額 百分比	掛金額 一件當平均
事業者全額負擔	七四五組	四一・三%	二三、〇四六人	四六・〇%	二、七三二、一三〇圓	六七・〇%	一八五圓
五割以上補給	四九	二・七	一、〇三三	二・〇	四三、八六	一・〇	四二・五二
五割以下補給	八〇	四・四	七六、一六	一五・二	四八三、七二四	一二・〇	六三・五一
各自負擔	九三〇	五一・六	一八、四〇八	三六・八	七八二、一一一	一九・四	四二・四八

計	一、八〇四	一〇〇・〇	五〇、一〇二	一〇〇・〇	四、〇四一、八五三	一〇〇・〇	八〇・六七

（備考）簡易保險局調

第五節　貯蓄事例其の他

終りに家計簿より觀たる國民貯蓄の概況其の他貯蓄事例の二、三を掲げて、如何に國民貯蓄運動に對し國民が協力をして居るかを參考迄に擧げることゝする。

（一）家計上より觀たる國民貯蓄の概況

內閣統計局に於て每年家計調査を實施し、其の結果を「家計調査報告」として發表して居るが、今之に依つて參考迄に家計簿より觀たる國民貯蓄の概況を述べれば、次表の如く事變前たる昭和十一、十二年調査に於ける貯蓄率は勞働者世帶に在りては一割一分に過ぎなかつたものが、事變下第一年に於ては一割二分となり、第二年に於ては一割五分、第三年に於ては一割七分へと躍進し、他方給料生活者世帶に在りても事變前一割一分であつたものが、事變下第一年には一割二分、第二年には一割三分、第三年に於ては一割五分の高率へと夫々增加の跡顯著なるものがあるのであつて、事變下に於ける小額勤勞所得者階級の賴もしくも又目覺しき貯蓄報國の跡が記錄されて居るのである。

尙之を貯蓄額に付て觀れば、事變前の一年に在りては勞働者世帶の貯蓄額は一箇月平均十圓三十四錢であつたものが、事變下第一年には十一圓十五錢、第二年には十四圓三十九錢へと增加し、更に第三年には十七圓七十四錢へと又增加して居る。他方給料生活者世帶に於ても事變前の一年に在りては一箇月平均十圓七十五錢であつたのが、事變下第一年に於ては十一圓八十九錢、第二年には十三圓七十五錢へ增加し、第三年には十七圓三十七錢へと更に增加して居るのである。即ち勞働者世帶に於ては事變前に比し事變下第一年には八分方、第二年には三割九分方、第三年には七割二分方の增加を、又給料生活者世帶に於ては事變前に比し第一年に於て一割一分方、第二年に於て二割八分方、第三年に於て六割二分方の增加を見て居るのである。斯く觀るときは前掲貯蓄率の場合に於ても同樣のことが言はれると思ふのであるが、勞働者世帶の增加割合が大であつて、給料生活者世帶のものがより小なることが示されて居るのである。

調査年次	勞働者世帶 貯蓄額 金額	勞働者世帶 貯蓄額 指數	勞働者世帶 貯蓄率	給料生活者世帶 貯蓄額 金額	給料生活者世帶 貯蓄額 指數	給料生活者世帶 貯蓄率
昭和十年—十一年（事變前）	一〇・三四圓	一〇〇	一二・八九%	一〇・七五四圓	一〇〇	一二・〇一%
昭和十一年—十二年（事變下第一年）	一二・一五	一〇八	一三・三四	一二・八九	一二	一二・八五
昭和十二年—十三年（事變下第二年）	一四・三九	一三九	一五・〇七	一三・七五	一三八	一三・三六
昭和十三年—十四年（事變下第三年）	一七・七四	一七二	一七・四三	一七・三九	一六二	一五・七九

（備考）本表の貯蓄額は內閣統計局家計調査報告に依る實數入と實支出との差額、即ち剩餘額を一應之と認め、又剩餘額の實數入に對する比率を貯蓄率と認めて計上せるものである

（二）貯蓄事例（大藏省國民貯蓄奬勵局調に依る

貯蓄方法には種々あるが、稍々變つて居ると思はれるもの二、三を擧ぐれば左の如し。

（イ）福井市の誕生記念貯蓄

福井市に於ては昭和十三年十月一日より誕生記念貯蓄を開始し、出生兒に對し一人當り十錢宛

記入の郵便貯金通帳を配布することゝし、昭和十六年四月末迄に四千二百二十八人に及、其の貯蓄現在高は二十一萬四百四十圓に達して居る。今貯蓄額別人員を示せば次の如くである。

約二千圓內外貯蓄せる者	二〇人
約一千圓內外貯蓄せる者	二〇
約五百圓內外貯蓄せる者	一〇〇
約百　圓內外貯蓄せる者	四〇〇
約五十圓內外貯蓄せる者	八〇〇
約十　圓內外貯蓄せる者	一、二〇〇
約五　圓內外貯蓄せる者	一、六八八
計	四、二二八

（ロ）靜岡縣下の學徒貯金

靜岡縣では縣下各學校の兒童及生徒の貯蓄に努力し、各學校に一名の貯蓄係員を委囑して貯蓄の奬勵を行ひつゝあるが、昭和十六年三月末の成績は左の如くであつて、之を昭和十五年三月末現在に比すれば在籍數一萬九千人の增加に對し貯金人員は一萬八千人を增加し、貯金現在高に於